

# 教員研修ハンドブック

令和 8 年度

富山県教育委員会

## はじめに

私たち教員は、教育を受ける子供たちの人格の完成を目指し、その成長を促すという非常に重要な職責を担っている高度専門職です。教育基本法第9条1項において「自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」、同条第2項には「養成と研修の充実が図られなければならない」と規定されています。

子供たちは、少子化・高齢化、グローバル化、生成AI等デジタル技術の発展等、予測困難と言われ変化が止まることのない時代をこれから生きていくこととなります。私たち教員に求められるのは、いかに時代が変化しようとも、その時代の背景や要請を踏まえつつ、自らが常に学び続け、その資質向上を図り続けることです。

一方で、教員を取り巻く環境や置かれた状況は一人一人異なります。各自が、適切な現状把握と目標設定の下で、個別最適な学び、協働的な学びが行われることが重要です。「富山県公立学校の教員等の資質向上のための指標」は、本県教員が、自らのキャリアステージ全体を見通し、その職責、経験、ニーズ等に応じて、効果的・継続的な研修を行うための目安となるものです。指標や受講奨励制度を活用して、目指す教員像に向かって自ら必要な学びを主体的にマネジメントしてほしいと考えます。

県教育委員会では、教員一人一人のキャリアステージに応じた多様な研修を実施しているところであり、特に、各校における若手教員の割合が増加している現状において、教育理念や指導技術を継承していくため、継続的・計画的な若手教員研修を導入しています。この3年間の継続した研修は、教員としての自覚や使命感・倫理観を高めるとともに、実践的指導力や問題解決力・対応力の向上を図ることをねらいとしており、教員としての資質能力を高めることにつながるものです。

「教員研修ハンドブック」は、日々の教育実践の中での疑問や悩みに対して手がかりとなる具体的な指針や方向性を示すため、毎年刊行しています。本書を有効に活用して研鑽を積み、幼児児童生徒や保護者の信頼に応えるよき教育者としての資質を磨いていかれることを期待しています。

令和8年3月

富山県教育委員会

# 目次

<b>第1章 教師の職務</b>			
<b>1 教育者として生きること</b> .....	1	(2) 諸表簿の整理と保管 18	
(1) 児童生徒の生涯に関わる教師の姿	1	(3) 年度当初の担任事務 19	
(2) 教師に求められる姿	1	(4) 転出入児童生徒に関する事務 19	
<b>2 教職員として求められるもの</b> .....	1	<b>5 家庭との連携</b> .....	
(1) 公教育の担い手として	1	(1) 学年懇談会、学級・ホームルーム懇談会 20	
(2) 教育公務員として	2	(2) 個別懇談会 20	
(3) 教職員として	2	(3) 学年通信、学級・ホームルーム通信 20	
<b>3 教職員の研修</b> .....	2	(4) 電話での連絡 21	
(1) 研修の意義	2	(5) メールでの連絡 21	
(2) 研修の内容	3	(6) 家庭訪問 21	
(3) 若手教員研修	4	<b>第4章 指導の実際</b>	
(4) 中堅教諭等資質向上研修	4	<b>1 授業の創造</b> .....	22
(5) 特別支援教育に関する研修	4	(1) 授業とは 22	
(6) 英語教育に関する研修	4	(2) 授業の展開 22	
<b>4 教職員の服務</b> .....	4	(3) 教材研究の進め方 23	
(1) 職務上の義務	5	(4) 授業における指導の工夫 23	
(2) 身分上の義務	5	<b>2 各教科の指導</b> .....	29
(3) 教育公務員としての心構え	5	(1) 授業を組み立てる手順 29	
<b>5 教職員の勤務等</b> .....	6	(2) 学習指導案の書き方 30	
(1) 勤務時間	6	(3) 授業設計のポイント 30	
(2) 休憩時間	6	(4) 学習評価 31	
(3) 休日	6	<b>3 道徳の指導</b> .....	35
(4) 休日及び勤務時間の変更	6	(1) 道徳教育の目標 35	
(5) 時間外勤務	7	(2) 道徳教育の進め方 35	
(6) 休暇	7	(3) 道徳科の指導 36	
(7) 育児休業	7	(4) 道徳科における評価 38	
(8) その他	7	<b>4 外国語活動・外国語科の指導(小学校)</b> ..	40
<b>6 教職員のメンタルヘルス</b> .....	8	(1) 外国語活動・外国語科導入の趣旨 40	
(1) 教職員のメンタルヘルスに関する現状と課題	8	(2) 外国語活動・外国語科の目標 40	
(2) 予防的なセルフケアの促進	8	(3) 外国語活動・外国語科の指導上の留意点 41	
<b>7 福利厚生</b> .....	9	(4) 外国語活動・外国語科の評価 43	
(1) 共済制度	9	<b>5 総合的な学習〈探究〉の時間の指導</b> .....	44
(2) 一般財団法人富山県教職員厚生会	9	(1) 総合的な学習〈探究〉の時間の目標 44	
<b>第2章 学校の教育活動</b>		(2) 各学校において定める目標及び内容 44	
<b>1 教育活動の計画</b> .....	10	(3) 内容の取扱いについての配慮事項 44	
(1) 教育課程の実施	10	(4) 総合的な学習〈探究〉の時間における学習指導 46	
(2) 授業時数等の取扱い	11	(5) 総合的な学習〈探究〉の時間の評価 46	
(3) 指導計画	11	<b>6 特別活動の指導</b> .....	48
(4) 教育活動の評価	11	(1) 特別活動の特質と教育的意義 48	
<b>2 学校の組織と運営</b> .....	12	(2) 特別活動の内容 48	
(1) 教職員	12	(3) 年間指導計画を作成する上で配慮すること 52	
(2) 校務	12	(4) 特別活動の評価 52	
(3) 校務分掌	12	<b>第5章 健康安全・給食指導</b>	
(4) 諸会議	13	<b>1 体力の向上</b> .....	53
(5) 文書管理	13	(1) 定期的な運動の機会 53	
<b>第3章 学級・ホームルーム経営</b>		(2) 家庭や地域との連携 53	
<b>1 学級・ホームルーム経営の計画</b> .....	14	<b>2 学校保健</b> .....	53
(1) 学級・ホームルーム経営のねらい	14	(1) 保健教育 53	
(2) 学級・ホームルーム経営で大切にしたいこと	14	(2) 保健管理 53	
(3) 学級・ホームルーム経営案の作成	14	<b>3 学校給食と食育</b> .....	56
<b>2 学級・ホームルーム経営の実際</b> .....	15	(1) 給食の時間に行われる食に関する指導 56	
(1) 居場所づくり、絆づくり	15	(2) 学校給食におけるリスクマネジメント 56	
(2) 自発的・自治的な学級・ホームルーム活動	15	(3) 各教科等における食に関する指導 57	
(3) 授業づくり	15	(4) 個別的な相談指導 57	
(4) 日常生活での学級・ホームルーム経営の実際	15	<b>4 学校安全</b> .....	58
<b>3 学級担任の一日</b> .....	16	(1) 学校安全の意義 58	
<b>4 学級・ホームルーム事務</b> .....	18	(2) 学校安全の取組 58	
(1) 学級・ホームルーム事務の内容	18	<b>5 危機への対応</b> .....	60
		(1) 学校における危機管理 60	

(2) 学級担任としての危機管理	60
------------------	----

## 第6章 人権教育

1 人権教育の推進	62
2 学校における人権教育	63
(1) 人権教育の目標	63
(2) 人権尊重と教育活動	63
(3) 指導上の留意事項	64
3 学級・ホームルームにおける人権教育	64
(1) 教師の人権意識の高揚	64
(2) 実践に当たっての留意点	64
4 子供の人権課題	65
(1) いじめ	65
(2) 不登校	65
(3) 児童虐待	66
(4) 性被害	66

## 第7章 生徒指導

1 自己指導能力の獲得を支える生徒指導	67
(1) 生徒指導の定義と目的	67
(2) 生徒指導の取組上の留意点	68
(3) 児童生徒との信頼関係づくり	69
(4) 体罰の禁止及び懲戒	70
2 実態に応じた対応と連携	70
(1) 生徒指導上の諸課題の理解と対応	70
(2) 生徒指導上の諸課題解消への支援と連携	79

## 第8章 キャリア教育

1 キャリア教育の充実	80
2 キャリア教育の展開	80
(1) 発達課題と指導内容	80
(2) 学級・ホームルーム活動及び教科学習との相互補完	81
(3) 進路相談の充実	82
(4) 地域社会や保護者との連携	82

## 第9章 特別支援教育

1 特別支援教育とは	83
2 学校(園)全体で取り組む特別支援教育	85
(1) 校内支援体制の整備	85
(2) 個別の教育支援計画	85
(3) 個別の指導計画	86
(4) 特別支援教育に関する教師の専門性	86
(5) 交流及び共同学習	86
3 多様な学びの場	87
(1) 通常の学級における特別な支援が必要な児童生徒への学級経営上及び学習指導上の配慮	87
(2) 特別支援学級における指導、通級による指導	87
(3) 特別支援学校における指導	89
4 特別支援学校のセンター的機能	93
5 障害のある児童生徒の就学	94
(1) 就学先の決定	94
(2) 学びの場の柔軟な見直し	95
6 特別支援教育を巡る近年の動き	95
(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	95
(2) 障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例	95
(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する富山県教育委員会教職員対応要領	95
(4) 富山県手話言語条例と学校における手話の普及等について	95
(5) 障害者の生涯学習の推進について	96
(6) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について	96

## 第10章 各種教育

1 生涯学習と学校教育	98
(1) 生涯学習における学校教育の役割	98
(2) 学校・家庭・地域社会の連携	98
(3) 地域社会における活動	98
2 国際教育	99
(1) 目指す子供像	99
(2) 指導上の留意点	99
3 外国人児童生徒教育	100
(1) 学校全体の児童生徒の指導	100
(2) 学校の受入れ体制づくり	100
(3) 日本語指導・教科等指導について	100
4 環境教育	101
(1) 学習の進め方と留意点	101
(2) 内容の取り上げ方	101
5 情報教育	102
(1) 情報モラル教育	103
(2) プログラミング教育	104
(3) 教科等の指導におけるICT活用場面と教員の指導力	104
(4) 学習場面に応じたICT活用の分類例	105

## 第11章 幼稚園教育

1 幼稚園教育の意義と役割	107
2 幼稚園の教育活動	107
(1) 幼稚園教育の目標	107
(2) 幼稚園教育の内容	108
3 学級経営	109
(1) 指導計画の作成と展開	109
(2) 幼児理解と評価	109
(3) 環境の構成	110
(4) 保護者との信頼関係	110
(5) 保育者の心構え	110
4 指導の実際	111
(1) 主体的な活動を促す指導	111
(2) 指導計画(日案)の作成	111
(3) 指導計画(日案)の事例	113
5 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のために	116
(1) 幼児期の教育と小学校教育の連携・接続の重要性	116
(2) 幼児期の教育と小学校教育の接続の理解	116
(3) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	116
(4) 幼児教育と小学校教育の特徴	117

### 【巻末資料】

1 教職員の懲戒処分の指針	
2 特別休暇	
3 相談窓口のご案内	
4 「よりよい授業を目指して」・授業チェックシート	
5 「児童虐待の防止等に関する法律」の概要	
6 「教職員による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」の概要	
7 「いじめ防止対策推進法」の概要	
8 児童生徒に対する懲戒・体罰に関する法令等	
9 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の概要	
10 教育相談機関	
11 特別支援教育	
12 教育関係資料及び図書	

### 【事項索引】

## 第1章 教師の職務

### 1 教育者として生きること

#### (1) 児童生徒の生涯に関わる教師の姿

教育は、将来の社会を担っていく児童生徒を健全に育み、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる「人づくり」の営みです。

教師は、単なる知識の伝達者ではなく、児童生徒の人間形成全般に大きく関わり、その生涯に多大な影響を与えます。教師の人間性や生きる姿勢は、児童生徒にとって人としての手本になることを肝に銘じなければなりません。

教職に就いたということは、「人づくり」の専門家になったということであり、児童生徒の未来を創る仕事に就いたということです。教師に寄せられる社会の期待の大きさと使命の重さを自覚するとともに、常に自らの力量を高め、自信と誇りをもって教育に携わらなければなりません。

#### (2) 教師に求められる姿

時代がどのように変化しても、教育は人と人との触れ合いの上に成り立つものであり、教師には、常に人間としての温かさと厳しさが求められます。また、教職は児童生徒の成長や発達、心理についての深い理解や洞察の上に立って適切に指導・援助する専門職であるため、教師にはその専門性の発揮が強く要求されます。

私たち教師は、自ら学び考える力や豊かな人間性を身に付け、21世紀をたくましく生きる児童生徒を育成するために、次のような教師を目指して努力していきたいものです。

- 個性を伸ばす教師  
全教育活動において、児童生徒一人一人のよさや可能性を見付け、個性を伸ばす教師
- 学ぶ意欲を高める教師  
児童生徒の興味・関心を引き出し、学ぶ意欲を高める教師
- 共感できる教師  
教育的愛情と包容力をもって、児童生徒の思いや悩みを受け止めることができる教師
- 夢を語る教師  
児童生徒が将来の生活や生き方を考えることができるよう、夢を語るすることができる教師
- 生き生きとした教師  
様々な場で児童生徒を生き生きと指導できる教師
- 広い視野をもつ教師  
社会の一員としての幅広い視野や協調性をもち、率先してものごとに取り組む教師
- 自らを磨く教師  
学習内容や教育課題等に対して常に問題意識をもち、研修し実践する教師

### 2 教職員として求められるもの

#### (1) 公教育の担い手として

公教育は、教育基本法にもうたわれているように、児童生徒を一人の人間として「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民」に育てるという国民共通の願いと要請に基づき、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない」という基本的立場で進められています。

教師の仕事は、平和的、文化的な国家及び社会の形成者となる児童生徒に未来を託す営み

です。そのために教師には、広い視野に立って現在と未来に目を向けながら、社会の発展に寄与することが求められます。

## (2) 教育公務員<sup>\*1</sup>として

私たちは、富山県教育委員会の「富山県公立学校教員<sup>\*2</sup>に任命する」という辞令を手にしたときから、「教育公務員」としての身分になり、それに伴い、地方公務員法、教育公務員特例法の示す重い職責を担うことになります。

例えば、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」（教育公務員特例法第21条）とされ、さらに地方公務員法にある「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」や「秘密を守る義務」、「職務に専念する義務」を負うとともに、「信用失墜行為の禁止」や「争議行為等の禁止」、「政治的行為の制限」や「営利企業への従事等の制限」に従うことになります。

## (3) 教職員<sup>\*3</sup>として

学校は、児童生徒が日々成長していく学習の場です。教師は、学校運営全般に参画し、教育活動を分担・推進していく役割と責任をもっています。教師は、個々に教育活動を進めることなく、学校組織の一員として校務を理解し、学校全体が調和と統一をもって機能するように連携・協力し合うことが大切です。

したがって、学校の教育活動が真に生き生きと機能するかどうかは、学校運営に参画する一人一人の教職員の心構えによって決まるといえます。校務においては、担当する分掌に精通し、創造的にその運営に努めることはもとより、他の分掌についても理解を深め、教育活動の活性化と発展に努めなければなりません。

私たちの日々の職務は、自らの問題意識と課題に向かう創意と工夫の活動により全うされるといえます。

<sup>\*1</sup>教育公務員(教育公務員特例法 第2条第1項)

この法律において「教育公務員」とは、(中略)公立学校の学長、校長(園長を含む。以下同じ。)、教員(中略)、教育委員会の専門的教育職員をいう。

<sup>\*2</sup>教員(教育公務員特例法 第2条第2項)

この法律において「教員」とは、(中略)副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師をいう。

<sup>\*3</sup>教職員(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第2条第3項)

この法律において「教職員」とは、校長、副校長及び教頭((中略)特別支援学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する特別支援学校の校長、副校長及び教頭とする)、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員並びに事務職員(常勤の者)をいう。

## 3 教職員の研修

### (1) 研修の意義

「教育は人なり」と言われるように、学校教育は教師の資質能力に負うところが極めて大きく、教師には、その職務の特性から研修が重要視されています。

研修については、教育公務員特例法で「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」（第21条①）とされ、また、教育公務員には「研修を受ける機会が与えられなければならない」（第22条①）こと、任命権者が「研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない」（第21条②）ことが規定されています。

同法が教員の研修について地方公務員法にない規定を設けているのは、教員に高い専門性

と豊かな人間性を備えることを求めているからです。私たちは、そのことを自覚し、一人一人が研修を通して、教育者としての使命感や児童生徒に対する教育的愛情をもち、児童生徒の成長・発達について深く理解するとともに、教科等に関する専門的な知識や広く豊かな教養を身に付け、これらを基盤とした実践的指導力の向上等に努めていかなければなりません。

## (2) 研修の内容

教職員研修は、基本的には、個人やグループの課題に応じて任意に進める自主研修や各学校の課題を軸として計画的・組織的に実施される校内研修を基盤として行われます。また、日常の実践や教職員間の普段の会話の中で、管理職や先輩教員から指導技術や教育理念等について適宜指導を受けながら指導力の向上を図ること（OJT）も大切です。

これらの研修を援助し、その充実を図るために、県・市町村教育委員会や教育研究諸団体等が様々な研修の場や機会を設け、実施しています。

県教育委員会が行っている研修には、基本研修と専門研修、特別研修があります。

### 【基本研修】

教職員としての基本的資質を高める研修及び職務遂行に必要な基本的な知識・技能・態度等の向上を図るための研修

### 【専門研修】

教科等に関する専門性を高めるための研修及び専門的分野に関する職務遂行上必要な知識・技能の修得や企画・運営等の資質を高めるための研修

### 【特別研修】

文部科学省・独立行政法人教職員支援機構主催各種研修講座、大学・大学院派遣研修、教育研究のための派遣研修等

研修を進める上で大切なことは、まず自らの能力や適性をしっかりと把握することと併せて、これまでの教育実践について評価してみることです。そして、「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿として示された「主体的な教師の学び」「個別最適な教師の学び」「協働的な教師の学び」に基づき、計画的に研修を進めていくことが大切です。一人一人の教師が自らの専門性を高めていくことを自覚し、「主体的・対話的で深い学び」を実現していくことは、児童生徒等の学びのロールモデルにもつながります。

県教育委員会では、令和8年に、「富山県公立学校の教員等の資質向上のための指標」を改訂しました。この指標は、本県教員が主体的に資質能力の向上を図る際、自らのキャリアステージ全体を見通し、その職責、経験、ニーズ等に応じて、効果的・継続的な研修を行うための目安となるものです。各自の長所や個性の伸長を図るものとして活用し、これからの時代に求められる資質能力を高めていくことが大切です。

日々の教育実践において、研修で身に付けたことが実践にうまく生かせず悩むこともあるかもしれません。そうした場合は、教職員集団の中で積極的にコミュニケーションを図りながら教え合い、支え合い、補い合っていくようにしましょう。

様々な研修を通して、自らの資質能力を高めながら、自信と誇りをもって教育活動に当たることが大切です。私たち自らを磨くことが、子供たちの輝きを生むのです。

### ○初任者研修制度

初任者研修制度は、昭和63年に「教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づき創設されました。

教員の資質能力は、大学等での教員養成教育によって完成するのではなく、教員養成教育、現職教育等を積み重ねる中で形成されていきます。

特に初任者の時期は、大学における理論と学校現場における教育実践を重ね合わせ、教員の資質能力を高める最初の段階であり、日々の実践的な指導力を身に付けるとともに、当面する課題を究明し、改善策を工夫していくなど、教員の基礎的・基本的な資質能力を高める大切な時期に当たります。

初任者研修会は、6年次教職員研修会、中堅教諭等資質向上研修等とともに、教職員のキャリアステージに応じて実施される現職研修の最初の研修として位置付けられ、実施の意義の大きい研修です。

**(3) 若手教員研修（初任～3年次）**

現在、経験の浅い教員の割合が高くなってきています。これまで、教員の資質能力の多くは、現場における実践の中で、先輩教員から知識・技能が継承されることにより培われてきました。しかし、このような状況の中、今後その継承をどのように行っていくかが大きな課題となっています。また、教員は、これまでよりも早い時期から、主任等、組織の重要な役割を担うことが考えられます。したがって、若手教員に対して、授業力とともに様々な教育課題に適切かつ柔軟に対応できる力量形成を着実に図ることが喫緊の課題となっています。

そこで、平成26年度から、それまでの初任者研修会に2年次教員研修会、3年次教員研修会を加え、これらを若手教員研修という一つの研修体系としました。2年次教員研修会は実践的指導力の向上、3年次教員研修会は課題解決力・対応力の向上をねらいとして、実施しています。

**(4) 中堅教諭等資質向上研修（7～11年次）**

公立の小学校等における教育に関し相当の経験があり、教育活動や学校運営の円滑で効果的な実施において中核的な役割を果たす中堅教員として、必要とされる資質の向上を図るために中堅教諭等資質向上研修（教育公務員特例法第24条参照）が行われます。富山県では、学習指導、生徒指導等における実践的指導力や中堅教員としての使命感を高めることを目的として、教職員に採用され（他県等の教職経験も含む）6年を経過した7年次から10年を経過した11年次までの5年間に、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員を対象として行われます。（実習教諭、実習助手、（主任）寄宿舎指導員は、10年次・11年次の2年間で実施。幼稚園教諭・保育教諭は、幼稚園教諭又は保育教諭として10年を経過した11年次の1年間で実施）

**(5) 特別支援教育に関する研修**

小・中・義務教育学校の特別支援学級や通級指導教室で指導を受ける児童生徒が増加し、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが小・中・義務教育学校の通常の学級や高等学校に在籍していることから、小・中・義務教育・高等学校全ての教員に、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められています。そこで、特別な支援を必要とする児童生徒に適切な対応ができるように、平成27年度から特別支援教育に関する研修を拡充し、計画的に全ての教員の知識・技能の向上を図っています。

**(6) 英語教育に関する研修**

学習指導要領では、「小学校における英語教育の充実」「中・高等学校における英語教育の高度化」「指導体制の強化」等の取組が推進されています。ここでは、これまでの成果と課題を踏まえながら、コミュニケーション能力の素地及び基礎が養われるよう、一層の指導改善を図ることが望まれています。そこで、県として、平成27年度から、小学校教員を対象とした「小学校外国語指導力等向上研修会」、中学校・高等学校教員対象の「英語教員研修会」を実施しています。

**4 教職員の服務**

ここでいう服務とは、公務員として守るべき義務や規律のことをいいます。公務員は、「全体の奉仕者」としての立場から「公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」（地方公務員法第30条）とされています。これに基づき、職務上あるいは職務外において公務員に課せられる義務や規律が法令で定められています。（以下、法令の引用に当たっては、地方公務員法は「地公法」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律は「地教行法」と略す。）

**(1) 職務上の義務****ア サービスの宣誓**

公務員として任命された時点で、条例の定めるところによりサービスの宣誓をしなければなりません。（地公法第31条）

**イ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務**

職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。

（地公法第32条）

また、市町村立学校等に勤務する県費負担教職員は、市町村の条例及び規則等にも従わなければなりません。（地教行法第43条②）

**ウ 職務に専念する義務**

職員は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません。（地公法第35条）（例外的にこの義務が免除される場合は、法律や条例で特別に定めがある。）

**(2) 身分上の義務****ア 信用失墜行為の禁止**

全体の奉仕者として、その職の信用を傷つけたり、職員の職全体の不名誉になったりするような行為は禁止されています。（地公法第33条）

つまり、公務員としての職責を果たすにふさわしくない行為をしてはならないということです。教員の場合は、他の公務員に比べ、この点は更に厳格に解釈されます。

**イ 秘密を守る義務**

職務上知り得た秘密を漏らすことは許されません。この義務は、職を退いた後も継続します。（地公法第34条①）

この義務に違反すると、懲戒処分の対象となるばかりでなく、刑罰が科せられます。（地公法第60条）

**ウ 政治的行為の制限・争議行為等の禁止**

政治的行為については、公務員の政治的中立性を確保しなければならないという要請に基づき、制限規定があります。（教基法第14条、地公法第36条、教特法第18条、国公法第102条、人事院規則第14条7項、公職選挙法第137条等）

また、職員は争議行為等をしてはならないとされています。（地公法第37条）

**エ 営利企業等の従事制限**

教育公務員には、営利企業等や教育に関する他の事業に従事すること等には制限があります。そして、これを行うには任命権者（県費負担教職員の場合は市町村教育委員会）の許可が必要です。（地公法第38条、教特法第17条）

**(3) 教育公務員としての心構え**

教職員は、全体の奉仕者として、その職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉になったりするような行為は禁止されています。

事案	実例
交通事故及び交通違反	交通死亡事故、物損事故、速度超過、無免許運転等
飲酒運転	飲酒後、代行運転が見つからず、自ら運転するなど
わいせつ行為及びセクハラ等	未成年者へのわいせつ行為、ストーカー行為、盗撮、体を触るなど
不適切な指導及び体罰	暴言や叱責、長時間立たせる、頭髪を切る、拳で突くなど

個人情報の流失及び SNS の不適切な利用	USB メモリの紛失による個人情報の流失、管理職の許可のないメールや SNS による児童生徒とのやりとり、ソーシャルメディアへの不適切な投稿等
-----------------------	---

上記のような不祥事が発生すると、児童生徒や保護者、地域住民からの信頼を著しく損なうだけでなく、市民や県民等からの不信や批判を招き、教育そのものに対する信頼も大きく損なうことにつながり、場合によっては懲戒処分となることがあります。（巻末資料1 参照）

懲戒処分には、重い順から免職、停職、減給及び戒告があり、処分を受けた場合は公表されます。このうち、懲戒免職となった場合は、退職手当は支給されません。また、教育職員免許法第10条第1項第2号の規定により、免許状は失効します。

教職員は、改めて、全体の奉仕者であることを自覚し、教育への信頼確保に向けて、自らの行動を律することが求められます。

## 5 教職員の勤務等

勤務等に関する条例、規則、規程には、次のようなものがあります。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 富山県の休日を定める条例</li> <li>② 県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、同規則</li> <li>③ 富山県立学校職員の勤務時間に関する規程</li> <li>④ 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例、同規則</li> <li>⑤ 市町村立学校に勤務する県費負担教職員の勤務時間に関する規程</li> </ul> <p style="text-align: right;">（市町村ごとに規程）</p> |
|---|

### (1) 勤務時間

勤務時間とは、職務に従事することを義務付けられている時間のことです。

本県では、1週間当たり38時間45分となるように、一般的には、月～金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間が割り振られています。

### (2) 休憩時間

休憩時間とは、勤務が割り振られておらず、給与支給の対象にならない時間のことです。

1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては少なくとも45分の休憩時間を置くことになっています。

### (3) 休日

- 週休日(勤務時間が割り振られていない日)
  - ・日曜日及び土曜日
- 条例上の休日(勤務時間が割り振られているが、特に命じられない限り勤務が免除されている日)
  - ・国民の祝日に関する法律に規定されている休日（祝日法による休日）
  - ・12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。年末年始の休日）

### (4) 休日及び勤務時間の変更

ア 週休日とされた日に特に勤務を命じられた場合には、勤務を命じられた日を起算日とする8週間前の日から16週間後の日までの期間において、週休日を振り替えることになっています。

イ 祝日法による休日、または年末年始の休日に勤務時間の全部について特に勤務を命じられた場合には、勤務することを命じられた休日を起算日とする16週間後の期間内において、代休日の指定を行うことができることになっています。

ウ あらかじめ学校として計画され、学校管理下において実施される泊を伴う修学旅行等の引率業務、体育大会等の学校行事の指導業務、交通安全指導等の分掌等の業務として位置付けられている指導業務等、通常勤務時間を超えて勤務する必要がある場合には、学校運営に支障のない範囲内で勤務時間の割振りを変更することができることになっています。

## (5) 時間外勤務

教員に時間外勤務が命じられるのは、次の四つの業務に従事する場合であって、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限られています。

- 生徒の実習に関する業務 … 校外の工場、施設、船舶利用の実習等
- 学校の行事に関する業務 … 文化的、健康安全・体育的、遠足（旅行）・集団宿泊的行事等
- 職員会議に関する業務
- 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務 … 非常災害、児童生徒の負傷疾病や緊急を要する生徒指導業務等

## (6) 休 暇

休暇を必要とする場合は、事前に、それぞれの休暇に応じた「届」あるいは「願」を校長に提出し、「願」の場合は承認を受けます。病気や災害等のため、事前に届出ができない場合は、とりあえず連絡することが大切で、事後速やかに手続きをとります。

### ア 年次休暇

暦年（1月を始点として12月まで）の1年につき20日の有給休暇となっています。  
（4月採用の場合は15日）

### イ 病気休暇

医師の証明等に基づき、療養のため最小限度必要と認められる期間となっています。  
連続する8日以上にわたる場合には、診断書等の提出が必要になります。（市町村ごとに規程）

### ウ 特別休暇（巻末資料2 参照）

職員の結婚、妊娠、出産又は親族の死亡の場合、職員の健康保持のため必要な場合等、必要と認められる期間で、「県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」で定められています。

### エ 介護休暇及び介護時間

配偶者や父母、子等の負傷、疾病、老齢介護のために勤務しないことが相当と認められる場合が該当します。介護休暇は、一つの継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内において必要と認められる期間、介護時間は、一つの継続する状態ごとに、3年を超えない期間で1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる期間となっています。（介護休暇及び介護時間については、勤務しない1時間につき、勤務時間1時間当たりの給与額を減額）

## (7) 育児休業

職員は、その子が満3歳に達する日（満3歳の誕生日の前日）まで、男女ともに育児休業の承認を申請することができます。

## (8) その他

### ア 職員団体

- (ア) 職員団体とは、「職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体」のことをいいます。（地公法第52条①）
- (イ) 「職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入し

ないことができる」ことになっています。また、構成員は必ずしも職員に限定しませんが、管理職員等とは同一の職員団体を組織することはできません。（地公法第52条③）

- (ウ) 職員団体は、教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事項について地方公共団体の当局と交渉することができます。（地公法第55条①）しかし、事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることはできません。（地公法第55条③）

#### イ 公務災害・通勤災害

- (ア) 公務災害とは、公務が原因になって発生する災害（負傷又は疾病）のことです。公務に従事中に負傷した場合や、公務に従事したことが原因で疾病になったというような場合に公務災害になります。（事由によっては、公務災害にならないものがあります。）
- (イ) 通勤災害とは、職員が勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復する際に発生した災害のことです。（経路を逸脱・中断した場合は、通勤に該当しません。）
- (ウ) 災害に遭ったら、所属長を通して公務災害（通勤災害）の認定請求を行います。認定されると、療養補償等各種の補償を受けることができます。

## 6 教職員のメンタルヘルス

### (1) 教職員のメンタルヘルスに関する現状と課題

現代はストレス社会と言われていています。日々、様々なストレスを受けて生活していることから、メンタルヘルスの重要性が指摘されています。こうした背景もあり、学校の設置者には労働安全衛生法に基づき、ストレスチェックを年1回実施することが義務付けられています。教職員が自分自身の心身の健康に配慮しながら、意欲的に職務に当たること、充実した教育活動を行っていくことが大切です。

### (2) 予防的なセルフケアの推進

教職員自身が、自分を客観視し、自分自身のストレスに気づき、これに対処する知識や方法を身に付けることが重要です。

#### ア ストレスサイン（メンタルヘルス不調の初期症状の例）

身体面・・・頭痛、腹痛、めまい、吐き気、不眠等。

行動面・・・朝起きられない、体がうまく動かない、口数が少なくなる、職員室にあまり戻らなくなる、仕事の能率も落ちてくる、など。

精神的な面・・・情緒が不安定になる、今までより意欲が低下する、自己評価を下げる発言が増えるようになる、など。

身体面、行動面、精神的な面のどの面に現れやすいかは人それぞれです。自分は何の面に現れやすいかを自覚できるようにしましょう。

#### イ ストレスチェック

自分の状況を客観的に知るために、ストレスチェックを利用することも有効です。公立学校共済組合の事業であるストレスチェックやウェブでも公開されているストレス尺度を定期的に活用することは自分の状況を捉え、対処していくことに役立ちます。

#### ウ ストレスへの対処

ストレスを自覚した場合は、自分に合った方法で早めに対処することが大切です。ストレスの対処法は、そのときの本人のキャパシティや状態によって、何がよいかは変わります。

（ストレスへの対処例）

- ・ 友達や家族等、信頼できる人に今の状況や気持ちを話す。
- ・ 散歩や軽いランニング等、適度に体を動かす。
- ・ 腹式呼吸（深い呼吸）をする。

- ・必要な睡眠時間を確保する。

「ストレスは人生のスパイスである」これはストレス理論の創始者で生理学者のハンス・セリエの言葉です。ストレスといっても全てが有害なわけではありません。しかし、「眠れない日が続く」「何もする気になれない」「不安な気持ちが消えない」などの大きなストレスを抱え、自分で対処できない深刻な状態になりそうな場合やなってしまった場合は、心の専門家に相談したり、医療機関を受診したりしましょう。

(参考：巻末資料3「相談窓口のご案内」)

#### <参考資料>

- 教職員のメンタルヘルス対策について（最終まとめ）（文部科学省） 平成25年3月  
[https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2013/03/29/1332655\\_03.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2013/03/29/1332655_03.pdf)
- 教師の心が折れるとき 教員のメンタルヘルス 実態と予防・対処法（井上 麻紀（大月書店））  
平成27年5月
- Selfcare こころの健康 気づきのヒント集（厚生労働省） 平成31年3月  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055195\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055195_00004.html)

## 7 福利厚生

### (1) 共済制度

共済制度は、相互救済の理念に立って、地方公務員等共済組合法に基づく公立学校共済組合（以下「共済組合」という）が事業を進めています。その事業を大別すると、次のように短期給付事業、長期給付事業と福祉事業の三つになります。

#### ア 事業内容

##### (ア) 短期給付事業

健康保険及び雇用保険（育児・介護休業に係る給付のみ）に相当する給付事業で、共済組合員又はその被扶養者の公務によらない病気や負傷、出産、死亡、休業、災害等により組合員が被る経済的負担を補償又は軽減します。

##### (イ) 長期給付事業

共済組合員が退職したとき、障害の状態になったとき又は死亡したとき等に行う年金給付で、厚生年金保険法に基づく老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金等や共済組合独自の給付として、年金払い退職給付があります。

##### (ウ) 福祉事業

保健（人間ドック等の健診事業等）、医療（北陸中央病院）、貸付（一般、住宅、教育、医療、災害、結婚等）、宿泊施設（パレブラン高志会館）等の事業があります。

#### イ 加入資格と財源

- 加入資格 … 教職員に採用された日から
- 財 源 … 組合員の掛金（保険料）と県の負担金によって運営

### (2) 一般財団法人富山県教職員厚生会

給付、貸付、いきいき年金、保険、特別弔慰金等の事業を行い、福利厚生の補完的役割を果たしています。

## 第2章 学校の教育活動

### 1 教育活動の計画

学校は、一人一人の児童生徒が自己を発見し、自己に挑戦し、自己を試していくように動機付ける場です。そして、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を育てることが求められています。各学校は、この目標を達成するために教育課程を編成し、それに基づいて指導計画を立て、日々の教育活動を進めていきます。また、目的がどの程度達成されたか学校評価を行い、結果を公表しています。教育活動の質の向上につなげるために教育課程（カリキュラム）を中心に据え、組織的かつ計画的に実施する「カリキュラム・マネジメント」の充実を図ることが大切です。

#### (1) 教育課程の実施

##### ア 教育課程とは

学校において編成する教育課程は、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画です。その際、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素になってきます。

##### イ 教育課程の編成

法令※並びに学習指導要領の示すところに従い、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童生徒の心身の発達の段階や特性等、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成します。

##### (ア) 教育課程の編成の主体

全教職員の協力の下、校長が責任者となって編成します。

##### (イ) 教育課程編成の原則

- ① 法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと
  - ・法令や学習指導要領の内容について十分理解するとともに創意工夫を加え、学校の特色を生かした教育課程を編成する。
- ② 児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童生徒の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮すること
  - ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成や、そのための「知識及び技能の習得」「思考力、判断力、表現力等の育成」「学びに向かう力、人間性等の涵養」という、いわゆる資質・能力の三つの柱のバランスのとれた育成、学校段階間の連携・接続等、児童生徒の発達の段階に応じた調和のとれた育成を重視していることに留意する。
  - ・児童生徒の心身の発達の段階に応じた課題を踏まえ、一人一人の多様な能力・適性、興味・関心、性格（進路等の違い）等を的確に捉え、発達を支援していくことが重要である。
  - ・学校の人的又は物的な体制の実態を十分に考慮すること。特に、児童生徒の特性や教職員の構成、教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域住民による連携及び協働の体制に関わる状況等について客観的に把握して分析し、教育課程の編成に生かすことが必要である。
  - ・地域には、生活条件や環境の違いがあり、産業、経済、文化等にそれぞれ特色をもつ。こうした地域社会の実態を十分に考慮して教育課程を編成しなければならない。また、地域の教育資源や学習環境の実態を考慮し、教育活動を計画することも必要である。
  - ・高等学校においては、課程や学科の特色を十分に考慮する。必修教科・科目の履修

や卒業に必要な74単位以上の修得を共通の基礎要件とし、これに加えてそれぞれの課程や学科の特色を生かした教育を行うことを考えて編成する。

※法令 教育課程に関する法令には、教育基本法、学校教育法、同施行規則等がある。

## (2) 授業時数等の取扱い

各教科等の指導は一定の時間内で行われるものであり、これらに対する授業時数の配当は、教育課程編成の上で重要な要素です。各学校においては、学校の教育課程全体のバランスを図りながら、児童生徒や学校及び地域の実態等を考慮し、授業時数を具体的に定め、適切に配当する必要があります。

その際、授業時数の確保を単に形式的に行うのではなく、個に応じた指導等の指導方法・指導体制や教材等の工夫改善を行うなど授業等の質的な改善を図ることにより各教科等の指導に必要な時間を実質的に確保する必要があります。そのために、次のような点に配慮します。

- ア 各教科等の授業時数は、年間35週（小学校第1学年34週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童生徒の負担過重にならないようにします。
- イ 特別活動の授業のうち、児童（生徒）会活動、クラブ活動及び学校行事については、年間、学期ごと、月ごと等に適切に編成します。
- ウ 各学校の時間割については、児童生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めます。また、給食、休憩等の時間についても、各学校において工夫します。各学校においては、児童生徒や学校、地域の実態、各教科等や学習活動の特質に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成します。

## (3) 指導計画

教育課程を具体化していくのが指導計画です。指導計画は、各教科（・科目）、道徳科、外国語活動、総合的な学習〈探究〉の時間及び特別活動、自立活動のそれぞれについて、学年ごとあるいは学級・ホームルームごと等に、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めた具体的な計画です。年間指導計画や、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは、単元、題材、主題ごとの指導案に至るまで各種のものがああります。

指導計画については、次のような点に配慮しながら学校の創意工夫を生かし、全体として調和のとれた具体的なものを作成します。

- ア 各教科（・科目）等の指導内容については、単元や題材等、内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにします。
- イ 各教科（・科目）等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにします。
- ウ 学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、児童や学校、地域の実態に応じ、児童の発達の段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにします。（小学校）
- エ 児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、児童の発達の段階や指導内容の関連性等を踏まえつつ、合科的・関連的な指導を進めるようにします。（小学校）

## (4) 教育活動の評価

各学校では、教育目標や目指す児童生徒像を設定し、その目標達成のために、学習指導、生徒指導、他の諸活動を展開します。そして、具体的な計画を立て（Plan）、実行し（Do）、評価し（Check）、改善を図る（Action）というPDCAサイクルに沿って取り組んでいくことが大切です。また、重点項目ごとに「アクションプラン」を作成したり、自己評価の実施と結果報告、外部（学校関係者）評価の導入による「学校評価」を実施したりして、教育活動のステップアップを図ります。

## 2 学校の組織と運営

学校は、教育目標を達成するために教育課程を編成し、教育活動を遂行する組織です。この組織を円滑に、かつ、効率的に運営し、校務を効果的に遂行するために、学校は具体的に次のような組織で構成されています。

- 部 …… 教務部 生徒指導部 進路指導部 保健部 特活部 事務部 等
- 教 科 …… 各教科
- 学 年 …… 各学年
- 委 員 会 …… 運営(企画)委員会 教育課程研究委員会 生徒指導委員会 等

これは、一つの例です。校種や学校規模等の違いによって組織の構成は異なるので、「学校要覧」や「教育計画」又は「学校管理指導計画」等を参考にして、学校の組織全体を理解することが大切です。

### (1) 教職員

学校の職員には、教職員〈校長、副校長及び教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習教諭、実習助手、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員並びに事務職員(常勤の者)〉の他に、図書館等を担当する職員、学校施設の補修営繕等に従事する職員、給食の調理に従事する職員等がいます。このように、学校は様々な立場の人たちから構成されているので、互いの立場を尊重し、助け合って校務を遂行していく必要があります。

### (2) 校 務

校務とは、教育目標達成のために学校が行うべき仕事全体のことです。校種に関わらず共通する校務の主なものは、次のようなものです。

- 教育計画の編成と管理 …………… 教育目標、教育課程、指導計画等
- 教育組織の編成と運営 …………… 学年経営、学級・ホームルーム経営、教科の組織等
- 校務分掌と学校事務の運営、処理 …… 校務の分担、事務処理等
- 運営組織と管理 …………… 職員会議、各種委員会の運営組織等
- 研修・研究の推進 …………… 研修の活性化、研修内容、研修体制等
- 学校予算と施設設備の管理運営 …… 出納の処理、施設・設備台帳の整備等
- 渉外・協力連携活動の推進 …… P T A、同窓会、地域社会等との連携
- 学校評価の実施 …………… 重点目標の作成、評価結果の公表等

### (3) 校務分掌

校務分掌とは、組織体として学校のなすべき仕事をその構成員である全ての教職員が分担して処理することをいいます。分掌組織をできるだけ合理的なものにし、全教職員が分掌業務の効率化に努め、教育目標達成に向けて協力することが大切です。

校務分掌を遂行するに当たっては、特に次のような点に注意します。

- 分担する校務について、その内容と組織全体における各自の位置と役割を知る。
- 分担した校務の企画・立案や運営面で創意工夫し、改善に努める。
- 教職員相互の共通理解と連携・協力を進め、的確な連絡や報告を欠かさないように努める。

## (4) 諸会議

### ア 職員会議

適切に校務を運営するために協議したり、学校運営について全教職員の共通理解を図ったりする大切な会議です。校長の最終的な意思決定を助け、学校が有機的に運営されるように一人一人の教職員が考えを述べ、アイデアを出し合うなど、積極的な参加が求められます。職員会議に臨むに当たっての心構えは、次のとおりです。

- 学校の教育目標や経営方針を十分に理解し、その具現化に向けて考える。
- 学級・ホームルーム、学年等の立場に固執することなく、学校全体の視野に立って考える。
- 常に児童生徒の実態を踏まえて検討する。

### イ 各種委員会等

学校には、職員会議のほか、運営(企画)委員会をはじめ、校務分掌部会等の諸会議が設けられ、有機的、かつ、効率的な教育活動が行われるようにしています。

例えば、運営(企画)委員会は、①学校運営全般に関する企画、②校内組織間の意見の調整と連絡、③職員会議に提出する原案の調整、④緊急を要する場合の対応等について協議します。このほかに、学校保健委員会、防災委員会等があります。

また、課題別にプロジェクトチームを編成し、緊急事態や課題に弾力的に対応していくことがあります。

学年部会は、学年所属教員が協力して、学年経営、学級・ホームルーム経営をより効果的に進めるための組織です。学年目標を達成するためには、学級・ホームルームのもつ独自性を保ちながら互いに意思の疎通を図り、共通理解に努めることが大切です。

教科部会は、同一教科担当教員の部会であり、教科の指導計画、連絡調整、教科の内容及び指導法、あるいは評価の研究を行い、教科指導の充実を図ります。

## (5) 文書管理

学校内の文書の管理には、細心の注意が必要です。児童生徒が入学すると同時に、一人一人についての情報が記載されている文書を取り扱うこととなります。児童生徒及び保護者の個人情報は、法令上保護されており、次のような点に留意して個人情報及び文書の管理を行う必要があります。(個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例を参照)

### ア 個人情報の取扱い

- 取得、保有の制限  
個人情報を取得又は保有する際には、利用目的を特定し、その利用目的の範囲内としなければならない。
- 適正な管理  
個人情報が漏れたり滅失したりしないよう、必要な措置を講じなければならない。  
電子データの扱いについても、適切かつ細心の管理に努めなければならない。
- 利用提供の制限  
原則としてあらかじめ特定した利用目的以外に個人情報を利用、提供してはならない。

### イ 秘密保持

- 職務上知り得た個人情報や秘密は、他人に知らせ、又は不当な目的に利用しない。これは、退職後も同じである。

## 第3章 学級・ホームルーム経営

### 1 学級・ホームルーム経営の計画

#### (1) 学級・ホームルーム経営のねらい

学級・ホームルームは、一人一人がよさ（個性や可能性）をもった児童生徒の集まりです。一人一人の児童生徒が教師や友達との人間的な触れ合いを通して、互いのよさを認め合い、自分らしさを発揮しながら自己実現を図ることが学級・ホームルーム経営の大きなねらいになります。また、児童生徒の実態に応じて、日々の学級の諸活動を「いのちの教育」の観点から捉え直し、豊かな心を育成することも大切です。

一人一人が自己実現を図るためには、個々の児童生徒が自分に合った行動目標を設定し、その達成に向けて活動できる場を提供することが重要です。学級・ホームルーム生活のあらゆる場面で、教師と児童生徒、児童生徒同士が互いのよさを認め合い、自分らしさを発揮しながら活動し、目標を達成できたとき、学級・ホームルームへの所属感や連帯感は一層増すこととなります。そのためにも、学級・ホームルーム担任は学級・ホームルームの経営方針や指導の重点を明らかにしておく必要があります。

学級・ホームルームの経営方針や指導の重点は、学校や学年の教育目標、教育方針等を踏まえて定め、学校・学年内で理解、協力、連携することが大切です。また、保護者会や学習参観等の機会を捉えて、学級・ホームルーム担任としての願いや考えを保護者に伝え、信頼関係を深めることも大切です。そうすることで保護者の理解や協力を得ることができ、それが児童生徒一人一人の自己実現を目指す学級・ホームルーム担任にとって力強い支えになります。

#### (2) 学級・ホームルーム経営で大切にしたいこと

学級・ホームルーム経営を行う上で最も重要なことは児童生徒一人一人の実態を把握すること、すなわち確かな児童生徒理解です。日頃から、児童生徒の気持ちを理解しようとする学級・ホームルーム担任の姿勢は、児童生徒との信頼関係を築く上で極めて重要であり、愛情をもって接していくことが大切です。また、学級・ホームルーム経営は、児童生徒の居場所をつくり、失敗や間違いを通してみんなで考え、支え合い、創造する集団、つまり生徒指導の実践集団を育てることであります。学級・ホームルーム経営で行う生徒指導として、発達支持的生徒指導<sup>※1</sup>と課題未然防止教育<sup>※2</sup>を実践することが挙げられます。

---

##### ※1 発達支持的生徒指導

全ての児童生徒を対象に、学校教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるもの

##### ※2 課題未然防止教育

全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施

生徒指導提要（令和4年12月）文部科学省

#### (3) 学級・ホームルーム経営案の作成

学級・ホームルーム経営案は、学校によって形式が異なりますが、学級・ホームルーム担任が作成します。学級・ホームルーム独自の部分と学年や他の学級・ホームルームと共通する部分からなっているので、共通する部分については学年や他の学級・ホームルームと十分に調整する必要があります。

##### ア 児童生徒の実態に即した目標の設定

目指す学級・ホームルーム像や育てたい児童生徒の姿を明確にし、具体的な学級・ホームルーム経営の目標を設定します。

学級・ホームルームは担任だけで経営できるものではありません。他の教職員と連携しながら一人一人の児童生徒を多面的に理解するようにし、信頼関係を築くことが重要です。個々の性格や能力・適性、友人関係、生活環境等をよく理解し、学級・ホームルームの実態

を明らかにしておくことは、学級・ホームルームを経営していく上で大切なことです。その上で学校の教育目標や学年目標を踏まえ、児童生徒の願いや考えを引き出しながら具体的な目標をつくり上げていきます。

### イ 学級・ホームルーム経営案の評価

学級・ホームルーム経営案は、年度当初に作成しますが、児童生徒の変化を把握しながら修正を図り、次の教育活動に生かすなど、常に手元に置いて活用していくことが大切です。計画→実践→評価→修正・改善のサイクルを各学期に位置付け、目指す学級・ホームルームの実現に向けて取り組みましょう。

## 2 学級・ホームルーム経営の実際

### (1) 居場所づくり、絆づくり

人権尊重の精神を基盤に、互いのよさを認め合い、一人一人が自分らしさを発揮できるように、教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育てます。

- ・日頃の児童生徒との触れ合いを基本に、面談や日記・生活ノート等多様な方法を用いて確かな児童生徒理解に努める。
- ・朝の会や帰りの会、当番や係の活動等、学級の諸活動を充実させることを通して、児童生徒の所属感や連帯感を育む。
- ・児童生徒が他者と協力して活動する楽しさや成就感を味わうことができるような場や機会を充実させる。

### (2) 自発的・自治的な学級・ホームルーム活動

学級・ホームルームを一人一人の児童生徒にとって存在感を実感できる場として構築することが大切です。さらに、集団の一員として、一人一人の児童生徒が安心して自分の力を発揮できるように、日頃から、児童生徒に自己存在感や自己決定の場を与え、何が正しいかを判断し、自ら責任をもって行動できる能力を培うことが必要です。

- ・学級・ホームルームの目標設定や目標を実現するための諸活動等を児童生徒と共に行うことにより、自発的、自治的な活動を促す。
- ・学級・ホームルーム生活において生じた諸問題について、意図的に学級活動等で取り上げるなど、児童生徒の主体的な解決を支援する。

### (3) 授業づくり

教師が分かる喜びや学ぶ意義を実感させ、主体性や自己有用感を高めることができるような授業を行うことが、よりよい学級・ホームルーム経営につながります。

- ・児童生徒相互が教え合い、認め合い、支え合う学習集団を育成する。
- ・自己決定の場の設定や認め励ます言葉かけ等、授業における生徒指導の機能を充実させ、全員が安心して学べる雰囲気醸成する。

### (4) 日常生活での学級・ホームルーム経営の実際

校種や学校によって異なりますが、「朝の会」「休み時間」「給食の時間」「掃除の時間」「帰りの会」等、児童生徒と共に行う様々な活動も学級・ホームルーム経営の場となります。学級・ホームルーム経営案は、教師の日々の行動を通して実践に移していくことが大切です。

- ・日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行う。
- ・言語環境の充実や整理整頓され掃除の行き届いた教室の整備、児童生徒の創意を生かした掲示等、学習と生活の場にふさわしい環境づくりに努める。

### 3 学級担任の一日

学級経営案は、教師の日々の行動を通して実践に移されてこそ意味があります。

4月中旬のA小学校の学級担任B教諭の動きを通して見てみましょう。

(例)

時刻	学級担任の動き	配慮事項・その他
	○出勤前	<ul style="list-style-type: none"> <li>来客、保護者への対応ができるように頭髪、服装を整えて出勤する。</li> <li>〔いつでも家庭訪問、市町村教育委員会等の機関〕を訪問できる服装を心がける。</li> </ul>
8:15	○出勤 <ul style="list-style-type: none"> <li>教室環境の点検や整備</li> <li>児童の登校状況の観察</li> </ul> ○朝活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>児童の観察</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出勤時刻を記録後、教室に行き、教室内の環境に変化がないかを確認する。</li> <li>児童に心地よいひと声をかける。</li> <li>教師も共に活動することで、児童の活動意欲を喚起する。</li> </ul>
8:30	○朝の会 <ul style="list-style-type: none"> <li>挨拶</li> <li>出欠の確認と健康観察</li> <li>予定や提出物等の確認</li> <li>教師の学級指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>笑顔で明るい挨拶を心がける。</li> <li>一人一人の出欠と心身の健康の状態を把握する。必要に応じて保護者に連絡・確認をするとともに、養護教諭や管理職に報告する。</li> <li>児童が明るく楽しい一日を送ることができるような一言を付け加えることが望ましい。</li> </ul>
8:45	○授業（1、2限）：各教科 <ul style="list-style-type: none"> <li>児童の観察（心身の状態、学習用具の準備状況や学習課題への取組の様子、集中度や理解度等）</li> <li>開始時刻と終了時刻の厳守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童が学ぶ意欲をもち、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けたり、それらを活用して思考・判断・表現したりすることができるような学習活動になるように、十分な教材研究に基づいた指導を展開する。</li> <li>児童の心身の健康状態や安全に配慮する。</li> </ul>
10:20	○休み時間 <ul style="list-style-type: none"> <li>児童の観察</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>決められた活動があれば、共に活動することが望ましい。</li> </ul>
10:40	○授業（3限）：学級活動           『学級目標の設定』 <ul style="list-style-type: none"> <li>児童の指導、支援</li> <li>児童の観察</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級目標が児童一人一人のものとして、学級全体で目指す価値のあるものになるようにする。そのためには、各自の願いや考えを出し合い、話し合いを通して、みんなが納得できる学級目標となるようにすることが大切である。</li> </ul>
11:30	○授業（4限）：道徳科 <ul style="list-style-type: none"> <li>自己の生き方についての考えを深める学習の工夫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教師も児童と共に考え、悩み、感動を共有しながら学ぶという姿勢で授業に臨む。</li> <li>物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。</li> </ul>
12:15	○給食指導 <ul style="list-style-type: none"> <li>当番活動の観察、補助</li> <li>食育指導（食習慣、栄養、マナー等）</li> <li>食の安全への配慮（衛生、アレルギー、異物混入等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食事の前後の手洗い、身支度、食器の扱い方等、準備や片付けに目を配り、食中毒や感染症の予防と安全に留意する。</li> <li>給食の配食を行う児童の健康状況や衛生的な服装等を点検する。</li> <li>児童の食事の様子を観察し、望ましい食習慣が身に付くように指導する。</li> </ul>

時刻	学級担任の動き	配慮事項・その他
13:00	○昼休み ・休憩* ・児童の観察 (交友関係、興味・関心等)	・児童と活動しながら、誰と誰が一緒にいるか、孤立している児童がいないかなど、さりげなく観察することが望ましい。
13:30	○清掃指導 ・清掃活動の観察、補助 ・教室環境の点検や整備 ・清掃用具の点検や整備	・時間どおりに開始し、協力して清掃できるように指導する。 ・換気のよい状況で行う。 ・清掃後の手洗いを励行する。 ・整理整頓の行き届いた環境は、指導の効果を上げる基盤である。
13:55	○授業（5、6限）：各教科	・1、2限に同じ
15:30	○帰りの会 ・明日の予定の確認 ・配付物の確認(宿題、保護者への連絡等) ・児童のスピーチ等 ・生活指導、下校指導	・一日を振り返り、明日への希望がもてるように指導する。 ・明日の予定、下校時の安全に関する注意、家庭への連絡等を確実に伝える。
15:45	○放課後 ・学級事務（採点、提出物の点検等） ・教材研究 ・情報交換、諸連絡 ・各種会議（職員会議、学年部会、分掌部会等）	・提出物の点検は、早めに済ませる。教師のコメントは児童の意欲や励みにつながるので、必要に応じてコメントを添える。 ・「分かる授業」に向けて、何を、どのように、どこまで教えるのかを、教材研究を通して考える。 ・一日の学級経営を振り返り、記録する。 ・欠席・早退児童への連絡や状況確認を行う。
	○退勤 ・戸締まりや教室環境の確認 (火気や暖房の後始末は、特に厳重に行う)	・学級や担当箇所を確認する。 ・退勤時刻を記録し、周囲の教職員に声をかけて退勤する。
・生徒指導的な問題等、共通理解が必要なものは、速やかに学年主任や管理職への報告・連絡・相談を行う。		

\*休憩時間は各学校で決められている。

以上のように、学級担任としての仕事は多岐にわたっています。それぞれの指導のポイントについては、次からの章で詳しく述べます。

## 4 学級・ホームルーム事務

### (1) 学級・ホームルーム事務の内容

学級・ホームルーム事務は、学級・ホームルーム経営の方針を具体的に展開する重要な職務です。これらの職務は相互に関連している場合が多く、校種によって違いがみられます。

学期ごとの主な学級・ホームルーム事務には次のようなものがあります。

〈小学校・中学校の例〉

1学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導要録、健康診断票、児童生徒名簿等の作成</li> <li>・児童生徒調査票、就学援助等の調査、教科書・副教材(前期用)等の配付</li> <li>・机・椅子の点検、下足箱・雨具掛け・ロッカー等の分配、清掃指導計画、給食指導計画</li> <li>・学級・ホームルーム組織の編成、学級・ホームルーム経営案、学級・ホームルーム日誌、日課表等の作成等</li> </ul>
2学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級・ホームルーム組織の編成、教科書・副教材(後期用)の配付 等</li> </ul>
3学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級・ホームルーム組織の編成</li> <li>・指導要録、指導要録抄本又は写し、卒業生台帳等の作成</li> <li>・会計決算報告、次年度の学級・ホームルーム編制、引継ぎ諸表簿の整理 等</li> </ul>
年 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出席簿、転出入児童生徒の表簿等の作成及び管理</li> <li>・通知表・成績一覧表の作成、学習の記録と評価、行動の記録と整理</li> <li>※必要に応じ、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成</li> <li>・学級・ホームルーム通信の発行、面接相談、家庭との連携・協力</li> <li>・教室環境の整備、備品の管理 等</li> </ul>

### (2) 諸表簿の整理と保管

学校で扱う「表簿」には、学校教育法施行規則第28条※に明確に規定されたものと、学校独自で設定したものがあります。学校で扱う「表簿」を確認した上で、学級担任や校務分掌上の係として取り扱う「表簿」について、特に次の点に留意して整理と保管に努めます。

- ・表簿の記入方法や保管、文書処理等については教頭や教務主任等の指導を進んで受け、その手順や要領等を早く習得するように努める。
- ・表簿の所在は常に明らかにしておき、利用後は直ちに所定の位置に返し、決して私物化しない。
- ・個人情報記載された表簿等、特に慎重な取扱いが必要なものについては、校外への持ち出しをしない。また、校内での取扱いについても十分注意する。
- ・個人情報記録された電子媒体も校外への持ち出しをしない。また、校内での取扱いについても、必要などきのみの使用とし、使用後は速やかにデータを削除する。さらに、使用時においては、常に自己の管理下に置き、他者が取り扱うことができない状態にする。

※学校教育法施行規則第28条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

- 1 学校に関係のある法令
- 2 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- 3 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
- 4 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
- 5 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
- 6 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
- 7 往復文書処理簿

前項の表簿（第24条第2項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、5年間保存しな

なければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。

### (3) 年度当初の担当事務

担任する学級・ホームルームが決まったら、次のようなことを早急に行います。

#### ○児童生徒の氏名（正しい漢字や読み）や人数の確認及び実態把握

- ・児童生徒の性格や学級集団の傾向等についての実態把握

#### ○指導要録等の諸表簿の確認や作成

- ・指導要録、健康診断票等の確認
- ・出席簿、児童生徒名簿等の作成
- ・学級・ホームルーム日誌の作成

#### ○教室環境の整備等

- ・机・椅子の点検
- ・下足箱・雨具掛け・ロッカー等の分配
- ・座席の暫定案決定
- ・清掃用具の分配

#### ○年度当初の行事等の確認と週案の作成

- ・4月上旬の学校、学年、学級・ホームルームの行事等の確認、週案の作成

### (4) 転出入児童生徒に関する事務

転出入に関する事務は、速やかに確実にを行います。公文書の作成、送付等については主務者が決まっているので、学年主任、教務主任等に相談し、その指導を受けて的確に処理をします。

また、指導要録、出席簿、児童生徒名簿の氏名や転出入年月日の記載が、一致しているかを確認する必要があります。

#### ア 転出（転学）に伴う事務（小・中学校の例）

- 学級担任 …… 保護者に転学先の学校名、住所、転学予定日を確認し、教頭に報告する。
- 係 …… 在学証明書、教科用図書給与証明書を作成し、保護者に渡す。
- 係 …… 学級費、給食費等の経理関係の精算をする。
- 学級担任 …… 通知表や学習に関する資料、氏名印等を本人に返却する。
- |      |
|------|
| 学級担任 |
| 教務主任 |

 …… 指導要録の写しを作成する。転学欄には、転学日（転学先の学校が入れた前日の年月日）を記入する。同欄中の（ ）内には学校を去った年月日等を記入する。出欠欄には、在籍していた日までの日数を記入する。
- 係 …… 健康診断票、歯の検査票は原本を送る。

上記のうち、指導要録写しと健康診断票、歯の検査票は、転学先の校長から転入学通知書が届いた後に、当該校長宛に送付する。

#### イ 転入（転入学）に伴う事務（小・中学校の例）

- 学級担任 …… 保護者が、市町村の教育委員会の指示を受けて、学校へ転入学手続きをした日を転入学年月日とする。
- 学級担任 …… 転入学級が決定された後、学校生活を送るために必要な事項について、児童生徒や保護者と話し合う。
- 係 …… 教科用図書給与証明書により、転入児童生徒にすでに給与されている教科書と学校で使用している教科書を照合する。異なる教科書について、納入指示書を作成し、取次書店へ交付する。また、教科用図書給与児童生徒名簿（転入学用）に記入し、関係機関へ提出する。
- 係 …… 前在籍校の校長宛に転入学通知書を発送し、指導要録の写し等の送付を求める。

- 学級担任 …… 出席簿等に氏名を記載する。
- 学級担任 …… 指導要録を新たに作成し、送付された写しと共に綴じ込む。健康診断票、歯の検査票を所定の場所に保管する。

#### ウ 帰国・外国人児童生徒の編入学等や出国に伴う事務処理

- 校長、教頭等の指導を受けて処理する。

## 5 家庭との連携

児童生徒の生活の場は、家庭、学校、地域社会であり、それぞれが児童生徒の人間形成に大きく関わっています。特に学校と家庭は連携を密にして、それぞれの役割を分担しながら協力することが必要です。そのためには、相互に話し合い、資料や情報を交換し、共通の理解に基づいて児童生徒の教育に当たることが大切です。

以下に、その方法とねらい、連携を深めるポイントを例示します。

### (1) 学年懇談会、学級・ホームルーム懇談会

学校の教育方針や学年及び学級・ホームルームの経営方針等を理解してもらおうと同時に保護者の声を聞きます。

- ・学校、学級・ホームルーム担任に対する保護者の考えや要望を把握し、身近な問題を糸口として互いに十分話し合う。
- ・個人的な事柄に話題が集中しないように、学校生活の様子や家庭学習の進め方、長期休業中の生活等、適切な話題を設定する。
- ・資料については、個人に関するものは公開を避け、個人名を出さないなどの配慮をする。

### (2) 個別懇談会

学校や家庭における個々の児童生徒の生活や学習について話し合い、今後の具体的な教育方針について共通理解を図ります。

- ・懇談できる時間は限られている。伝えたいこと、聞きたいこと、話し合いたいこと等を事前に明確にしておく。
- ・児童生徒の作品や行動の記録等、具体的な事実に基づきながら、そのよさや成長したことを伝えるとともに、今後、何をどのように取り組めばよいのかなど、具体的な目標を示すようにする。
- ・学級担任が一方的に話をするのではなく、保護者の意見や話に耳を傾ける。

### (3) 学年通信、学級・ホームルーム通信

児童生徒の学校での様子、学級・ホームルーム担任の考えや保護者の意見、諸行事や出来事等を保護者に紹介し、学校及び学級・ホームルームへの関心が高まるようにします。

- ・公に出る文書であることを踏まえて、作成に当たっては学年主任や教頭と十分に連絡をとりながら進める。
- ・児童生徒の絵や作文等を載せる場合は本人及び保護者の了解を取り、特定の児童生徒に偏らないようにする。
- ・著作権やプライバシーの保護にも留意する。特に、学級通信に他人の著作物であるイラスト画像等を掲載する行為は、授業の過程における利用には該当しないため、著作権法第35条第1項は適用されず、著作権者の了解（許諾）を得る必要がある。

#### (定期的な通信)

- ・児童生徒の様子だけではなく、保護者からの提案や願い、児童生徒の作品等を取り上げるなど、魅力ある編集と継続的な発行が望まれる。

#### (臨時的な通信)

- ・連絡すべき内容を明確にして、具体的で簡潔な文章表現に努め、その趣旨や目的が徹底できるようにする。

#### (4) 電話での連絡

児童生徒のけがや急病等の連絡、欠席の確認等は早期に、かつ、確実に行います。常に保護者に寄り添う姿勢を大切にしつつ、用件は事実に基づき、簡潔明瞭に伝え、情報が正しく伝わるようにします。また、自宅への連絡がつかない場合の対応として、第二、第三の連絡先も把握しておきます。

#### (5) メールでの連絡

災害や悪天候の際の登下校時刻や日程の連絡及び変更、学校行事の有無、不審者や熊等の出没情報等の周知に使います。

電子メール配信システム等を利用することが多くなっていますが、特に慎重に連絡しなければならない場合には学級・ホームルーム担任から、又は他の教職員と分担して一人一人の保護者に連絡をします。

#### (6) 家庭訪問

あらかじめ訪問の目的や意図を伝え、焦点化した話合いが行われるように心がけ、具体的な指導について保護者との連携や協力を深めます。

- ・内容によっては、2名以上で訪問する。
- ・児童生徒の困り感だけでなく、よい姿を伝えるとともに、生活状況等の情報収集にも努める。
- ・誠実な態度で保護者に接し、保護者の願いを受容的な態度で聞くようにする。
- ・他の児童生徒や家庭と比較しない。また、誤解を招く言動のないように注意する。

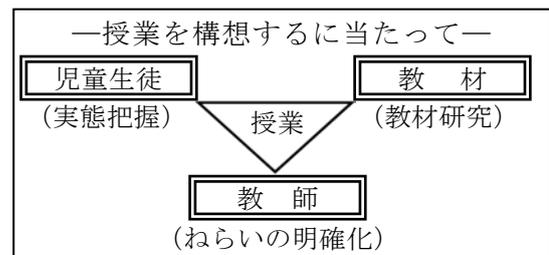
## 第4章 指導の実際

### 1 授業の創造

#### (1) 授業とは

授業とは、児童生徒の発達段階に応じた教科等の指導を通して、知識及び技能を習得させ、思考力・判断力・表現力等を育成する教育的営みであり、児童生徒、教材（教科書・副読本・標本等）、教師の三者の関係の上に成り立っていることを理解しておかなければなりません。したがって、児童生徒と教師の人間関係が大切であることは言うまでもなく、児童生徒の集団が「学び合う」集団であることも大切な要素となります。

授業をするためには、ねらいを明確にし、児童生徒の実態把握に努め、しっかりとした教材研究を行うことが必要です(右図参照)。



そして、教材研究に基づいた質の高い授業を行

い、**Plan**（計画）→ **Do**（実施）→ **Check**（評価）→ **Action**（改善）→ **Plan** という過程に沿って、授業における「ねらいが達成されたか」「教材が適切であったか」「手立てが効果的であったか」などを客観的に評価しながら、常に工夫・改善を図っていくことが重要です。授業の評価には、授業のねらいや手立てに関する妥当性や指導技術に関する効果等をチェックする「授業チェックシート※」等を活用するとよいでしょう。

また、「生きる力」を育む授業の創造には、次の点に配慮することが大切です。

- 一人一人のものの見方や考え方、感じ方を尊重する。また、つまずきや疑問を大切にし、一人一人が分かるまで取り組むことができるように支援する。
- 観察や実験、調査、見学、ものづくり等の体験的な活動を計画的に取り入れる。
- 児童生徒が自ら課題を見付け、解決する能力を高める問題解決的な学習を取り入れる。
- 学習のねらいや内容、児童生徒の実態によって、一斉、グループ、個別等の学習形態を工夫するとともに、児童生徒が自分に合った学び方を選択できるようにする。
- 学習意欲を喚起する教材の選択や開発を行う。また、コンピュータ等のICT、図表等の資料を積極的に活用する。
- 児童生徒による自己評価や相互評価を取り入れる。また、形成的評価を行うことによって一人一人の到達度を把握し、個に応じた指導を工夫する。
- 全国学力・学習状況調査の結果の分析等により、一人一人の学習状況を把握し、個に応じた指導の改善を図る。また、調査問題の場面設定が、学習活動の例示、理想的な単元の流れ、取り組むべき授業を示していることを踏まえ授業改善に生かす。
- 自己決定の場を保障する、一人一人を認め励ます言葉かけやノートへの朱書き等を行うなど、授業における生徒指導の機能を充実させ、児童生徒の自己肯定感を高めるとともに、全員が安心して学習に取り組める雰囲気醸成する。

※「授業チェックシート」 巻末資料4-3 参照

#### (2) 授業の展開

児童生徒が意欲的に学習に取り組み、のびのびと自己表現できるようにするには、授業の進め方や指導方法を工夫して、温かい人間的な触れ合いのある授業を展開しなければなりません。そのために、次のような点に配慮しながら授業を進めることが大切です。

- 分かりやすい授業となるよう工夫する。
- 一人一人が学ぶ喜びを味わうことのできる授業となるよう工夫する。
- 明るく楽しい雰囲気の中で授業を進める工夫をする。
- 一人一人の個性（よさ）が生きる授業となるよう工夫する。

### (3) 教材研究の進め方

教材研究とは、教材分析を通して教材の特質を把握し、単元・題材のねらいや指導目標に照らし合わせて指導内容、指導方法等を事前に研究することです。

教材研究を進める際には、教材の特質を捉えるとともに、児童生徒の実態を踏まえてどんな力をどのようにして身に付けさせるかを考えることが必要です。また、授業の導入、展開、終末の各段階ごとに効果的な発問や板書、資料、教材の扱い方等を考えておくことも大切です。さらに、体験的な活動（観察や実験、調査等の活動）や問題解決的な学習を計画的・効率的に取り入れる必要があります。

### (4) 授業における指導の工夫

#### ア 学習意欲を高める工夫

授業の導入時には、学習内容に対する児童生徒の興味・関心を高め、「やってみたい」「考えてみたい」という必要感を引き出すことが大切です。そのためには、児童生徒が、これまでの生活経験や学習経験とのずれを感じて「あれっ？」と驚いたり不思議に思ったりする場面が生まれるように教材提示の仕方を工夫する必要があります。

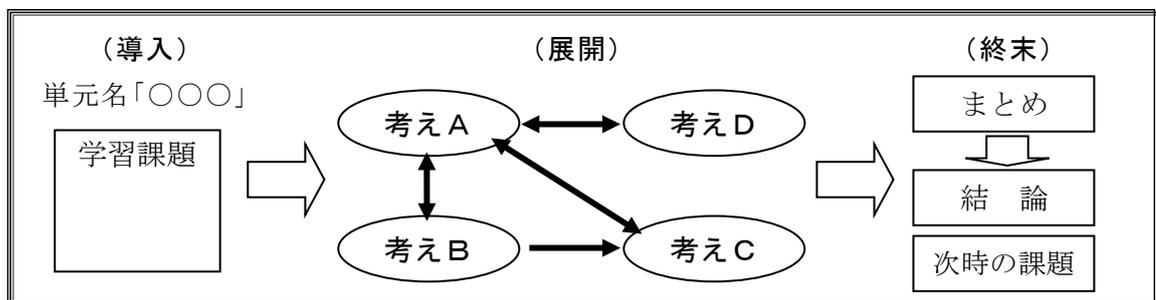
そのうえで、ICTを活用したり具体物を示したりしながら、矛盾や疑問が深まるような発問を投げかけることにより、何をどのように学んでいけばよいのか一人一人が必要感をもって考え、解決に向けて見通しをもって取り組めるように支援していきましょう。

#### イ 板書の仕方

板書は、発問とともに教師にとって大切な指導技術です。板書は、課題を追究するために思考を広げたり深めたりしていくためのものです。書いたことは消さないようにし、1時間の授業の流れが一目で分かるようにすることが大切です。

教材研究の際には、児童生徒の多様な考えや思考の流れを予測しながら、どんな内容をどのような順序や分量で、黒板のどこに書くかを考えて、板書の構想を練ってみるとよいでしょう。よい板書は、学習した内容が整理され、構造化されており、児童生徒によく分かるようになっているものです。

#### <板書の例>



よりよい授業を目指して「構造化した板書例」 巻末資料 4-1,2 参照

#### (ア) 板書の役割

- 学習内容の確認や理解、定着を促す。
- 問題解決の手がかりや考えのよりどころを示す。
- 授業の経過や方向性をつかませる。
- 児童生徒の考えを板書で位置付けたり、児童生徒に自ら板書させたりすることによって、授業への主体的な参加を促すとともに成就感や満足感を味わわせる。

## (イ) 板書の留意点

- 学習活動の目標や学習課題は必ず板書する。
- 課題や発問、話合いの視点、学習のまとめ等の大切な事柄は、大きく目立つように板書する。
- 新出の用語や重要事項、要点等は児童生徒と確認しながら板書する。
- 児童生徒の発言を板書する場合は、発言の内容や考えを把握し、要点を捉えて書く。また、発言している児童生徒に対しては、表情や言葉、動作で共感し、間合いをとって板書する。
- 一人一人の考えを、板書に位置付ける。ネームプレート等を用いて考えや立場を明確にするなど、話合いを深めるための効果的な方法を工夫する。
- 板書をノートに写させる場合は、その時間を考慮する。

## (ウ) 板書の配置、文字の大きさ、資料掲示等

- 要点を整理して書き、黒板全体を有効に使う。
- 文字は正確に、教室の最後列からも読めるよう見やすい大きさに書く。
- 文字や記号、図の位置、間隔、チョークの色等を工夫して書く。

## ウ 発問の仕方

## (ア) 発問の役割

発問とは、授業のねらいに向けて児童生徒の思考活動を組み立てるための教師による「問いかけ」です。発問には、次のような役割があります。

- 児童生徒が考えを広げたり、深めたり、新たな考えに気付いたりするきっかけをつくる。
- 児童生徒が一つの事柄を多面的に見たり考えたりできるようにする。
- 児童生徒の知識や理解に揺さぶりをかけたり、追究を促したりする。
- 児童生徒一人一人の理解の程度を確かめる。

## (イ) 発問の留意点

## &lt;発問の準備&gt;

- 発問を用意するには、教材研究を綿密に行うとともに、児童生徒の学習状況等をしっかり把握しておく。
- 発問によって、児童生徒がどのように考えを深め、授業のねらいに迫っていくかを予測しておく。効果的に授業を展開することができるように発問の内容や数、構成等を計画する。
- 何を問いかけているのかがはっきり分かる発問を準備する。また、分かりやすい言葉で問う。

## &lt;発問の工夫&gt;

- 誘導的な発問や一問一答となるような発問は避け、多様な見方や考え方を引き出す発問をする。
- 発問をするときは、学級全体の雰囲気や児童生徒の状況を捉え、効果的なタイミングを見計らう。
- 発問をしたときは、間合いをとり、児童生徒が考える時間を設ける。
- 発問を何度も繰り返したり、言い方を変えたりしない。

## エ 話合いのさせ方

話合いによって、児童生徒の思考を深めさせるためには、次のようなことが大切です。

- 多様な考えや解釈、価値観が生まれる課題になっていること
- 各自が問いに対する自分の考えをもてるようにすること
- 相手の考えや意見、立場等を尊重する望ましい人間関係がつけられていること

児童生徒の発言のつながりから、新たな問題や葛藤の場面が生じることによって、集団の思考に広がりや深まりが生み出されます。そのためには、日々の学習の中で、「発言の仕方やつなぎ方」「聞き方」「質問や確認の仕方」「賛成・反対の立場の表し方」等の話し合いのスキルやルールを身に付けておくことが大切です。

(ア) 聞く力を育てる指導

授業中、聞く力が必要なのは、教師の問いかけや説明、友達の発言等について正しく内容を捉えるためです。また、話し合いによってより思考を深めるためには、相手の意見を受容的・共感的に聞くことが大切です。そうすることによって、児童生徒は自分の考えを確認したり相手の考えと比較したりして、新たな概念や視点に気づき、それが次なる発言や表現につながっていきます。こうしたことを教師自身が認識し、聞く力を育てるようにします。例えば、人の話を聞きながらメモをとったり、発言が終わってから尋ねたい事柄を質問したりするように促すなどして、相手の話意識を集中させて聞くことを練習させるのもよいでしょう。

(イ) 発言する際の児童生徒の基本的な態度（例）

- 氏名を呼ばれたとき、「はい」と返事をする。
- 単語だけで話をせず、「～です」「～と思います」など、自分の意志を明確にして話をする。
- 相手に分かりやすい言葉、速さ、声量で話す。
- 最後まできちんと話す。

(ウ) 話し合いにおける教師の基本的な姿勢（例）

- 多様な考えや解釈を分類整理したり、話し合いで生じた問題を焦点化したりする。
- 話し合いの状況に応じて、思考を揺さぶる発問を工夫したり、意見が対立する場面を設定したりする。
- 温かい眼差しで共感的に聞く。また、児童生徒が相互に意見を述べ合える温かい雰囲気づくりに努める。

(エ) 発言の取り上げ方

生き生きした授業をつくり出すには、児童生徒の発言を活発にすることが大切です。

児童生徒の発言しようとする意欲は、教師や他の児童生徒がその発言をどう受け入れるかに大きく影響されます。見当違いや要領を得ない発言であっても、教師だけでなく周囲の児童生徒が発言の意図やその背景を理解しようと努めることが大切です。そうすることによって、多様な考え方や価値観を認め、互いに尊重し合う関係がつけられていくのです。一人一人の発言内容を授業に生かすことは教師の大切な務めといえます。

児童生徒の積極的な発言を促すための留意点として、次のようなことが挙げられます。

- 教師の発言はできるだけ少なくする。
- 学習のねらいや経過を確認するなどして、質問の内容が正しく明確に伝わるよう工夫する。
- 発言を最後までしっかり聞こうとする雰囲気づくりに努める。
- 発言した児童生徒に対して、称賛や励まし等、温かい言葉がけを工夫する。

(オ) 指名の仕方

指名に当たっては、児童生徒の人格を尊重し、「〇〇さん」と呼ぶなど十分配慮する必要があります。その上で、児童生徒の実態を踏まえ、ねらいや目的に応じて指名し、授業を進めていくようにします。

なお、学習目標に到達するために、次のような点に配慮して指名していくのがよいでしょう。

- 全員に、課題や発問に対する考えをもたせた上で指名するように心がける。

- 挙手している児童生徒だけを指名しないようにする。机間指導等によって把握した児童生徒の実態を踏まえて、多様な考えを引き出すように意図的な指名を取り入れたり、指名の順序を工夫したりする。
- 児童生徒の表情や態度、つぶやきをよく観察して指名する。

## オ 机間指導の仕方

### (ア) 机間指導の役割

机間指導は、生徒指導の機能を生かした授業のための大きな要素です。一人一人に応じた学習の展開や学習の方向性の示唆だけでなく、学習における満足感や成就感を味わわせ、学習意欲の向上や学校生活への適応にも大きく貢献します。

机間指導には、以下のような役割があります。

- 一人一人の学習や作業の進み具合を確認したり、評価したりする。
- 質問に答えたり、つまづきに対して助言を与えたり、賞揚したり、方向性を示唆したりするなど、個に応じた支援を行う。
- 一人一人の反応や考えを把握し、話合いや全体の学習への生かし方を考える。

### (イ) 机間指導の留意点

机間指導で念頭におくべきことは、児童生徒一人一人との心の触れ合いを大切にすることです。ただ見て歩くのではなく、児童生徒の考えのよさや努力を見付け、称賛したり、励ましたりするようにします。

また、何もしないでいる児童生徒がいる場合は、考えが思いつかないのか、何らかの原因で学習への意欲を失っているのかを見極め、相談に応じるようにします。

さらに、次のような点にも留意します。

- 児童生徒の目の高さで話しかける。
- 同じところばかりを回ったり、特定の児童生徒に集中したりしない。
- 学習のねらいに応じて、指導用の座席表を用いるなど、児童生徒の学習状況をメモしながら行う。
- 知識・技能面だけでなく、意欲や態度等の情意面の変容にも目を向ける。
- 知識や技能、考え方等で間違いやすいもの、多様性や発展性のあるもの等については、全体に紹介し、児童生徒一人一人の知識や技能、考え方を広げたり深めたりする。

## カ 学習形態の工夫

児童生徒の学習への積極的な参加を目指すには、講義や説明が中心の授業ではなく、指導目標、指導内容、児童生徒の実態等によって、いろいろな学習形態（個別学習、ペア学習、グループ学習等）を適宜取り入れて、「分かる授業」を展開していくことが必要です。

ここでは、児童生徒が関わり合って学習を進めていくグループ学習が、効果的に行われるための条件や留意点を述べます。

### (ア) 効果的なグループ学習を展開するための基本的な条件

- なぜグループ学習をするのか、児童生徒がねらいを明確につかんでいる。
- 全員に発言の機会が与えられており、一人一人の考えを尊重している。
- 話合いの仕方が身に付いている。

### (イ) グループ学習の留意点

- グループの主体性に任せながらも机間指導をこまめに行い、一人一人の考えを認め合うことや目的に応じた学習活動の進め方等を助言する。
- 活動のための十分な時間を与える。
- 話合いだけでなく、話し合ったことを書いたり、全体に紹介し合ったりする活動を取り入れる。グループ学習が有効に機能するためには、その基盤に「何でも話し合える雰

囲気」「互いの努力を認め合う雰囲気」のある学級・ホームルーム経営がなされていることが必要である。

## キ ノート指導の仕方

学習内容の整理や定着、深化には「書く」ことが大切です。書くことの必要性や意義についても、全校体制で継続的に指導する必要があります。

### (ア) ノートの役割

- 自分や友達の考え、教師の説明、板書された内容、本時の振り返り等を書くことにより、学習内容の確認をしたり、定着を図ったりする。
- 自分が感じたことや考えたことを整理し、まとめたり発展させたりする。
- 文字・語句・文法等の言語機能を高め、表現力を培う。

### (イ) ノート指導の留意点

- 板書された内容を写すだけでなく、考えや感想等を整理し、記録するように指導する。
  - ・必要なところを写すだけで終わらせないようにする。児童生徒が聞き取り、理解したことを文や図・記号等で記入する、自分の考えたことや調べたことを書く、資料の切り抜きを活用するなど、分かりやすいノートづくりを奨励する。
- 目的に合ったノートの書き方を指導する。
  - ・学習のねらいや内容に応じて、速く書いたり丁寧に書いたりすることを指示し、目的に合ったノートの書き方が身に付くようにする。
- 児童生徒が自分の学習の記録として大切に扱うように指導する。
  - ・ノートは自分の考えの軌跡であり、成長の記録ともなるので、日付を入れて整理し、大切に保存する。
- ノートの点検を通して、児童生徒とのコミュニケーションを図る。
  - ・授業後、児童生徒のノートを点検することが大切である。しかし、ただ検印を押すだけではなく、記述された内容から考えのよさや努力を捉え、朱書きで励ましの言葉や助言を添えるなど、ノート指導を通して一人一人との対話を深めていく。また、集めたノートは、できるだけ早く返すように心がける。ノート指導を通して、児童生徒の学習意欲の向上や児童生徒との信頼関係の醸成に努めることが大切である。

### (ウ) 発達の段階に応じたノート指導（例）

#### <小学校低学年>

書くこと自体が学習であるから、ノートの基本的な使い方を中心に指導します。

- 書き始めの場所を決める。
- 日付を書く。
- 空白行や、区切り等を入れて書く。
- 文字だけでなく、図等も使って表現する。

#### <小学校中学年>

基本的なノートの使い方を繰り返して指導するとともに、要点を整理してまとめるなど、ノートを工夫して書くように指導します。

- 学習課題や重要な用語等、大切な箇所に枠囲みをする。
- 自分が考えたことや思ったことを順序立てて書いたり要点を箇条書きにしたりする。
- メモをとることの効果を理解し、ノートにメモ用スペースをとるなど、工夫する。
- 間違ったところはすぐに消さずに、思考の流れを振り返るために残すなど、次の学習に役立てる。
- 図や表、矢印等の記号を使い、ノートが見やすくなるように工夫する。

#### <小学校高学年>

自分の考えを筋道立てて書くことに重点を置き、ノートを工夫して書くように指導しま

す。

- 自分の意見や考えに、根拠を加えて書く。
- 自分の考えの過程や友達との話合いの過程が分かるように書く。
- 授業の終末には、課題に対してのまとめや新たに考えたことを整理して書く。

<中学校以降>

教科や学習スタイルに応じた使い方等、自分の学習が深まるノートづくりを工夫するように指導します。

- 予習では、事前に自分の予想や考え、疑問点等を整理して書きまとめ、授業に役立てる。
- 新聞や参考資料の切り抜きを貼ったり、自分で調べたことを記録したりして、自作の資料として活用する。
- メモしたことを分かりやすく図示したり、自分の感想を書き加えたりするなど、まとめ方を工夫する。
- 復習に利用できるように、例えばノートの見開きを使って、左ページに学習内容を、右ページに重要事項や自分で確認したこと、練習問題等を書くなど、ノートの使い方を工夫する。

#### ク ワークシートの活用の仕方

教師の綿密な教材研究の基に作成したワークシートの活用は、一人一人の学習を保障し、確かな学力の育成につながります。しかし、ワークシートを使用する際には使用目的を明確にする必要があります。学習の効率化や学習内容の整理等、目的はいろいろあります。それらを見極め、教師が十分な教材研究をした上で計画的に使用することが大切です。

また、児童生徒にノートづくりの工夫を促すという点からも、教師が用意したワークシートに頼りすぎないようにさせたいものです。

ワークシートを使った学習の効果を高めるためには、使用目的と身に付けさせたい力を明確にする必要があります。時には個々の興味・関心や理解度等に応じて、複数の種類のワークシートを準備しておくことも大切です。

#### ケ ICTの活用について\*

学習指導要領に基づき、資質・能力の三つの柱をバランスよく育成するため、児童生徒や学校等の実態に応じ、各教科等の特質や学習過程を踏まえて、教材・教具や学習ツールの一つとしてICTを積極的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげることが重要です。

\*第10章 各種教育 5 情報教育 (3)～(4) P104～106 参照

#### <参考資料>

- StuDX Style (文部科学省)  
<https://www.mext.go.jp/studxstyle/>
- 授業におけるICTの活用に関する調査研究  
ー学習場面に応じた1人1台端末の活用を中心としてー  
富山県総合教育センター 研究紀要第42号 令和5年  
<https://www.center.tym.ed.jp/tyouken/tyouken-kagakujyouhou/24306>
- GIGAスクール構想のもとでの各教科等の指導について【概要】(令和3年6月)文部科学省  
[https://www.mext.go.jp/content/20210713-mxt\\_kyoiku01-000016371.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210713-mxt_kyoiku01-000016371.pdf)

## 2 各教科の指導

各教科の指導においては、まず学習への動機付けをし、学ぶことの楽しさや達成の喜びを体得させ、児童生徒の能力を引き出すことが大切です。そして、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得や思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養に努めなければなりません。そのためには、教師もまた、児童生徒と共に学ぶという謙虚な気持ちで、常に探究し続ける態度や自らの指導を改善する意識をもつことが必要です。自ら学び続ける教師こそが、学ぶことの意義を児童生徒に教えることができます。

### (1) 授業を組み立てる手順

教科の指導は、日々の授業を通して行われます。授業をどのように組み立てるのか、次にその手順の一例を示します。

#### ア 年間指導計画に従って、取り上げる単元（題材）を決定する

児童生徒の実態や必要性に即したものを適時取り上げ、重点的にねらいの達成を図るよう努めます。指導上必要な場合は、単元の系統性に配慮します。

#### イ 単元（題材）の学習を通して到達すべき目標を明らかにする

教科の目標や学年等を考慮した単元の評価規準に従って、具体的な目標を設定します。その目標は、達成したときの児童生徒の姿をイメージして考えます。

#### ウ 目標を達成するためにより適した教材の選択に努める

目標を達成するためには、まず教科書の教材を研究した上で、他に適切な教材がないかを考えます。特に、その地域にある素材を教材化したものは、児童生徒の興味・関心や学習意欲を高める効果が大きくなります。

#### エ 児童生徒の実態に応じた単元（題材）の全体指導計画を作成する

指導計画の作成に当たっては、児童生徒の実態を正確に把握し、それを基にして目標を達成する方法を考えます。

主体的な学習の仕方を身に付けさせるために、児童生徒が自ら学習課題をもつようにしたり、問題解決的な学習を取り入れたりします。また、児童生徒が主体の授業を展開できるように、作業的、体験的な活動を取り入れるなど指導方法を工夫します。

さらに、児童生徒の到達度を把握し、少人数指導やティーム・ティーチング、補充的な学習や発展的な学習を取り入れた指導方法や指導体制をとり、学習内容が確実に定着するように努めます。

#### オ 評価の観点、評価方法について工夫する

単元ごとに適切な評価規準を設け、評価方法を工夫したり、補助簿等を活用したりして、指導と評価の一体化に努めます。

#### カ 学習指導案を作成する

学習指導案には、略案、細案があります。細案は、文章体による指導細案、学習指導の構造を図式によって表現する指導細案等に分けることができます。

## (2) 学習指導案の書き方

学習指導案は、特に定まった形式はありませんが、一般的に次のような内容を盛り込んで作成します。

○○科学学習指導案 令和○年○月○日(○) 第○校時 ○年○組 ○名 指導者 ○○ ○○					
1 単元(題材)名 2 単元(題材)について 教材(題材)観、児童生徒の実態、指導観の三つの視点で、指導者の考え方を明らかにする。その際、身に付けさせたい力を明記する。 3 単元(題材)の目標 学習指導要領に示された学年の目標と「内容のまとめり」で示された内容を踏まえて具体的に書く。 4 単元の全体計画(全○時間) 単元全体をどのような内容、どのような順序で指導するのか、児童生徒の立場に立っていくつかのまとめりで表し、本時の位置付けを明示する。 5 本時の学習(○/○時)					
(1)ねらい 単元の目標との関連を明らかにし、観点を踏まえて書く。具体的に評価できるように行動目標で表す。 (2)展開 …ねらい達成のための授業展開計画を示す。					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">学 習 活 動 (配時)</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">・指導上の留意点 (◆評価&lt;方法&gt;)</th> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">                     ・予想される児童(生徒)の反応                       ○学習活動の内容を書く                      ・児童(生徒)がどのように学習するかを予想して、記述する。                      &lt;記述例&gt;                      1 イラストやグラフ等を見て、気が付いたことを話し合う。(10)                      ・グラフを見ると、事故や事件の数は減っている。                 </td> <td style="padding: 5px;">                     ※「努力を要する」状況と判断する児童(生徒)への手立て                       ・手段・方法等を中心に記述する。                      ・指導に必要な各種の資料を記述する。   <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">◆本時の評価規準を記入する。</div> </td> </tr> </table>	学 習 活 動 (配時)	・指導上の留意点 (◆評価<方法>)	・予想される児童(生徒)の反応  ○学習活動の内容を書く ・児童(生徒)がどのように学習するかを予想して、記述する。 <記述例> 1 イラストやグラフ等を見て、気が付いたことを話し合う。(10) ・グラフを見ると、事故や事件の数は減っている。	※「努力を要する」状況と判断する児童(生徒)への手立て  ・手段・方法等を中心に記述する。 ・指導に必要な各種の資料を記述する。  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">◆本時の評価規準を記入する。</div>	
学 習 活 動 (配時)	・指導上の留意点 (◆評価<方法>)				
・予想される児童(生徒)の反応  ○学習活動の内容を書く ・児童(生徒)がどのように学習するかを予想して、記述する。 <記述例> 1 イラストやグラフ等を見て、気が付いたことを話し合う。(10) ・グラフを見ると、事故や事件の数は減っている。	※「努力を要する」状況と判断する児童(生徒)への手立て  ・手段・方法等を中心に記述する。 ・指導に必要な各種の資料を記述する。  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">◆本時の評価規準を記入する。</div>				

このような計画を基に、学習のねらいを明確にした分かりやすい授業を展開し、児童生徒が見通しをもって学習に取り組めるようにします。

## (3) 授業設計のポイント

児童生徒のよさを認め、励まし、児童生徒との信頼関係を築きながら、集団の学習規律を高め、学ぶことの楽しさや有用性を感じることができるような指導を心がけます。

### ア 年間指導計画を基にした指導内容の重点化と構造化

学校教育は、計画的、継続的な営みであり、教育内容の全てにわたって、綿密な年間指導計画が必要です。

教科の場合は、学習指導要領に示された内容を基にして、それぞれの教科の標準授業時数を目安として学習の年間指導計画を立てます。次に、それを月案・週案・日案という形で具体化します。充実した授業を実現するためには、児童生徒や学校・地域の実態を踏まえた適切な年間指導計画を作成するとともに、常に年間指導計画を見直し、学習内容を精選して構造化を図ることが必要です。

### イ ねらいを明確にした教材研究の徹底

学習過程を成立させ発展させる上で、追究すべき価値ある素材、又は資料等を総称して、一般に教材と呼びます。教材研究は、次のような手順を進めます。

#### (ア) 適切な教材を選定する

目標達成に適しているか、児童生徒の学習意欲を高めることに適しているか、発達の段階や問題意識に合致しているかなどの観点から検討します。

## (イ) 教材の提示の仕方を工夫する

学習過程における教材の位置付けを明確にし、児童生徒の興味・関心を引き出せるように提示方法を工夫します。また、観察や実験、見学、操作活動を伴う場合は、教師自身が事前に試行や調査を行い、児童生徒のあらゆる反応に対応できるようにしておくことが大切です。

## (ウ) 学習内容の系統性や学問的背景から教材を捉える

提示された教材により、児童生徒のどのような考えが引き出され、学習内容がどのように発展し深化する可能性があるか、様々な観点から分析することが、一人一人のよさを生かした指導につながる教材研究となります。その際、教材の価値を、学問的背景を踏まえ、多面的に理解することが大切です。

教材研究とは、教材を通して、児童生徒が学習のねらいに迫り、深めていく過程を予測することです。質の高い教材研究こそが授業を構成する大切な条件です。

## ウ ねらいに即した教材・教具、指導法の工夫

## (ア) 主教材となる教科書の活用を図る

教科書は、教科の主たる教材として使用が義務付けられています。指導の中で有効活用するためには、教科書にある教材の研究を十分に行うことが大切です。

## (イ) ICTの活用を工夫する\*

ICTを活用した情報の提示は、児童生徒の興味・関心を高め、課題を明確につかませるために有効です。また、情報の収集や学習内容をまとめる場面での活用や、児童生徒の思考や理解を深めるために、互いの考えを共有し、比較・検討する場面等での活用が考えられます。利用するときには、個々の機器の特徴をよく理解し、効果的な活用を図るようにします。

## (ウ) その他の教材・教具の活用を考える

児童生徒の発達の段階や興味・関心を考慮し、指導のねらいを具現化する有効で適切な教材・教具（統計資料や新聞、ワークシート、副読本、実物や模型、視聴覚教材等）を選択します。

\*第10章 各種教育 5 情報教育 (3)～(4) P104～106 参照

## エ 専門性を高めるための自己研修の推進

教師は、不断の自己研鑽を積むことが大切です。さらに、不易と流行の両面の調和を図りながら、自分の授業を常に見直し、指導法の改善を図り、専門性を高めることが必要です。

## &lt;参考資料&gt;

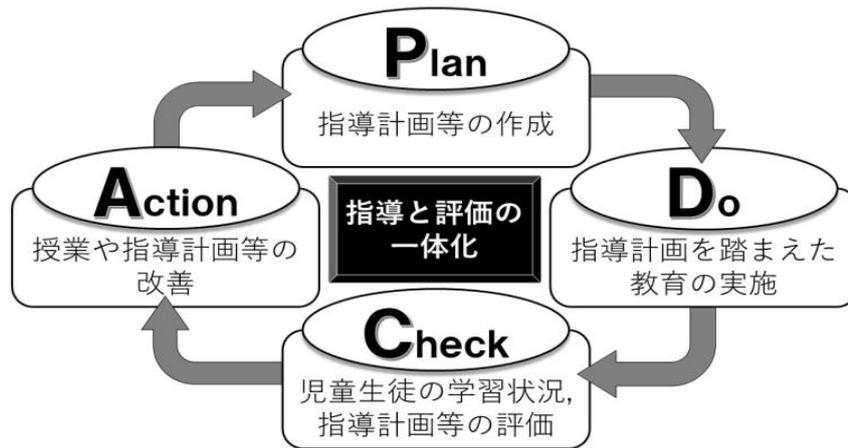
- 富山県教員応援サイト（富山県総合教育センター）  
<https://www.kyoinouen.tym.ed.jp/>
- StuDX Style（文部科学省）  
<https://www.mext.go.jp/studxstyle/>
- 独立行政法人教職員支援機構 動画教材（独立行政法人教職員支援機構）  
<https://www.nits.go.jp/materials/>

## (4) 学習評価

## ア 学習評価の基本的な考え方

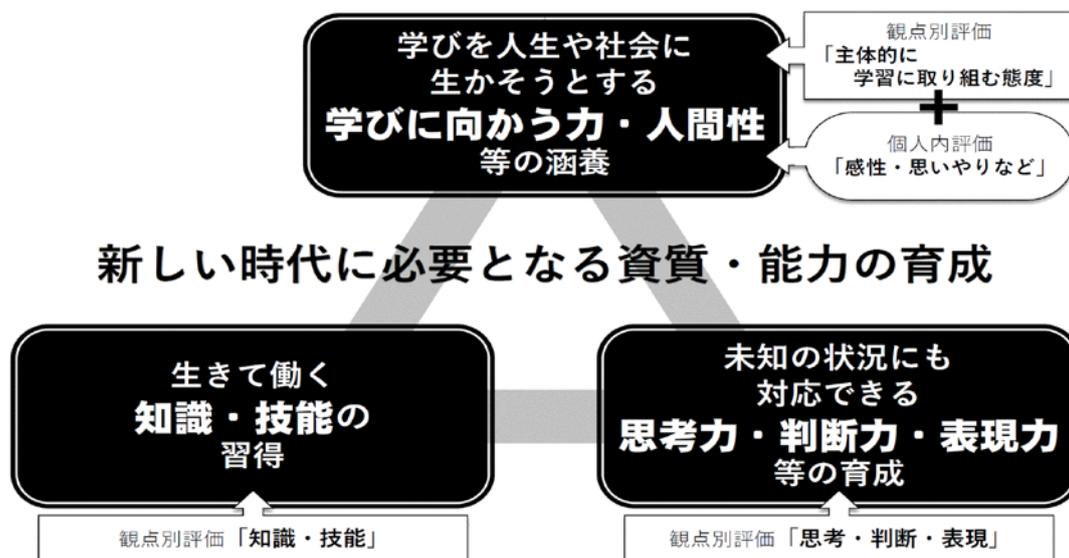
学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものです。「児童生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められます。

### 学習指導と学習評価のPDCAサイクル



#### イ 学習評価の方法

学習指導要領では、新しい時代を生きる児童生徒に身に付けさせるべき資質・能力の三つの柱として「生きて働く知識・技能の習得」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養」が示されています。これに従い、各教科の学習状況は、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の三つの観点で評価します。



※高等学校の職業教科では、「知識・技術」

各教科の学習評価は、各教科ごとの目標や内容に照らして、三つの観点別に評価し、評定を行います。

観点別学習状況の評価 (A・B・C)	評定
各教科の目標や内容に照らして観点別に児童生徒の学習状況を3段階で評価 三つの観点 ① 知識・技能 ② 思考・判断・表現 ③ 主体的に学習に取り組む態度	観点別学習状況の評価の結果を総括するもの 小学校1・2年はなし 小学校3～6年は3段階 中学校、高等学校は5段階

(ア) 「知識・技能」の評価

各教科等における学習の過程を通じた知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに、それらを既有的知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかを評価します。

具体的な評価方法としては、例えばペーパーテストにおいて、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮するといった工夫・改善を図ることが求められます。また、児童生徒が実際に知識や技能を用いる活動として、例えば文章による説明、各教科等の内容の特質に応じた観察・実験、式やグラフによる表現等を場面に応じて適切に取り入れていくことが大切です。

(イ) 「思考・判断・表現」の評価

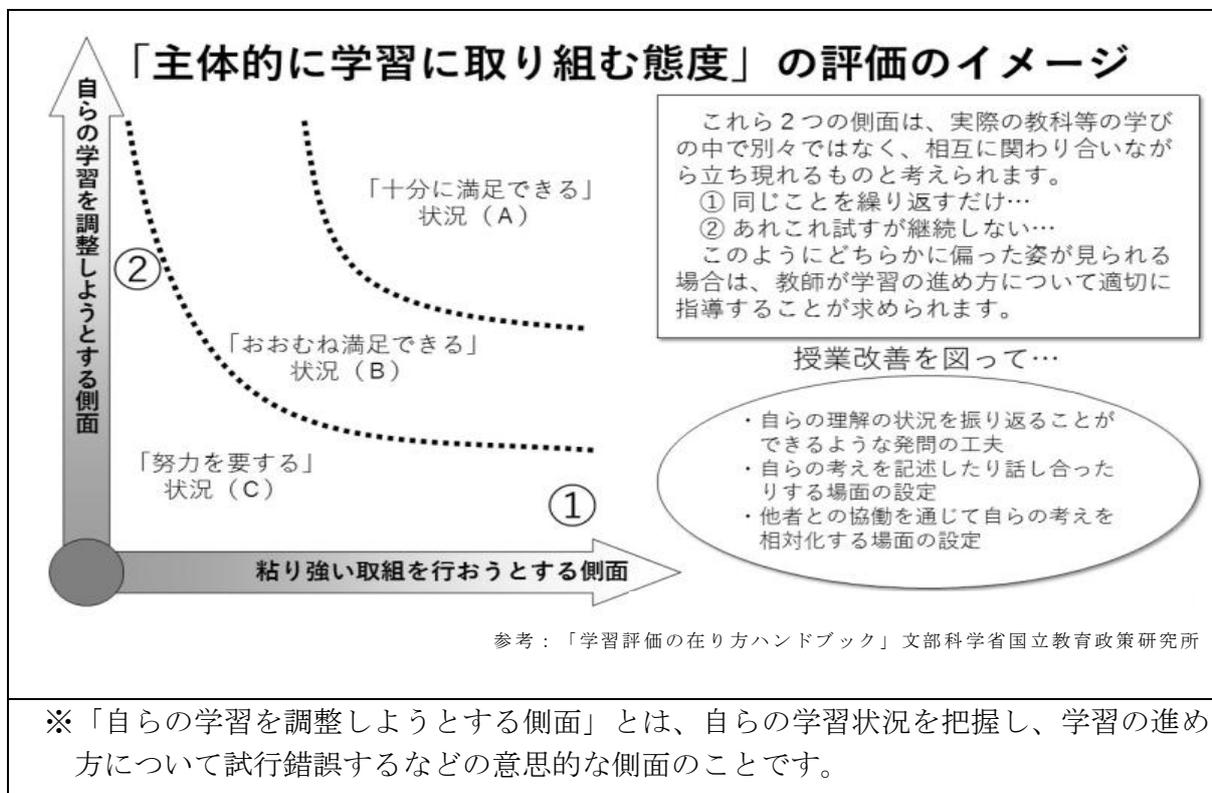
各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決するなどのために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかを評価します。

具体的な評価方法としては、ペーパーテストのみならず、論述やレポートの作成、発表、グループや学級における話し合い、作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れたり、それらを集めたポートフォリオを活用したりするなどが挙げられます。

(ウ) 「主体的に学習に取り組む態度」の評価

知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面と、粘り強い取組を行う中で自らの学習を調整しようとする意思的側面という二つの側面から評価することが求められます。

具体的な評価方法としては、ノートやレポート等における記述、授業中の発言、教師による行動観察や、児童生徒による自己評価や相互評価等の状況を教師が評価を行う際に考慮する材料の一つとして用いること等が考えられます。



## ウ 評価の留意点

評価は、各学校の児童生徒の実態と教科の特質等を考慮した評価規準を作成し、それに基づいて行う必要があります。

(ア) 学習活動における具体的な評価規準を作成し、一人一人の学習状況を評価します。

- 学習状況を的確に評価できる方法を選択する。
- 学習の始まる前に診断的評価を行い、具体的な指導の手立てを考える。
- ペーパーテストでは、「知識・技能」に偏ることがないように、各観点の評価が可能となる問題作成に努める。

(イ) 評価に関しては、学校内における共通理解の下、教科間や学年間での情報交換を密に行い、信頼性・客観性を高めるようにします。

(ウ) 評価結果を、授業やカリキュラムの改善につなげましょう。

### <参考資料>

- 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センター）  
（小学校編）（中学校編）令和2年3月 （高等学校編）令和3年8月  
<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryoku.html>
- 学習評価の在り方ハンドブック（小・中学校編）（高等学校編）  
（文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センター） 令和元年6月  
<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryoku.html>
- 特別支援学校小学部・中学部学習評価参考資料（文部科学省） 令和2年4月  
[https://www.mext.go.jp/content/20200515-mxt\\_tokubetu01-1386427.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200515-mxt_tokubetu01-1386427.pdf)
- 特別支援学校高等部学習評価参考資料（文部科学省） 令和4年3月  
[https://www.mext.go.jp/content/20220316-mxt\\_tokubetu01-100002983\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220316-mxt_tokubetu01-100002983_02.pdf)

### 3 道徳の指導

#### (1) 道徳教育の目標

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己(人間として\*)の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としています。(※中学校)

#### (2) 道徳教育の進め方

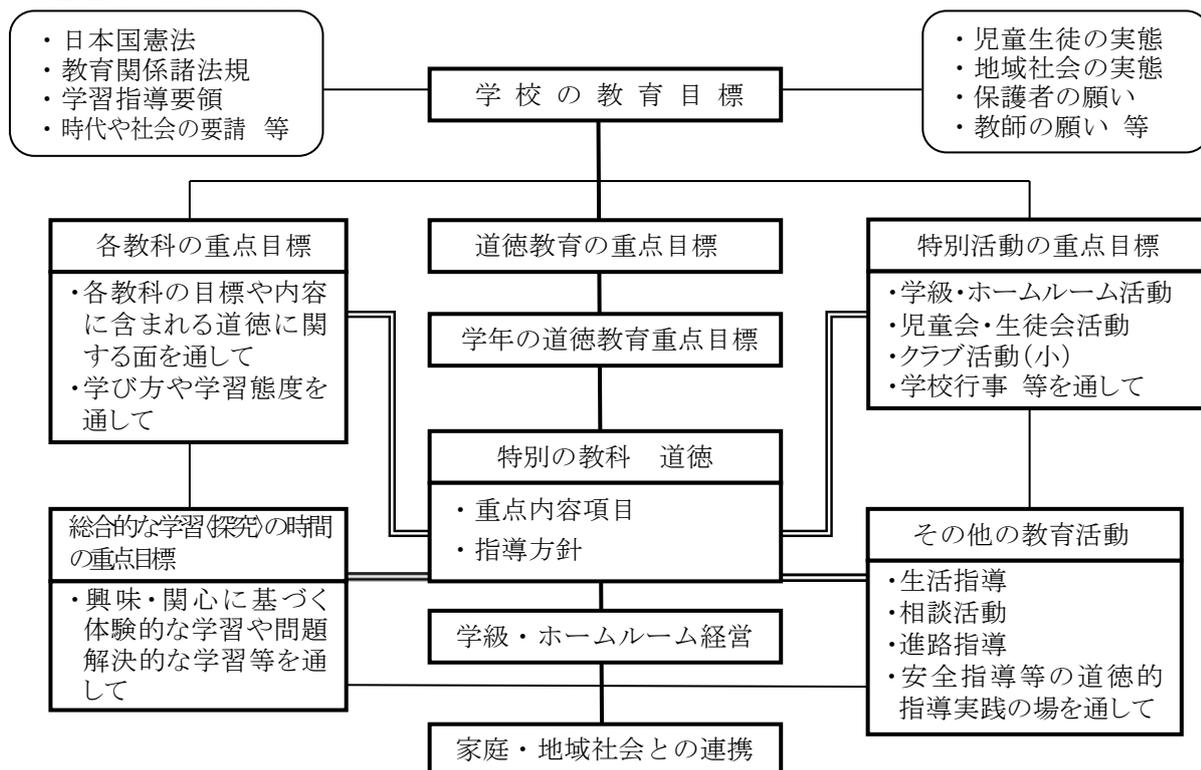
学校における道徳教育は、特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)を要として学校の教育活動全体を通じて行うものです。道徳科はもとより、各教科、外国語活動(※小学校のみ)、総合的な学習(探究)の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて相互に関連を図り、児童生徒の発達段階を考慮して適切な指導を行うことが必要です。

道徳教育を進めるに当たっては、校長の明確な方針の下に全教師がその重要性について認識を深め、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を整備し、共通の課題意識をもって計画的、発展的に進めていくことが大切です。

道徳教育の展開を図る上では、次のような点を特に重視します。

- 児童生徒、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定する。
- 学校の教育目標や道徳教育の重点目標を踏まえ、各教科等との関連を明確にして、道徳教育の全体計画、全体計画の別葉、道徳科の年間指導計画、学年の指導計画、学級・ホームルームの指導計画を作成する。その際、児童生徒の発達段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図る。
- 学校や学級・ホームルーム内の人間関係や環境を整えとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加等豊かな体験を充実させる。また、指導内容がいじめの防止や安全の確保等、日常生活に生かされるようにする。
- 道徳教育に関する情報を積極的に公表したり、家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図る。

<道徳教育の全体計画(例)>



### (3) 道徳科の指導

道徳科が目指すものは、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の目標と同様によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことです。道徳科以外における道徳教育と綿密な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補ったり、深めたり、相互の関連を考えて発展させ、統合させたりすることで、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳性を養います。

指導に当たっては、信頼関係や温かい人間関係を基盤に、発達段階や個に応じて児童生徒が問題意識をもち、主体的に考え、話し合うことができるよう指導方法を工夫したり、体験活動や他の教育活動との関連を生かした授業を工夫したりすることが大切です。

#### ア 主題

道徳科の主題は、何をねらいとし、どのように教材を活用するかを構想する指導のまとまりを示すものであり、「ねらい」とそれを達成するための「教材」によって構成されます。主題が構成されると、その主題に対して名称が付けられますが、これを主題名と言います。主題名は、ねらいと教材で構成した主題を、授業の内容が概観できるように端的に表したものです。

#### イ 学習指導の多様な展開

道徳科の授業は、ねらいに含まれる道徳的価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深めることができるようにしなければなりません。下記のような学習指導過程を基本としていますが、教師の指導の意図や教材の効果的な活用等に合わせて弾力的に扱うなどの工夫をすることが大切です。

#### <基本的な学習指導過程>

段階	内 容
導入	○ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に自己を見つめる動機付け ・本時の学習についての興味や関心を高める。(主題に関わる問題意識の喚起、教材の内容への興味付け、学習への雰囲気づくり等)
展 開	前半 ○ねらいの根底にある道徳的価値の理解 ・中心的な教材を使って考える場を工夫する。(話し合い、書く活動、役割演技、動作化等)
	後半 ○ねらいの根底にある道徳的価値の自覚 ・自分を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、道徳的価値や生き方について自覚を深める。(自他の生活体験の振り返り、書く活動等)
終末	○ねらいの根底にある道徳的価値についてのまとめ ・道徳的価値を実現することのよさや難しさなどを確認し、今後の発展につなぐ。(教師の説話、児童生徒の作文及び日記、手紙、詩、格言、ことわざ、新聞記事等)

#### (ア) 多様な教材を生かした指導

道徳科では、道徳的な行為を題材とした教材を用いることが多くあります。教材については、例えば、伝記、実話、意見文、物語、詩、劇等があり、多様な形式のものを用いることができます。それらを学習指導で効果的に生かすには、登場人物の立場に立って自分との関わりで道徳的価値について理解したり、そのことを基にして自己を見つめたりすることが求められます。また、教材に対する感動を大事にする展開にしたり、道徳的価値を実現する上での迷いや葛藤を大切にしたりした展開、知見や気づきを得ることを重視した展開、批判的な見方を含めた展開にしたりするなどの学習指導過程や指導方法の工夫が求められます。

## (イ) 体験の生かし方を工夫した指導

児童生徒は、学校の教育活動や日常生活において様々な体験をしています。その中で、様々な道徳的価値に触れ、自分との関わりで感じたり考えたりしています。児童生徒が日常の体験やそのときの感じ方や考え方を生かして道徳的価値の理解を深めたり、自己を見つめたりする指導の工夫をすることが大切です。

## (ウ) 各教科等と関連をもたせた指導

各教科等と道徳科の指導のねらいが同じ方向であるとき、学習の時期を考慮したり、相互に関連を図ったりして指導を進めると、指導の効果を一層高めることができます。その際、各教科等と道徳科それぞれの特質が生かされた関連となるように配慮します。

## ウ 教材

道徳科においては、主たる教材として教科書を使用します。しかし、道徳教育の特性から、各地域に根ざした地域教材等、多様な教材を併せて活用することが重要となります。

次の観点に照らし適切と判断されるものを選ぶようにするとよいでしょう。

- ・児童生徒の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいもの
- ・人間尊重の精神にかなうもの
- ・悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、深く考えることができるもの
- ・人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるもの
- ・特定の見方や考え方に偏らないもの

## エ 指導方法の工夫

## (ア) 教材を提示する工夫

読み物教材の場合、教師による読み聞かせが一般的に行われています。その際、紙芝居の形で提示したり、影絵、人形やペープサート等を生かして劇のように提示したり、音声や音楽の効果を生かしたりする工夫等が考えられます。

## (イ) 発問の工夫

教師による発問は、児童生徒が自分との関わりで道徳的価値を理解したり、自己を見つめたり、物事を多面的・多角的に考えたりするための思考や話し合いを深める上で重要です。発問によって児童生徒の問題意識や疑問等が生み出され、多様な感じ方や考え方が引き出されます。そのためにも、考える必然性や切実感のある発問、自由な思考を促す発問、物事を多面的・多角的に考えたりする発問などを心掛けることが大切です。発問を構成する場合には、授業のねらいに深く関わる中心的な発問をまず考え、次にそれを生かすためにその前後の発問を考え、全体を一体的に捉えるようにするという手順が有効な場合が多いです。

## (ウ) 話し合いの工夫

話し合いは、児童生徒相互の考えを深める中心的な学習活動であり、道徳科においても重要な役割を果たします。考えを出し合う、まとめる、比較するなどの目的に応じて効果的に話し合いが行われるよう工夫する必要があります。座席の配置を工夫したり、討議形式で進めたり、ペアでの対話やグループによる話し合いを取り入れたりするなどの工夫も大切です。

また、道徳科では、他の意見や考えを聞き、自らの生き方を考えるため、日頃から「話し合える、聞き合える」学級づくりに努めることも大切です。

## (エ) 書く活動の工夫

書く活動は、児童生徒が自ら考えを深めたり、整理したりする機会として、重要な役割をもちます。この活動は必要な時間を確保することで、児童生徒が自分自身とじっくりと向き合うことができます。また、児童生徒の感じ方や考え方を捉え、個別指導を行う重要な機会にもなります。

## (オ) 動作化、役割演技等表現活動の工夫

児童生徒が表現する活動の方法としては、発表したり書いたりすることの他に、児童生徒に特定の役割を与えて即興的に演技する工夫、動きや言葉を模倣して理解を深める工夫等がよく試みられます。また、実際の場面の追体験や道徳的行為等をしてみることも方法として考えられます。

## (カ) 板書を生かす工夫

道徳科では、黒板を生かして話し合いを行うことが多く、板書は児童生徒にとって思考を深める重要な手掛かりとなり、教師の伝えたい内容を示したり、学習の順序や構造を示したりするなど、多様な機能をもっています。板書の機能を生かすために重要なことは、思考の流れや順序を示すような順接的な板書だけでなく、教師が明確な意図をもって対比的、構造的に示したり、中心部分を浮き立たせたりするなどの工夫をします。

## (キ) 説話の工夫

説話とは、教師の体験や願い、様々な事象についての所感等を語るものであり、児童生徒がねらいの根底にある道徳的価値をより身近に、主体的に考えられるようにするものです。教師が意図をもって話をすることは、児童生徒が思考を一層深めたり、考えを整理したりするのに効果があります。

教師が自ら語ることによって児童生徒との信頼関係が増すとともに、教師の人間性が表れる説話は、児童生徒の心情に訴え、深い感銘を与えることができます。なお、児童生徒への叱責、訓戒や行為、考え方の押し付けにならないよう注意する必要があります。

## (4) 道徳科における評価

道徳科における評価は、教師が児童生徒一人一人の人間的な成長を見守り、自己のよりよい生き方を求めていく努力を捉え、勇気付ける働きをもつものです。教師と児童生徒の温かな人格的な触れ合いに基づいて、共感的に理解されるべきものです。

## ア 児童生徒の道徳性の理解と評価

道徳性とは、人間としてよりよく生きようとする人格的特性であり、道徳的判断力、道徳的心情、道徳的実践意欲及び態度の内的資質です。このような道徳性が養われたか否かは、容易に判断できるものではありませんが、道徳性を養うことを学習活動として行う道徳科では、その学習状況や成長の様子を適切に把握し評価することが求められます。

道徳科の評価については、以下の点に基づき適切に行う必要があります。

- ・数値による評価ではなく、記述式とすること。
- ・他の児童生徒との比較による相対評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行うこと。
- ・個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価を行うこと。

## イ 道徳科の授業に対する評価の基本的な考え方

他教科同様、道徳科においても、教師が自らの指導を振り返り、指導の改善に生かしていくことが大切です。次のような観点から評価し、授業改善につなげましょう。

## ○ 学習指導過程や指導方法に関する評価の観点

- ・学習指導過程は、道徳科の特質を生かし、道徳的価値の理解を基に自己を見つめ、自己（人間として＊）の生き方について考えを深められるよう適切に構成されていたか。また、指導の手立てはねらいに即した適切なものとなっていたか。（＊中学校）
- ・発問は、児童生徒が多面的・多角的に考えることができる問い、道徳的価値を自分のこととして捉えることができる問い等、指導の意図に基づいて的確になされていたか。
- ・児童生徒の発言を傾聴して受け止め、発問に対する児童生徒の発言等の反応を、適切に指導に生かしていたか。

- ・自分自身との関わりで、物事を多面的・多角的に考えさせるための、教材や教具の活用は適切であったか。
- ・ねらいとする道徳的価値についての理解を深めるための指導方法は、児童生徒の実態や発達段階にふさわしいものであったか。
- ・特に配慮を要する児童生徒に適切に対応していたか。

## 4 外国語活動・外国語科の指導（小学校）

### (1) 外国語活動・外国語科導入の趣旨

平成 23 年度から高学年において外国語活動が導入されました。その結果、児童の高い学習意欲と中学生の英語でコミュニケーションを図る積極性の向上といった成果が認められています。しかし、学年が上がるにつれて児童の学習意欲に課題が生じるといった状況や、学校種間の接続が十分とは言えず、進級や進学をした後に、それまでの学習内容や指導方法等を発展的に生かすことができないといった状況もみられました。

令和 2 年度から全面実施された新学習指導要領では、中学年に外国語活動、高学年に教科学習として外国語科が導入されました。中学年で「聞くこと」「話すこと」を中心とした活動を通して外国語に慣れ親しみ、外国語学習への動機付けを高めた上で、高学年で発達の段階に応じて、文字を「読むこと」「書くこと」を加えて総合的・系統的に扱うとともに、中学校への接続を図ることが重視されています。

### (2) 外国語活動・外国語科の目標

外国語活動と外国語科の目標は次のように設定されています。

外国語活動（中学年）	外国語科（高学年）
外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

育成すべき三つの資質・能力「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」に関わる目標は、下表のように設定されています。

	外国語活動（中学年）	外国語科（高学年）
知識及び技能	(1) 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。	(1) 外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働き等について、日本語と外国語との違いに気付き、これらの知識を理解するとともに、読むこと、書くことに慣れ親しみ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする。
思考力、判断力、表現力等	(2) 身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。	(2) コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ち等を伝え合うことができる基礎的な力を養う。
学びに向かう力、人間性等	(3) 外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。	(3) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

### (3) 外国語活動・外国語科の指導上の留意点

#### ア 外国語活動の指導

##### (ア) 指導計画の作成

外国語活動の指導計画の作成に当たっては、第5・6学年や中学校、高等学校における指導との接続に留意しながら、以下のことに配慮しましょう。

- ・児童が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、コミュニケーションの目的や場面、状況等を意識して活動できるような場を工夫する。また、英語の音声や語彙、表現等の知識を、「聞くこと」「話すこと[やり取り]」「話すこと[発表]」の三つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図るようにする。
- ・英語を初めて学習することに配慮し、児童にとって身近で簡単な語句や基本的な表現を用いながら、英語に慣れ親しむ活動や児童の日常生活及び学校生活に関わる活動を中心とするなど、友達との関わりを大切にしたい体験的なコミュニケーションを取り入れるようにする。
- ・チャンツや歌を通して英語のリズムに慣れ親しんだり、生活習慣や行事等の違いを知ることによって多様な考え方があることを理解したりする機会を設けるようにする。
- ・挨拶、自己紹介、買物、学校生活、遊び、日常生活、食事等、児童にとって身近な話題に関するやり取りを通して、友達や自分のよさを再認識し、他者理解や自尊感情等を高めていくことができるようにする。
- ・他教科等で学習したことを活用したり、学校行事で扱う内容と関連付けたりするなど、児童が進んでコミュニケーションを図りたいと思うような興味・関心のある題材や活動を扱うようにする。
- ・外国語や外国の文化のみならず、国語や我が国の文化についても併せて理解を深めることができるように、我が国の文化や、英語の背景にある文化に対する関心を高め、理解を深めようとする態度を養うのに役立つ題材を取り入れるようにする。

##### (イ) 内容の取扱い

指導する内容については、以下のことに配慮しましょう。

- ・児童が聞いたことがある外来語等の表現や身近な内容を活用し、児童の発達の段階や興味・関心に合った身近なコミュニケーションの場面で、英語を用いたコミュニケーションを体験させる。
- ・音声によるコミュニケーションを重視し、様々な活動を工夫しながら聞くことの時間を確保することで、日本語とは違った英語の音声やリズム等に十分に慣れさせる。また、単に繰り返し活動を行うのではなく、目的や場面、状況等を意識した活動を通して、コミュニケーションを図ることの楽しさや大切さに気付かせる。
- ・文字の指導については、文字の名称の読み方の発音を聞いて、活字体で書かれた大文字・小文字と結び付ける活動等を通して、文字に対する興味・関心を高めるようにする。その際には、児童の学習負担に配慮しながら、あくまでも音声によるコミュニケーションを補助するものとして慣れ親しませるようにする。
- ・ジェスチャーや表情等を手掛かりとすることで相手の意図をより正確に理解したり、ジェスチャーや表情等を加えて話すことで自分の思いをより正確に伝えたりすることができるなど、言葉によらないコミュニケーションの役割を理解させる。
- ・自分の好きな物を友達と伝え合う、身の回りの物に関する簡単なクイズを出し合うなどのやり取りを楽しむことができる活動を設定し、外国語を用いてコミュニケーションを

図る楽しさを体験させる。

- ・ペア・ワークやグループ・ワーク等の学習形態を工夫し、児童が本当に伝えたい内容を話したり、友達の話す内容を聞いたりする場面を設定し、相手意識をもった言語活動を取り入れる。

## イ 外国語科の指導

### (ア) 指導計画の作成

外国語科の指導計画の作成に当たっては、第3・4学年や中学校、高等学校における指導との接続に留意しながら、以下のことに配慮しましょう。

- ・児童が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、コミュニケーションの目的や場面、状況等を意識した活動ができるような場を工夫する。また、英語の音声や語彙、表現等の知識を、「聞くこと」「読むこと」「話すこと[やり取り]」「話すこと[発表]」「書くこと」の五つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図るようにする。
- ・第3・4学年において、音声を中心に扱った簡単な語句や基本的な表現等の学習内容を繰り返し指導し定着を図るとともに、文字や文等を読んだり書いたりする言語活動の中でも繰り返し扱うことで、より深い理解を促して表現の運用能力を高める。
- ・高学年の言語活動においても、児童が進んでコミュニケーションを図りたいと思うような興味・関心のある題材や活動を扱うことが大切であり、他の教科等で児童が学習したことを活用したり、学校行事で扱う内容と関連付けたりするなどの工夫をする。

### (イ) 内容の取扱い

指導する内容については、以下のことに配慮しましょう。

- ・言語材料は、平易なものから難しいものへと段階的に指導するようにし、児童の発達の段階に応じて、聞いたり読んだりすることを通して意味を捉えることができるように指導すべき事項と、話したり書いたりして表現できるように指導すべき事項とがあることに留意する。
- ・音声指導については、繰り返し触れたり活用したりする中で、英語の音声の特徴に気付かせ、必要に応じて発音練習等を通して指導するようにする。音声で十分慣れ親しんでいない語の綴りを提示して音声化する練習は不適切である。
- ・語の中から文字を取り出して行う発音練習は、「読むこと」「書くこと」の言語活動のために行うのであって、「発音と綴りとを関連付けて指導すること」は、中学校での指導事項であるため、発音と綴りの規則を指導する必要はない。
- ・文や文構造の指導は、児童が日本語と英語との語順等の違いや、関連のある文や文構造のまとまりを認識できるようにするものであり、文法の用語や用法の指導に偏ることがないように、言語活動と効果的に関連付けて指導する。
- ・学習すべき言語材料として挙げられている「動名詞」や「過去形」等は、用語や用法の指導を行うのではなく、言語活動の中で用いられる表現として、聞いたり話したりする活動の中で活用できるようにすることが大切である。
- ・ペア・ワークやグループ・ワーク等の学習形態を工夫し、自分から話を切り出したり、相手の発話に反応したりしながらやり取りする活動を設定するとともに、機械的な練習にならないように、多様な言語の使用場面を工夫し、既習表現等を活用して会話を広げていくことができるように指導する。
- ・様々な人々の行動や考え方等が示された題材を扱うように心がけ、相手の状況や立場を共感的に理解することができる心情を育てていく。

## ウ 外国語教育における学習過程

外国語教育における学習過程としては、学んだことの意味付けを行ったり、既得の知識や経験と、新たに得られた知識を言語活動で活用したりすることで、「思考力、判断力、表現力等」を次のような流れの中で高めていくことが大切です。

- ① 児童が、設定されたコミュニケーションを行う目的や場面、状況等を理解する。
- ② 目的に応じて情報や意見等を発信するまでの方向性を決定し、コミュニケーションの見通しを立てる。
- ③ 目的の達成に向けて、具体的なコミュニケーションを行う。
- ④ 言語面・内容面で、自らの学習のまとめと振り返りを行う。

これらの過程において、身に付けた「思考力、判断力、表現力等」を次の学習へ生かすことができるように指導しましょう。

## (4) 外国語活動・外国語科の評価

### ア 外国語活動の記録

外国語活動の記録については、評価の観点（知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度）を記入した上で、それらの観点に照らして、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入するなど、児童にどのような力が身に付いたかを、文章で端的に記述します。

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣 旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深めている。</li> <li>・日本語と外国語の音声の違い等に気付いている。</li> <li>・外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しんでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ち等を伝え合っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。</li> </ul>

### イ 外国語科の評価

外国語科の評価は、評価の観点に従って「聞くこと」「読むこと」「話すこと[やり取り]」「話すこと[発表]」「書くこと」の五つの領域ごとに評価規準を作成し、他教科と同様に3段階で評価します。

## 5 総合的な学習〈探究※〉の時間の指導

※高等学校（以下同様）

## (1) 総合的な学習〈探究〉の時間の目標

総合的な学習の時間の目標は、小・中学校を通して共通です。高等学校は 下線の部分 が〈 〉内の言葉になります。

探究的な〈探究の〉見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていく〈自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していく〉ための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究的な学習〈探究〉の過程において、課題の解決〈発見と解決〉に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさ〈探究の意義や価値〉を理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活の中〈実生活と自己との関わり〉から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習〈探究〉に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画〈新たな価値を創造し、よりよい社会を実現〉しようとする態度を養う。

小学校学習指導要領 第5章 第1「目標」(平成29年3月)文部科学省  
 中学校学習指導要領 第4章 第1「目標」(平成29年3月)文部科学省  
 高等学校学習指導要領 第4章 第1「目標」(平成30年7月)文部科学省

## (2) 各学校において定める目標及び内容

各学校では、上記の目標及び各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習〈探究〉の時間での取組を通して育成を目指す資質・能力を明確にした各学校の目標を定めます。その際、地域や学校、児童生徒の実態や特性を考慮し、他教科等の目標との違いに留意し、学校間の接続を視野に入れ、連続的かつ発展的な学習活動が行えるよう目標を設定することが大切です。

総合的な学習〈探究〉の時間の内容は、各学校が地域や学校、児童生徒の実態に応じて創意工夫を生かして定めます。各学校で定める内容については、「『目標を実現するにふさわしい探究課題』、『探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力』を示すこと」となっています。「探究課題」については、学習指導要領解説に以下のように例示されています。

小・中・高 共通	・国際理解、情報、環境、福祉・健康等の現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題
小	・地域の人々の暮らし、伝統と文化等、地域や学校の特色に応じた課題 ・児童の興味・関心に基づく課題
中・高 共通	・地域や学校の特色に応じた課題 ・生徒の興味・関心に基づく課題 ・職業や自己の将来※に関する課題（高等学校では※「進路」）

## (3) 内容の取扱いについての配慮事項

## ア 目標及び内容に基づき、児童生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行う。

総合的な学習〈探究〉の時間では、児童生徒の主体性と教師の指導性がバランスよく発揮されることで、学習の広がりや深まりが期待できます。全体計画、年間指導計画、単元計画の順で教師の構想をより具体化するとともに、児童生徒の学習状況に応じて柔軟に単元計画や年間指導計画を修正するなど、教師の適切な指導には計画性と弾力性が求められます。

イ 探究的な学習(探究)の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにする。その際、「考えるための技法」が活用されるようにする。

探究的な学習の過程を質的に高めていくために、まず、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動を取り入れることが大切です。多様な他者と協働する学習活動には、生きて働く知識及び技能の習得が図られること、他者から多様な情報が収集できること、よりよい考えがつけられること等、様々な意義があります。

また、探究的な学習活動の過程において、体験したことや収集した情報を、言語により分析したりまとめたり発表したりすることは、自らの学びを意味付けたり価値付けたりして自己変容を自覚し、次の学びへと向かうために特に大切にすべきことであり、これらの活動を探究的な学習(探究)の過程に位置付けることが重要です。

さらに、これらの学習過程では、「考えるための技法」(「比較する」「分類する」「関連付ける」等、考える際に必要になる情報の処理方法)が活用されるようにすることが重要です。それにより、児童生徒は別の場面でも「考えるための技法」を活用して課題解決することができるようになり、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力等の育成につながります。

ウ 探究的な学習の過程においては、コンピュータや情報通信ネットワーク等を適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習が行われるよう工夫する。

情報機器の普及や高度化が目覚ましい現代社会を生きる子供たちにとって、探究的な学習の目的に応じて、情報を適切かつ効果的に、そして主体的に選択し活用する力を育てることが求められています。総合的な学習(探究)の時間において、情報機器や情報通信ネットワークを有効に活用することによって、探究的な学習がより充実し、児童生徒の情報活用能力が獲得され、将来にわたり全ての学習の基盤となる力として定着することが期待されます。

エ 自然体験や職場(就業)体験活動<sup>\*</sup>、ボランティア活動等の社会体験、ものづくり、生産活動等の体験活動、観察・実験(・実習)、見学や調査(・研究)、発表や討論等の学習活動を積極的に取り入れる。[\*職場体験活動は、中学校 就業体験活動は、高等学校]

児童生徒は、具体的な体験や物事との関わりから様々なことを学び、感じたり、考えたりする中で、社会や自然の在り方に目を向けていきます。そして、そこで得た知識や考え方を基に実生活の様々な課題に取り組む中で、自己を高め、よりよい生活をつくり出していこうとします。それが「生きる力」の基盤となります。このような点からも、総合的な学習の時間では児童生徒が主体的に取り組むことのできるような体験的な学習や問題解決的な学習を探究的な学習の過程に適切に位置付け、積極的に取り入れていくことが大切です。

オ 学習形態や指導体制を工夫するとともに地域の教材や学習環境の積極的な活用等を工夫する。

児童生徒の興味・関心や多様な学習活動に応えるためには、学習形態を工夫することも有効です。例えば、個別やグループ(課題別グループ・表現方法別グループ・調査対象別グループ等)、学級・学年・異年齢集団等が考えられます。指導体制についても、児童生徒一人一人の取組を大切にすることは担任だけでは難しく、全教職員が協力して役割を分担しながら指導に当たることが求められます。活動によっては、保護者や地域の専門家に指導の協力をお願いすることも考えられます。なお、校外での活動を実施する場合は、事前調査と計画立案の後、校長等を通じて関係諸機関に届けを出すことが必要となります。

また、学校図書館やコンピュータ等の機器を整備し、他の学校や社会教育施設等との連携を図るなど、学習環境の整備も必要です。

#### (4) 総合的な学習〈探究〉の時間における学習指導

##### ア 児童生徒の主体性の重視

総合的な学習〈探究〉の時間では、児童生徒の発想を大切に育てる主体的、創造的な学習活動を展開することで、児童生徒のもつ潜在的な力が発揮されるような学習指導を行うことが大切です。

##### イ 適切な指導の在り方

教師の指導性と児童生徒の自発性・能動性とのバランスを保ち、それぞれを適切に位置付けることが豊かで質の高い総合的な学習〈探究〉の時間を生み出すことにつながります。

##### ウ 具体的で発展的な教材

教材は、児童生徒の学習を動機付けたり、方向付けたり、支えたりするものであることが望まれます。児童生徒の興味・関心をこれまで以上に重視しながら、小中学校では「日常生活や社会にある事物や現象」、高等学校では「実社会や実生活と自己との関わりの中にある問題や事象」を適切に取り上げ、児童生徒にとって学ぶ価値のある教材としていくことが重要です。

##### エ 学習過程を探究的な学習〈探究の過程〉に

学習過程を探究的な学習〈探究の過程〉にするためには、以下のような過程が大切です。

- ① 【課題の設定】体験活動等を通して、課題を設定し課題意識をもつ
- ② 【情報の収集】必要な情報を取り出したり収集したりする
- ③ 【整理・分析】収集した情報を、整理したり分析したりして思考する
- ④ 【まとめ・表現】気づきや発見、自分の考え等をまとめ、判断し、表現する

こうした探究的な学習〈探究の過程〉は、順番が前後することも、一つの活動の中に複数の過程が一体化して同時に行われる場合もありますが、何度も繰り返され高まっていくものです。およその流れのイメージを教師がもつことによって、探究的な学習〈探究の過程〉を具現するために必要な教師の指導性を発揮することにつながります。

#### (5) 総合的な学習〈探究〉の時間の評価

学習指導要領解説では、総合的な学習〈探究〉の時間の評価について、「ペーパーテスト等の評価の方法によって数値的に評価することは、適当ではない」としています。各学校で定めた目標や内容に従って評価の観点を定め、育てようとする資質・能力及び態度が学習活動でどの程度育まれたかを、各学校が設定する評価規準に基づいて評価します。その評価は、外部への学習結果の説明や児童生徒の学習活動の改善に資するものでなければなりません。このため、「信頼される評価の方法であること」「多面的な評価の方法であること」「学習状況の過程を評価する方法であること」の三つが重要になります。

ア 「信頼される評価の方法である」ためには、教師の適切な判断に基づいた評価が必要であり、著しく異なったり偏ったりすることなく、およそどの教師も同じように判断できる評価が求められます。例えば、予め指導する教師間において評価の観点や評価規準を確認しておき、これに基づいて児童生徒の学習状況の評価すること等が考えられます。また、年間や単元等の内容のまとまりを通して、一定程度の時間数の中における評価を行うよう心がける必要があります。

イ 「多面的な評価の方法である」ためには、多様な評価方法や評価者による評価を適切に組み合わせることが重要です。発表や話し合い等の様子の観察による評価、レポートやポートフォリオ等の制作物による評価、児童生徒の自己評価や相互評価、教師や地域の人々等による他者評価等を組み合わせ、児童生徒が総合的な学習〈探究〉の時間を通して資質・能力を育てることができているかを見ます。

ウ 「学習状況の過程を評価する方法である」ためには、評価を学習活動の終末だけではなく、事前や途中で適切に位置付けて実施することが大切です。いずれにおいても、児童生徒のよい点や進歩の状況等を積極的に評価する教師の姿勢が大切です。なお、児童生徒の学習状況の評価のみならず、指導計画や支援の在り方、学習環境の整備等を見直すための評価を実施し、教師が指導の改善に生かすことも忘れてはならないことです。

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	探究的な学習（探究）の過程において、課題の解決（発見と解決）に必要な知識や技能（知識及び技能）を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさ（探究の意義や価値）を理解している。	実社会や実生活の中（実生活と自己との関わり）から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現している。	探究的な学習（探究）に主体的・協働的に取り組もうとしているとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画（新たな価値を創造し、よりよい社会を実現）しようとしている。

#### <参考資料>

- 今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開（文部科学省）  
（小学校編）令和3年3月、（中学校編）令和4年3月
- 今、求められる力を高める総合的な探究の時間の展開（文部科学省）  
（高等学校編）令和5年3月  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/sougou/main14\\_a2.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/sougou/main14_a2.htm)
- 探究的な学習の実現に向けた授業づくりに関する調査研究（2年次）－「総合的な学習の時間」を通して－  
（富山県総合教育センター 研究紀要第42号 令和5年）  
<https://www.center.tym.ed.jp/tyouken/tyouken-kensyu/24185>
- 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（小学校編）（中学校編）令和2年3月  
「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（高等学校編）令和3年8月  
学習の評価の在り方ハンドブック（小・中学校編）（高等学校編）令和元年6月  
<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryou.html>

## 6 特別活動の指導

### (1) 特別活動の特質と教育的意義

特別活動の目標は、小学校学習指導要領第6章第1「目標」では、次のとおり示されています。

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における<sup>※1</sup>生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方<sup>※2</sup>についての考え<sup>※3</sup>を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

※1 高等学校は「主体的に集団や社会に参画し、」

※2 中学校は「人間としての生き方」、高等学校は「人間としての在り方生き方」

※3 高等学校は「自覚」

特別活動の特質として、「集団活動」と「実践的な活動」を挙げることができます。

学級・ホームルームや学校における集団には、活動目標があり、目標を達成するための方法や手段を全員で考え、共通の目標を目指して実践していくものです。

特に実践的な活動とは、学級（ホームルーム<sup>※</sup>）や学校生活の充実・向上を目指して、自分たちの力で諸問題の解決に向けて具体的な活動を実践することを意味しています。児童生徒の実践を前提とし、実践を助長する指導が求められ、児童生徒の発意・発想を重視し、啓発しながら、「なすことによって学ぶ」を方法原理とする必要があります。

この特質から、特別活動の教育的意義として、次の点を挙げることができます。

- 「集団活動」と「実践的な活動」という特別活動の特質を踏まえた資質・能力を育成すること
- 学級活動における児童生徒の自発的、自治的な活動を中心として学級経営の充実を図ること
- 各教科等で育成した資質・能力を、集団や自己の課題の解決に向けた実践の中で活用することにより、実生活の中で活用できるものにする
- 楽しく豊かな学級や学校の文化を創造すること

※高等学校（以下同様）

### (2) 特別活動の内容

特別活動は、学級活動、児童会・生徒会活動、クラブ活動(小学校のみ)、学校行事の四つの内容から構成されています。

特別支援学校の小学部、中学部、高等部においては、小・中・高等学校に準じます。

#### ア 学級活動

特別活動の目標に示してある資質・能力を育成するために、全ての学年において学級活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実施できるよう指導します。

学習指導要領には次のように内容が示されています。

小学校	(1) 「学級や学校における生活づくりへの参画」に関すること (2) 「日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」に関すること (3) 「一人一人のキャリア形成と自己実現」に関すること <sup>※4</sup>
-----	--

中学校	(1)「学級や学校における生活づくりへの参画」に関すること (2)「日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」に関すること (3)「一人一人のキャリア形成と自己実現」に関すること※ <sup>4</sup>
高等学校	(1)「ホームルームや学校における生活づくりへの参画」に関すること (2)「日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」に関すること (3)「一人一人のキャリア形成と自己実現」に関すること※ <sup>4</sup>

※<sup>4</sup> 学級活動「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」について

- ・特別活動はキャリア教育の要としての役割を担っています。これまでの活動を振り返るとともに、これからの学びや生き方を見通し、個人目標について意思決定をします。児童一人一人が自らの生活や学習の目標を決め、その実現に向けて実践します。
- ・よさや可能性を生かして努力する活動を通して、なりたい自分の実現につなげます。(キャリア形成)

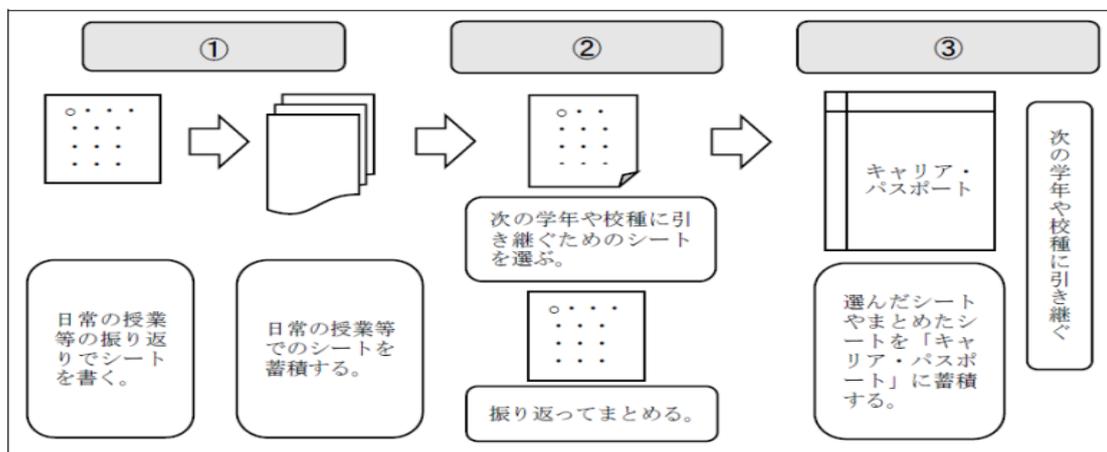
<参考資料>

- みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動 小学校編  
(文部科学省国立教育政策研究所 教育課程研究センター) 平成30年7月  
[https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/tokkatsu\\_20240722-01.pdf](https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/tokkatsu_20240722-01.pdf)

学級活動(3)の指導に当たって、小学校学習指導要領には「(略)その際、児童が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること」と示されています。この「児童生徒が活動を記録し蓄積する教材等」を「キャリア・パスポート」と呼びます。

富山県版「キャリア・パスポート」

- ① 児童生徒が日常の授業等の振り返りでシートを書き、蓄積します。シートは学校でこれまで作成したもの、文部科学省や県教育委員会の例示資料を基に作成したものを使用します。
- ② 児童生徒が年度始めや各学期末、年度末の学級活動等の時間にこれまで書いたシートの中から次の学年や校種に引き継ぐためのシートを選んだり、振り返ってシートにまとめたりします。
- ③ 児童生徒が選んだシートや、まとめたシートをファイルに綴じて次の学年や校種に引き継ぎます。



富山県版キャリア・パスポートについては、富山県総合教育センターのホームページ※<sup>5</sup>からダウンロードできますので、学校の取組に合わせて活用しましょう。

※<sup>5</sup>『富山県キャリア教育資料「キャリア・パスポートのすすめ」』

<https://www.center.tym.ed.jp/siryou/careerpassport/23922>

学級活動の学習過程（小学校）

	(1) 学級や学校における生活づくりへの参画	(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全	(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現
事前の活動	<p>① <b>問題の発見</b> 教師の適切な指導の下に、児童が諸問題を発見し、提案をする。</p> <p>② <b>議題の選定</b> 協力して達成したり、解決したりする学級として取り組むべき共同の問題を決めて、問題意識を共有する。</p> <p>③ <b>議題の決定</b> 目標を達成したり、問題を解決したりするために、全員で話し合うべき「議題」を決める。</p> <p>④ <b>活動計画の作成</b> 話し合うこと、決まっていること等、話し合い活動の活動計画(教師は指導計画)を作成する。</p> <p>⑤ <b>問題の意識化</b> 話し合うことについて考えたり、情報を収集したりして、自分の考えをまとめるなど、問題意識を高める。</p>	<p>① <b>題材の設定</b> 年間指導計画により、教師は、個々の児童が共通に解決すべき問題として「題材」を設定する。</p> <p>② <b>問題の確認</b> 教師は、取り上げる題材について学級の問題等を確認する。</p> <p>③ <b>共通の課題の設定</b> 教師は、個々の児童が解決すべき共通の課題として授業で取り上げる内容を決めて児童に伝え、問題意識の共有化を図る。</p> <p>④ <b>指導計画の作成</b> 教師は、本時の指導計画や資料を作成する。</p> <p>⑤ <b>問題の意識化</b> 授業で取り上げる課題について、自分の現状について考えたり、学級の現状を調べたりして、問題意識を高める。</p>	
(学級会) 本時の活動	<p>&lt;集団討議による合意形成&gt;</p> <p>① <b>議題や話し合いの進め方の理解</b> 議題の内容や話し合うことを理解し、提案理由や目当てに基づいて、一人一人が自分の考えを再確認したり、学級会の時間配分や進め方を共通理解したりする。</p> <p>② <b>解決方法等の話し合い</b> 出し合う→比べ合う 一人一人が多様な考えを発表し、意見の違いや共通点をはっきりさせながら話し合う。</p> <p>③ <b>解決方法の決定</b> まとめる(決める) いろいろな意見の違いを認め合い、折り合いをつけるなどして、みんなの考えをまとめ、合意形成を図る。</p>	<p>&lt;集団思考を生かした個々の意思決定&gt;</p> <p>① <b>課題の把握</b> &lt;つかむ&gt; アンケートの調査結果を活用し、自分自身の課題として捉えられるようにする。</p> <p>② <b>(2)原因の追求、必要性の実感</b> &lt;さぐる&gt; <b>(3)原因の追求、可能性への気付き</b> 原因を明らかにして、解決に向けてこれまでの自分を振り返り、「なりたの方向性をはっきりとさせる。改善のい自分」について自分の願いをもちた必要性を実感し、改善すべき点に気づき、よさや可能性を探ったりする。</p> <p>③ <b>解決方法等の話し合い</b> &lt;見つける&gt; みんなで話し合い、視野を広げて個人グループや学級全体での話し合いを人目標の意思決定へと向かっていける通して、「なりたい自分」を追求するためにできることを広げる。</p> <p>④ <b>個人目標の意思決定</b> &lt;決める&gt; 強い決意をもって、個に応じた、具体的な実践方法や目当てを決める。強い決意をもち、自分に合った具体的な個人目標や実践方法を決める。</p>	
事後の活動	<p>① <b>決めたことの実践</b> 合意形成したことを基に役割を分担し、全員で協力して、目標の実現を目指す。</p> <p>② <b>振り返り</b> 活動の成果や過程について振り返り、評価をする。</p> <p>③ <b>次の課題解決へ</b></p>	<p>① <b>決めたことの実践</b> &lt;実行する&gt; 意思決定したことを基に、個人として努力し、目標の実現を目指す。</p> <p>② <b>振り返り</b> 実践状況を話し合うなど、定期的に振り返り、実践意欲の継続化を図るとともに、日常生活で意識できるようにする。</p> <p>③ <b>(2)次の課題解決へ</b> <b>(3)よりよい自分へ</b></p>	

<参考資料>

- 小学校学習指導要領解説 特別活動編(文部科学省) 平成29年7月  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/03/13/1387017\\_014.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/13/1387017_014.pdf)
- ※以下、文部科学省、国立教育政策研究所教育課程研究センターより発行  
<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryu.html>
- みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動(小学校編)(教員向けパンフレット) 平成30年7月
- みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動(小学校編)(教師用指導資料) 平成30年12月
- 学級・学校文化を創る特別活動(中学校編)(教員向けパンフレット) 平成26年6月
- 学級・学校文化を創る特別活動(中学校編)(教員向け指導資料) 平成28年3月
- 学校文化を創る特別活動(高校編)ホームルーム活動のすすめ 平成30年8月
- 小学校特別活動映像資料 学級活動編 令和4年4月(パンフレット3月)
- 学校文化を創る特別活動【中学校・高等学校編】 令和5年3月

## イ 児童会・生徒会活動

学校の全児童生徒をもって組織する児童会・生徒会において、学校生活の充実と向上を図る活動を行います。その内容は下記のように示されています。

校種	内容	備考
小学校	(1) 児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営 (2) 異年齢集団による交流 (3) 学校行事への協力	児童会活動の運営は、主として高学年の児童が行い、児童会活動の形態は、「学校生活の諸問題を協議し、その解決を図る代表委員会活動」「学校内の自分たちの仕事を分担して行うための委員会活動」「学校又は学年の児童が自発的、自治的に行う児童会集会活動」の三つに大別できる。
中学校 高等学校	(1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営 (2) 学校行事への協力 (3) ボランティア活動等の社会参画	生徒会活動の内容は、生徒会行事等の直接的な活動の企画・立案、実施(運営)等の広い範囲にわたるだけでなく、生徒会の規約や組織の改廃、役員を含む各種委員の選出をはじめ、実践面の中心になる各種委員会の組織における活動の全てが含まれる。

児童会・生徒会活動の組織や活動内容は、児童生徒の実情に即して決定され、その名称や内容についても学校により違いがありますが、このような活動を自発的、自治的に行うことによって、児童生徒が集団活動での行動の仕方を身に付け、話し合いで合意形成を図ったり意思決定をしたりし、集団活動の中で自己実現を図ろうとすること等が期待されます。

## ウ クラブ活動（小学校のみ）

学年や学級の所属を離れ、主として第4学年以上の同好の児童で組織し、異年齢集団の交流を深め、共通の興味・関心を追求する活動を行います。

各学校でクラブ活動を組織するに当たっては、次の諸点に配慮することが大切です。

- 児童の興味・関心ができるだけ生かされるようにすること。
- 教科的な色彩の濃い活動を行うクラブ活動の組織にならないこと。
- 学校や地域の実態を踏まえること。

## エ 学校行事

学校行事は、全校又は学年という大きな集団（高等学校では、それらに準ずる比較的大きな集団を含む）を単位として行われ、よりよい学校生活を築くための体験的な活動です。

学校行事には、次のようなものが含まれます。

(1) 儀式的行事	入学式、卒業式、始（終）業式等
(2) 文化的行事	学習発表会（文化祭）、音楽会、講演会等
(3) 健康安全・体育的行事	健康診断、運動会（体育大会）、避難訓練等
(4) 遠足/旅行・集団宿泊的行事	遠足、修学旅行、宿泊学習、野外活動等
(5) 勤労生産・奉仕的行事	ボランティア活動、上級学校・職場訪問等

また、次の点に留意して進めることが大切です。

- 自然や社会との関わり方を考えさせ、共に生きていることの意味を実感させること。
- 望ましい校風が育ち、児童生徒が豊かな充実した学校生活を体験できるようにすること。
- 他者を尊重する態度、社会生活上のルールやマナー、望ましい集団行動の在り方等、集団生活や社会生活に必要な基本的な行動様式や態度を身に付けさせること。
- 学校が計画し実施する行事に参加し、協力することを通して、自主的、実践的な活動を行わせること。

### (3) 年間指導計画を作成する上で配慮すること

- 学校の創意工夫を生かすとともに、学級や学校、地域の実態や児童生徒の発達段階等を考慮する。
- 児童生徒の自主的、実践的な活動が助長されるようにする。
- 特別活動の内容相互及び各教科、道徳科、総合的な学習〈探究〉の時間等の指導との関連を図る。
- 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用等を工夫する。
- 児童会・生徒会活動、学校行事については全教職員が関わって作成する。
- 授業時数について
  - ・小学校において、児童会活動、クラブ活動及び学校行事については、年間、学期ごと、月ごと等に適切な授業時数を充てる。
  - ・中学校において、生徒会活動及び学校行事については、年間、学期ごと、月ごと等に適切な授業時数を充てる。
  - ・高等学校において、生徒会活動及び学校行事については、学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てる。

### (4) 特別活動の評価

特別活動の評価において、最も大切なことは、児童生徒一人一人のよさや可能性を積極的に認めるようにするとともに、特別活動で育成を目指す資質・能力がどのように成長しているかということについて、各個人の活動状況を基に、評価を進めていくことです。そこで、以下の点に留意して評価を行います。

- 各活動・学校行事について具体的な評価の観点を設定し、評価の場や時期、方法を明らかにする。その際、特に学習過程についての評価を大切にするとともに、各活動・学校行事における児童生徒の姿を学級担任以外の教師とも共通理解を図って適切に評価できるようにする。
- 児童生徒が自己の活動を振り返り、新たな目標や課題をもてるようにするために、活動の結果だけでなく活動の過程における児童生徒の努力や意欲等を積極的に認めたり、児童生徒のよさを多面的・総合的に評価したりする。
- 評価を通して教師が指導の過程や方法について反省し、より効果的な指導が行えるような工夫や改善を図り、評価を指導の改善に生かす。評価の観点については、各学校において定め、学級活動、児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事等の内容ごとに、十分満足できる状況にあると判断される場合に○印を記入して評価する。

## 第5章 健康安全・給食指導

### 1 体力の向上

体力の向上は、生涯にわたって運動やスポーツに親しむことができる、心身ともに健康な幼児児童生徒を育てることを目的としています。富山県では、各学校（園）が体力の向上と健康の保持増進を目指して作成する「元気っ子育成計画」等に沿って実施されます。

#### (1) 定期的な運動の機会

保育や体育科・保健体育科の時間を核に、体育的行事、遊びの時間、業間・放課後の運動（遊び）、運動部活動等との関連を図り、定期的な運動の機会を設定します。

#### (2) 家庭や地域との連携

家族でスポーツに親しんだり、運動（遊び）に関する地域の行事に参加したりするなど、家庭や地域と連携した環境づくりを推進します。

<参考資料>

□ [富山県／とやま元気っ子育成計画](#)

### 2 学校保健

学校保健は、保健教育と保健管理を適切に実施し、児童生徒の心身の健康を保持増進させる活動です。

#### (1) 保健教育

保健教育は、学校の教育活動全体を通じて適切に行われる必要があります。例えば、体育科・保健体育科、特別活動（学級活動、学校行事等）、総合的な学習（探究）の時間はもとより、関連する各教科（生活科、理科、家庭科、技術・家庭科、道徳科等）においても、それぞれの特質に応じて行われることも考えられます。

	特別活動(保健に関する指導)	体育科、保健体育科	総合的な学習(探究)の時間
目標・性格	日常生活における健康問題について自己決定し、対処できる能力や態度の育成、習慣化を図る	健康を保持増進するための基礎的・基本的事項の理解を通して、思考力、判断力、意志決定や行動選択等の実践力の育成を図る	自他の健康な生活の向上や、活力ある社会の構築に主体的、創造的に取り組む資質や能力の育成を図る
内容	各学校の児童生徒が当面している、または近い将来に当面するであろう健康に関する内容	学習指導要領に示された教科としての一般的で基本的な心身の健康に関する内容	日常生活や学習経験等により興味・関心をもった健康に関する内容
指導の機会	特別活動の学級活動、ホームルーム活動を中心とした教育活動全体	体育科、保健体育科及び関連する教科	学校で定めた総合的な学習(探究)の時間を活用
進め方	実態に応じた時間数を定め、計画的、継続的に実践意欲を喚起しながら行う	年間指導計画に基づき、実践的な理解が図られるよう課題解決的、体験的な学習を展開する	体験的、課題解決的な学習を積極的に取り入れ、人や物との主体的な関わりを通して課題解決に取り組む
対象	集団（学級・ホームルーム、学年、全校）	集団（学級、学年）	集団（課題別グループ等）または個人
指導者	学級（ホームルーム <sup>*</sup> ）担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等	学級担任、教科担当、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等	学級担任、教科担当、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、地域の専門家等

\*高等学校（以下同様）

#### (2) 保健管理

保健管理は、学校保健安全法に基づいて各学校で策定した「学校保健計画」等に沿って実施するものです。

主な内容には次のようなものがあります。

- ・心身の管理 …… 健康診断、救急処置、健康観察、健康相談、疾病・感染症の予防等
- ・生活の管理 …… 学校生活の管理、健康生活への支援
- ・学校環境の管理 …… 学校環境の衛生的管理、環境美化

ここでは、特に学級担任が関わる保健活動として二つのことについて説明します。

ア 健康診断

定期健康診断は、学校保健安全法に基づき、学校行事として全教職員及び学校医等により実施されるものです。実施に際しては、次のことに留意する必要があります。

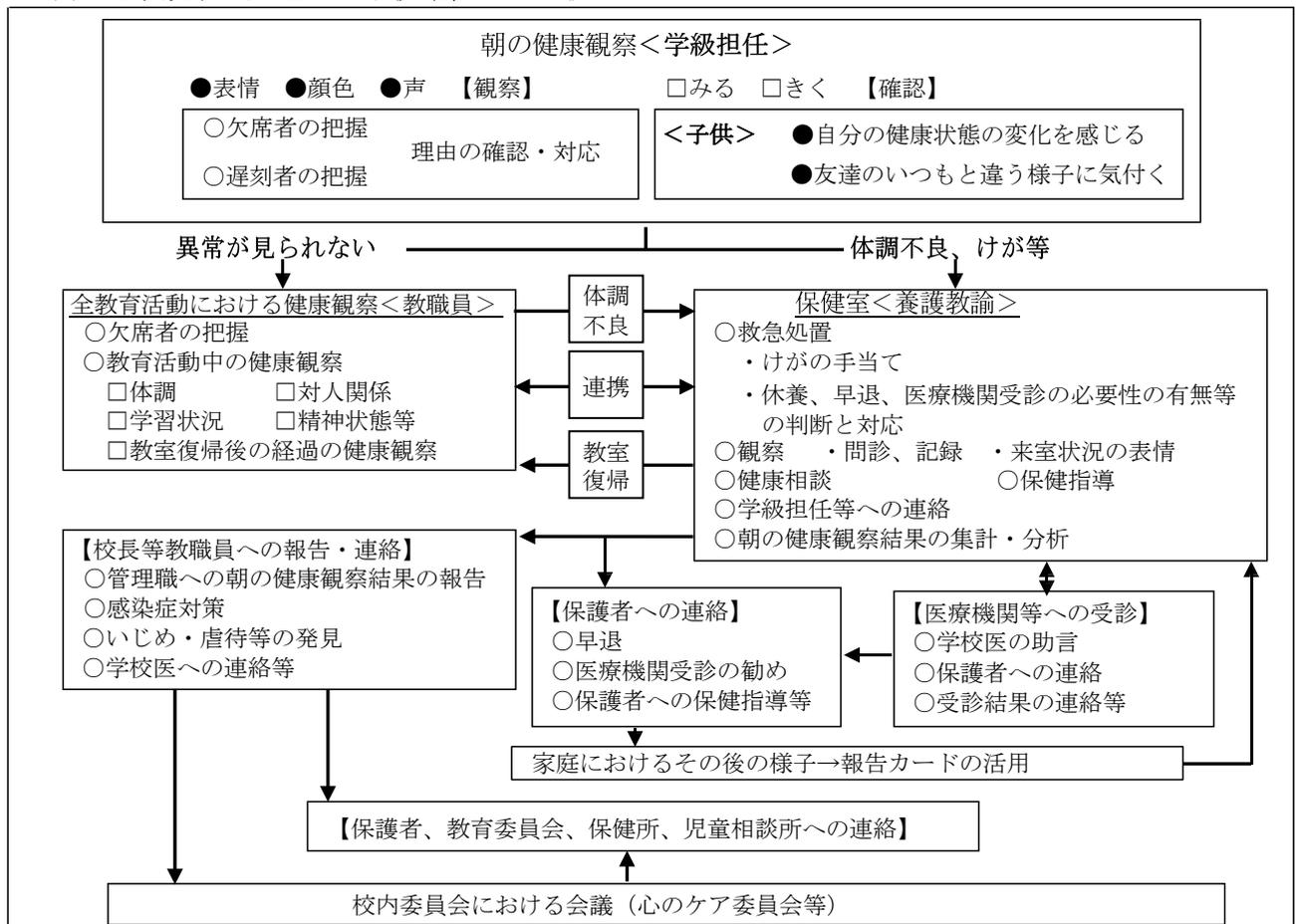
- (ア) 児童生徒には健康診断の意義や方法等について事前指導を行う。
- (イ) 教職員や児童生徒に対し検査や測定の方法を周知し、正確に実施できるようにする。
- (ウ) 学級担任は学校医等の行う診断に立ち会い、補助や管理に当たるとともに、学級の児童生徒の健康状態を把握し、全ての教育活動において配慮するように努める。
- (エ) 健康診断の結果、心身に疾病又は異常が認められず、健康と認められる児童生徒についても、事後措置として健康診断の結果を通知し、当該児童生徒の健康の保持増進に役立てる。また、健康診断の結果 21 日以内（学校保健安全法施行規則第9条）に児童生徒及びその保護者へ通知し、疾病の治療促進や健康な生活への支援を行う。その際、健康に関する情報は個人情報であるため、その扱いは慎重に行う。

イ 健康観察

学級担任をはじめ教職員が行う健康観察は、学校における教育活動を円滑に進めるための重要な活動です。児童生徒は、自分の気持ちを言葉でうまく表現できないことが多く、心の問題が顔の表情や行動に表れたり、頭痛・腹痛等の身体症状となって現れたりすることが多いため、きめ細かな観察が必要です。

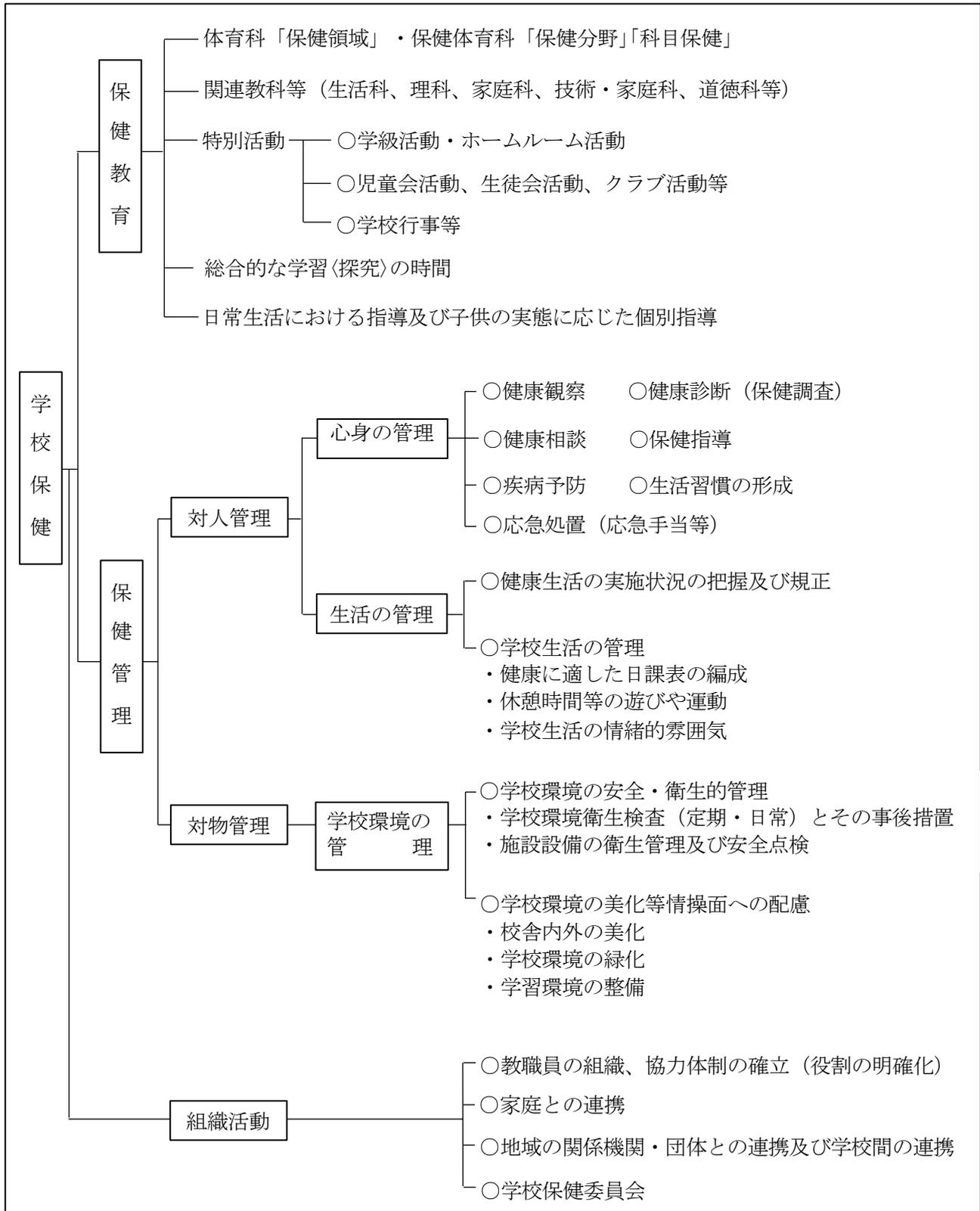
- (ア) 健康観察の目的
  - ① 児童生徒の心身の健康問題を早期に発見し、早期対応につなげる。
  - ② 感染症や食中毒等の集団発生状況を把握し、感染の拡大防止や予防を図る。
  - ③ 継続的な実施によって、児童生徒に自他の健康に興味・関心をもたせ、自己管理能力の育成を図る。

(イ) 健康観察の実施から事後措置までの流れ



学校における子供の心のケアサインを見逃さないためにー（平成26年3月）文部科学省

〈学校保健の領域・内容〉



「生きる力」を育む学校での歯・口の健康づくり（令和元年度改訂）日本学校保健会

＜参考資料＞

- 令和7年度 学校保健・学校安全関係の手引き（富山県教育委員会）

<https://www.pref.toyama.jp/3005/syokuikuanzen/index.html>

### 3 学校給食と食育

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達と、その普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的としています。さらに、この目的を実現するために、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること、健全な食生活を営む判断力を培うこと、社交性や協同の精神、生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度及び勤労を重んずる態度を養うこと、我が国や各地域の優れた伝統的な食文化、食料の生産、流通及び消費についての理解を深めること等を目標に、学校給食法等に基づいて行われています。

学校給食は、食に関する指導を進める上で極めて有効な教材です。学校給食を「生きた教材」として活用しつつ、食に関する指導に係る全体計画を作成し、教育活動全体を通して計画的、組織的な指導を行います。指導に当たっては、指導体制を整備し、全教職員が連携・協力するとともに、栄養教諭・学校栄養職員や養護教諭等の専門性を生かした指導を計画的に位置付けます。

#### (1) 給食の時間に行われる食に関する指導

『食に関する指導の手引―第二次改訂版― 文部科学省（平成 31 年 3 月）』では、給食の時間に行われる指導の内容を次のように示しています。

##### ア 給食指導

「給食指導」は、給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、箸の使い方、食事のマナー等を体得させる場面です。日々の指導は学級担任等が主に担いますが、運営や指導方法については栄養教諭等と連携し、学校全体で統一した取組を行うことが必要です。

給食の時間における共同作業を通して責任感や連帯感を養うとともに、学校給食に携わる人々への感謝の気持ち等、豊かな心を育み、好ましい人間関係を育てる時間となります。

##### イ 食に関する指導

「食に関する指導」は、学校給食の献立を通じて、食品の産地や栄養的な特徴を学習させたり、教科等で取り上げられた食品や学習内容を確認させたりするなど、献立を教材として用いた指導を行う場面となります。指導事例としては、以下のようなものがあります。

- ・食料の生産、流通、消費について
- ・食品の種類や特徴について
- ・栄養のバランスのとれた食事について

他にも、季節や地域の行事にちなんだ行事食を提供するなど、食事という実体験を通して食に関する知識理解、関心を深めることができます。

※富山県では、「学校給食とやまの日」等における地場産食材を積極的に活用した献立を通して、自然の恵みや生産、食事づくりに携わる人々に感謝する心をもつことができるようにしています。

給食の時間における食に関する指導を充実していくためには、年度当初に給食の時間の指導等について学級活動の授業時間を確保するなど、計画的に行うことが大切です。

また、児童生徒による委員会活動と連動させることも、指導の効果を高めることにつながります。

#### (2) 学校給食におけるリスクマネジメント

児童生徒が給食を食べる際に想定されるリスク要因として、食中毒、異物混入、食物アレルギー、窒息等が考えられます。学校給食を原因とするリスクについては、校内マニュアル等を整備し、全教職員で共通理解を図った上で組織的に運用することが事故の未然防止や適切で迅速な対応につながります。

#### ＜食中毒の防止＞

- ・学級担任等は、給食当番の健康状況（下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装、手指の確実な洗浄等）を毎日点検し記録する。胃腸炎の症状（腹痛・下痢・嘔吐等）がある場合は、給食当番を交代させる。
- ・給食時間中、児童生徒が嘔吐した場合は、当該児童生徒を保健室に連れて行くとともに、周囲の児童生徒を可能な限り嘔吐物から遠ざける。その後、適切に嘔吐物の処理を行う。嘔吐物が食器具に付着した場合は、次亜塩素酸ナトリウム溶液で一次消毒を行った後、消毒済みであることが分かるように給食調理施設に返却する。

#### ＜異物混入の防止＞

- ・毛髪、昆虫、プラスチック片、金属片等の異物が給食に混入する可能性を想定して、調理工程だけでなく教室等においても、未然に異物の混入を防止する手立てを講じる必要がある。

#### ＜食物アレルギー対応＞

- ・全教職員が食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別の取組プラン、緊急時の対応について共通理解を図る。主に対応を行っている学級担任等が不在となる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。

#### ＜窒息事故防止＞

- ・水分が少ないもの（パン）や、丸い形状のもの（白玉団子、プラム）は、咽頭部に詰まる危険性が高いため十分な注意が必要である。

### (3) 各教科等における食に関する指導

学習指導要領では、「特に、学校における食育の推進…に関する指導については、体育（保健体育）科、家庭（技術・家庭）科及び特別活動の時間はもとより、各教科（・科目）、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間等においてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること」となっています。なお、各教科（社会、理科、生活、家庭、技術・家庭、体育、保健体育）、道徳科、総合的な学習（探究）の時間、特別活動、自立活動には、食に関する指導と直接つながる学習内容が記述されています。

### (4) 個別的な相談指導

食物アレルギー、肥満傾向、やせ傾向等、専門的な立場から個別的な指導を必要とする場合には、学級担任、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、学校医、担当医、保護者等の連携の下、一人一人の食生活の実態を把握した上で個に応じた対応や相談指導を行うことが大切です。

#### ＜参考資料＞

- 食に関する指導の手引―第二次改訂版―（平成 31 年 3 月）：文部科学省  
[20210716-mext\\_kenshoku-100003341\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenshoku/100003341_1.pdf)
- 栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育（平成 29 年 3 月）：文部科学省  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/syokuiku/1385699.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1385699.htm)

## 4 学校安全

### (1) 学校安全の意義

学校は、児童生徒が集い、人と人との触れ合いにより、人格の形成がなされる場であり、「生きる力」を育む学校という場において、児童生徒が生き生きと活動し、安全に学べる場でなくてはなりません。また、児童生徒は守られるべき対象であるだけでなく、学校教育活動全体を通じて、児童生徒が自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に育成していくことが求められます。

学校安全の領域としては、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の三つが挙げられます。

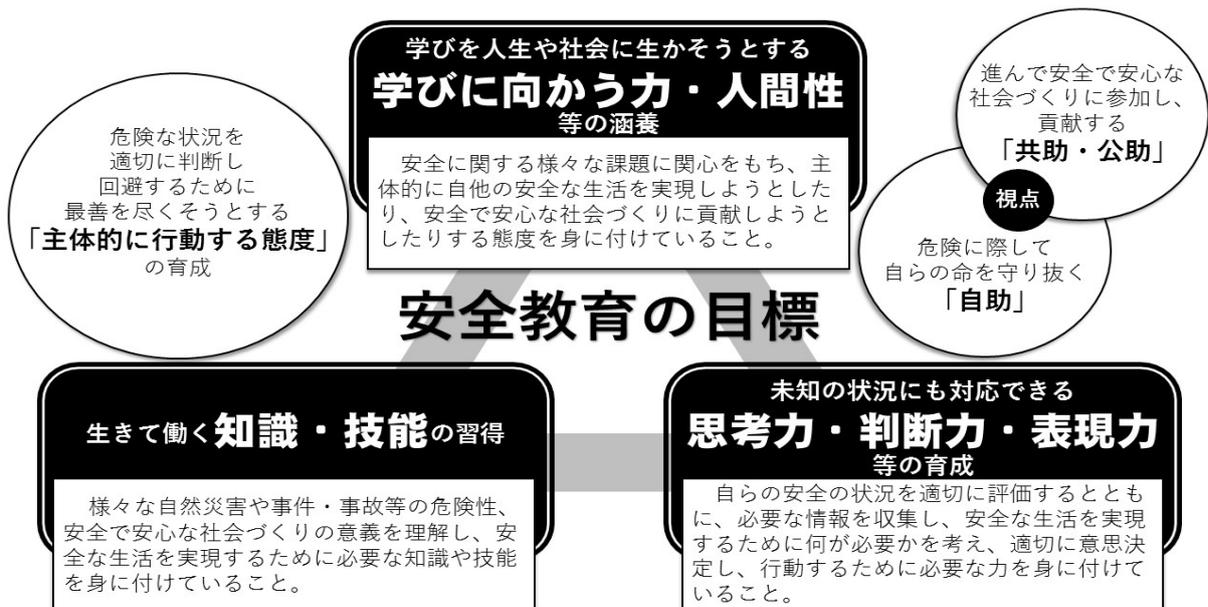
- 生活安全：日常生活で起こる事件・事故、誘拐や傷害等の犯罪被害防止
- 交通安全：様々な交通場面における危険と安全、事故防止
- 災害安全：地震・津波災害、火山災害、風水(雪)害等の自然災害、火災や原子力災害

加えて、近年は、スマートフォンやSNSの普及等、児童生徒を取り巻く環境の変化や学校を標的とした新たな危機事象も懸念されており、時代や社会の変化に伴って、学校安全の在り方を柔軟に見直していかなければなりません。

### (2) 学校安全の取組

#### ア 安全教育

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力の育成を目指します。



- 生活安全に関する内容  
日常生活で起こる事件・事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにする。
- 交通安全に関する内容  
様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車(自動二輪車及び原動機付自転車)等の利用ができるようにする。
- 災害安全に関する内容  
様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な判断ができ、行動がとれるようにする。

#### イ 安全管理

学校における安全管理は、児童生徒の安全を確保するための環境を整えること、すなわち、

事故の要因となる学校環境や児童生徒の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒の安全の確保を図るようにすることです。

○ 学校環境の安全管理

事故等の未然防止のため、校舎内外の施設・設備を点検し、危険を事前に発見するとともに、それらの危険の除去等の改善措置を講じなければならない。そのためにも、定期的な安全点検は、組織的かつ計画的に行われる必要がある。

○ 学校生活の安全管理

休み時間、各教科等の学習時、クラブ活動等、学校行事、その他学校における全ての教育活動を対象として、主に児童生徒の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止する。事故の発生状況を把握し、児童生徒の多様な行動等の実態を踏まえ、児童生徒の行動や活動場所等について適切なルールを設けることが大切である。

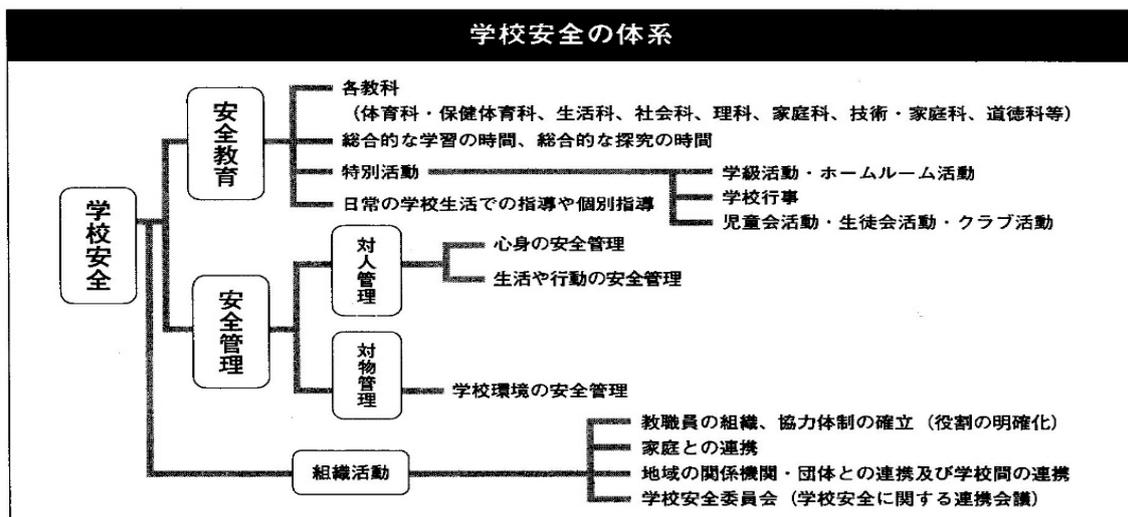
ルールについては、児童生徒等に安全な行動選択の必要性、安全な行動の実践方法を理解させながら、必要に応じて危険を予測する能力や安全を尊重する規範意識等の形成と関連させ、指導の徹底を図ることが大切である。すなわち、安全管理と安全教育は相互に充実を図る関係にあることに留意する。

○ 通学の安全管理

児童生徒の通学時における安全の確保を目的とし、安全な通学路の設定、通学路による登下校の徹底、定期的な通学路の点検、危険箇所・要注意箇所の周知・対策等を行わなければならない。通学手段が多岐にわたる場合は、交通手段の特性を考慮した安全管理が求められる。また、交通安全の観点だけでなく、誘拐や傷害等の犯罪被害防止という生活安全の観点や災害発生時の災害安全の観点からも対策が必要である。

ウ 組織活動

学校安全の取組を効果的に進めていくためには、全ての教職員が学校安全に関する資質・能力を身に付け、学校安全計画や危機管理マニュアル等に基づいて組織的な取組を行っていく必要があります。また、学校と家庭、地域の関係機関・団体等及び学校相互の連携や情報交換を密にし、地域ぐるみで安全を守り、安心して学校生活を送れるような環境を整えていかなければなりません。



<参考資料>

- 学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育 (文部科学省) 平成 31 年 3 月  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_01.pdf)
- 学校における安全点検要領 (文部科学省) 令和 6 年 3 月  
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzenken/index.html>
- 令和 7 年度 学校保健・学校安全関係の手引き (富山県教育委員会)  
<https://www.pref.toyama.jp/3005/syokuikuanzen/index.html>

## 5 危機への対応

### (1) 学校における危機管理

学校で起こる危機的な問題は極めて多様ですが、典型的なケースとして、「学校生活上の事故」「学校保健に関する事故」「災害による事故」「学校施設に関する事故」「教職員をめぐる事故」「保護者・地域社会とのトラブル」等が挙げられます。

こうした様々な危機に対処するために、学校(教職員)としては、以下のことが大切です。

- 危機的な状況が起きる可能性を予知すること。
- 危機が起きる可能性を予知したら、それを回避するための万全の努力をすること。
- 最大限に予知する努力を払い、回避する措置をとっても危機の発生を避けることができなかつたときには、危機への最善の対処をすること。
- 再び同じような危機が起これないように、再発防止の手段を講じておくこと。

学校には、児童生徒の安全を確保する義務があります。普段から教職員全員の意識の高揚を図り、危機に対する的確な対応ができるよう、管理職をはじめ教職員全員で危機管理に取り組む体制づくりが大切です。

#### 【危機管理の「さしすせそ」】

心 構 え	さ…『最悪』の事態を想定し し…『慎重』に す…『素早く』 せ…『誠意』をもって そ…『組織』で対応する	実 際 の 行 動	さ…最初の対応を慎重に行う。 し…指示系統をはっきりさせる。 す…推測で動かず、正確な情報を得る。 せ…戦略と戦術に長ける。 そ…組織の役割分担を明確にする。
-------------	--	-----------------------	---

### (2) 学級担任としての危機管理

学級担任は、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、危機の予防・対応及び事後対応について理解しておく必要があります。

#### ア 危機の予防

教職員全体が危機意識をもつことで、「危機管理」という発想が生まれます。そして、その意識の度合いによって対応が大きく異なります。学級担任は、次の点に留意して危機の予防に努めることが大切です。

##### (ア) 危機管理意識の高揚

- ・職員・学年会議等を通じて、また日常的な教職員同士の情報交換を通して、児童生徒の安全確保に関する共通理解を図る。
- ・各学校で作成されている学校事故を想定した「危機管理マニュアル」等について熟知し、教職員の役割分担や責任を明確にするなど、日頃から危機管理の意識をもつ。
- ・人権意識、情報管理に対する意識等を高め、児童生徒理解に努める。

##### (イ) 始業時や放課後、休み時間中における安全確保

- ・担任する教室の児童生徒の状況を把握するとともに、教室及び廊下の環境整備に努める。  
(特に児童生徒の心身の健康状態、備品の破損等の把握)

##### (ウ) 登下校時における安全確保

- ・定められた通学路を通して登下校することを指導する。
- ・登下校の際に注意すべき箇所を予め把握し、注意を喚起する。(犯罪機会論に基づく「地域安全マップ」等を作成し、巡視等に活用する。)
- ・緊急事態に備え、「こども110番の家」等、緊急避難できる場所を児童生徒に周知徹底する。
- ・犯罪被害に遭わないための行動の仕方について指導する。

##### (エ) 授業中における安全確保

- ・各教材・教具や器具・用具等の点検、使用教室や施設・設備の安全点検、予想される事故と防止のためのチェックリスト作成等をこまめに行う。

- ・特に理科、保健体育、図工、美術、家庭、技術・家庭等、実験や実習・実技を伴う教科の授業において、過去に起こった事故や予想される事故を検討し、児童生徒の安全確保に万全を期して指導する。
- (㊦) 校外学習等における安全確保
  - ・教科や総合的な学習(探究)の時間、特別活動(遠足・行事等)において、校外で学習を行う場合は、事前に綿密な計画を立てるとともに、現地の安全を十分に確認する。(事前の下見等を通して危険箇所を把握し、児童生徒に対する安全指導を徹底する。可能であれば、保護者や地域の方の協力を要請する。)
  - ・クラブ活動や部活動においては、児童生徒の健康、能力、活動場所や用具・器具等の安全に十分配慮し、計画的に指導する。
- (㊧) 家庭との連携
  - ・日頃から保護者との連携を密にし、保護者の学校や担任、わが子への思いや考え等の理解に努め、信頼関係を深めておく。特に、家庭への連絡、学級通信、懇談会等の機会においては、保護者と情報や意見を交換するよう工夫し、学校から保護者への一方的な連絡や依頼に終始しないように配慮する。
- (㊨) 安全教育の徹底
  - ・児童生徒自らが進んで安全を守る習慣を身に付けるよう、教育活動のあらゆる場面を通して指導する。
  - ・児童生徒に対し、生命の尊重、他者へのいたわり、自己管理能力等の育成を図る。

## イ 危機への対応

学校で発生する事故やトラブルには様々なものがありますが、事故等が発生した場合には、児童生徒の生命の安全を第一義として、学級担任として次の点に留意して、落ち着いた行動を心がけることが大切です。

- ・まず事実をよく見極め、冷静かつ慎重に対処する。
- ・自分だけの判断でことを運ばず、学校の定められた危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)に従って行動し、管理職及び関係教職員に迅速に連絡や報告を行い、管理職の指示に基づいて適切な措置をとる。ただし、その場で、臨機応変の対応が求められる場合は、「緊急にしなければならないことは何か」「指示を受け協同して行う必要があるものは何か」ということを的確に判断する。
- ・管理職への連絡や報告は、私見や私情をはさまず、事実を正確に伝える。
- ・いかなる場合においても、常に児童生徒の生命や安全を最優先して行動する。
- ・小さな事故やトラブルであっても、誠実かつ的確に対応し、大きな問題に発展しないように気を付ける。

## ウ 危機の事後対応

一旦危機が去った後も、事故等の再発や更なる悪化を防ぐため、次のような事後の対応が必要となります。

- ・今後の対策の貴重な資料とするため、事故の状況、事故への対応等を客観的に記録した事故報告書等を作成し、学校及び関係機関へ提出する。
- ・指導計画や児童生徒理解、学級担任としての対応が適切であったか、冷静に振り返り、教職員としての自己の在り方を見つめ直す。
- ・事故に遭った児童生徒、学級全体の児童生徒への指導及び心のケアに努め、必要に応じて、学年、学校、保護者や専門家・専門機関等への協力を要請する。  
また、学校全体としても以下の対応が必要です。
- ・学校としての説明責任を果たすため、保護者に対し、事故の経過及び学校としての対応について説明し、学校への理解と協力を求める。
- ・事故の原因や背景、対応の適否について分析し、危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)を見直す。
- ・教職員の意識改革に努め、再発防止に向けた取組を学校全体として行っていく。

## 第6章 人権教育

### 1 人権教育の推進

私たちは誰もが幸せによりよく生きたいと願っており、それは人間が人間として生きる権利です。

我が国においては、平成6年4月に「児童の権利に関する条約<sup>※1</sup>」が批准され、同年5月に発効しました。この条約は児童（生徒）の人権の尊重と保護のために制定されたものであり、主な内容は、基本的には我が国の憲法や法律において保障されているものです。また、令和元年には、「児童虐待の防止等に関する法律<sup>※2</sup>」の一部が改正され「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉等の一部を改正する法律の公布について<sup>※3</sup>」により、学校及び教職員に対して、児童虐待防止等のために適切な役割を果たすよう、早期発見の努力義務、関係機関への通告義務、関係機関との連携強化、児童虐待に係る通告を行った児童生徒について通告後の市町村又は児童相談所に対しての定期的な情報提供及び緊急時の通告義務、児童生徒の進学・転学に当たっての学校等の間の情報共有、児童虐待に係る研修の充実の努力義務等が課せられています。また、令和4年6月には、次代の社会を担う全ての子供が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、子供の心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、「こども政策を総合的に推進すること」を目的とした「こども基本法<sup>※4</sup>」が公布され、令和5年4月施行されました。児童生徒と日常的に関わりをもつ教師こそ、児童生徒の人権について考えるとともに、人権に対する意識を高め、鋭敏な感覚をもつことが大切です。他にも私たちの周りには、個別的課題に係る人権問題が存在しており、充実した人権教育の推進が求められています。

また、学校における人権教育の目標には、「『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』を単に理解するに止まることなく、それが、態度や行動に現れるようになることが求められる。<sup>※5</sup>」と掲げられています。学校においては、このことを踏まえて、人権教育を推進していくことが大切です。

#### <参考資料>

- 児童の権利に関する条約（文部事務次官通知）<sup>※1</sup> 平成6年5月  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kokusai/jidou/main4\\_a9.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/jidou/main4_a9.htm)
- 児童虐待の防止等に関する法律（巻末資料5 参照、厚生労働省）<sup>※2</sup> 平成12年11月  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv22/01.html>
- 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉等の一部を改正する法律の公布について（文部科学省総合教育政策局長通知）<sup>※3</sup> 令和元年7月  
[https://www.mext.go.jp/content/20191217\\_mxt\\_syoto02-000003250\\_13.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20191217_mxt_syoto02-000003250_13.pdf)
- こども基本法（衆議院）<sup>※4</sup> 令和4年6月公布 令和5年4月施行  
[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_housei.nsf/html/housei/20820220622077.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/20820220622077.htm)
- 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕より引用（文部科学省人権教育の指導方法等に関する調査研究会議）<sup>※5</sup> 平成20年3月  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm)

#### <人権教育の基本方針>

「人類普遍の原理である自由・平等の原則と日本国憲法及び教育基本法の本質にのっとり、社会の中に根強く残っている不合理な差別をなくし、基本的人権を尊重する精神の涵養と実践力の高揚を図る」ために、次のように努めることが望まれます。

- 児童生徒の実態と発達の段階を踏まえ、教育活動全体を通して人権教育を推進する。
- 各教科等の指導内容、指導事項を明確にして、人権教育の指導の充実に努める。
- 家庭や地域社会との連携を深め、一体となって人権教育を推進する。
- 人権教育についての研修を通して教職員の認識を深め、指導力を高めるように努める。

人権教育指導のために(第41集)(令和8年3月)富山県教育委員会

## 2 学校における人権教育

### (1) 人権教育の目標

学校教育は、人権尊重の精神を育てる上で極めて大きな役割を果たすものです。特に、児童生徒一人一人の人権を大切にしていける教師の姿勢は、児童生徒におのずと相手を尊重しようという意識を育てます。

人権教育の目標は、一人一人が人間としてかけがえのない存在であることを自覚し、いじめや偏見・差別をなくし、互いに尊重し合い、好ましい人間関係を築いていこうとする心と態度を育てることにあります。人権を尊重する心と態度を育てるには、各教科、道徳科、外国語活動・外国語科、総合的な学習(探究)の時間及び特別活動や、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、相互の関連を図りながら教育活動全体を通じて推進していくことが大切です。

### (2) 人権尊重と教育活動

人権教育を展開する際には、人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にした上で、人権に関する意識・態度、実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標・ねらいに基づく各教科等の指導とが、有機的・相乗的に効果を上げられるようにしていくことが重要です。

また、授業を構想する際は、以下に示した諸点に留意するとともに、個に応じた指導を充実させながら、人権意識や実践力等を身に付けていく必要があります。

#### ア 「地域の教育力」の活用

各教科等の特質に応じて、地域のひと・もの・ことや施設等、地域の教育力を計画的・効果的に活用して、教育活動全体を通して人権教育を推進していきます。

#### イ 「体験的な活動」の重視

フィールドワーク等の体験的な活動を積極的に活用して人権感覚を育成していきます。

#### ウ 関係諸機関との連携・協力

大学や研究機関、市民団体等、人権教育に関係する諸機関の協力を得て多様な学習活動を行うことは、人権感覚の育成に大きな効果があります。また、児童生徒が障害者施設や高齢者施設等を直接訪問して様々な人と交流したり、ボランティア活動を体験したりする学習活動を取り入れることによって、高齢者や障害者をはじめ様々な人々と触れ合いながら人権に対する理解をより一層深め、豊かな人権感覚を育てていきます。

#### エ 学習形態、教育方法上の工夫

「協力的な学習」「参加的な学習」「体験的な学習」を取り入れ、児童生徒の主体的・実践的な学習を推進し、人権に対する知的理解を深めるとともに人権感覚を養うよう工夫します。児童生徒の実態を踏まえ、人権教育の目的・内容に応じて、計画的に一斉学習・グループ学習・個別学習等の学習形態を考えます。また、授業担当教員とゲストティーチャー(地域人材等)とのティーム・ティーチングを取り入れたり、ICT機器を活用したりするなど、指導形態・方法を工夫します。

## オ 学級活動やホームルーム活動、進路指導との関連

人間としての生き方について学ぶ学級活動やホームルーム活動、進路指導の機会等を通して長期的・広域的視野から人権教育を推進していきます。特に、人権に関する学習活動の中で、人権を守り人権尊重の社会を支える専門家と出会うことは、児童生徒にとって人権感覚を培う契機となります。人権尊重の姿勢で誠実に職責を果たす人々の話を直接に聴くことは、将来設計やキャリア形成を考える上でも、教育的効果があります。

### (3) 指導上の留意事項

#### ア 教育の中立性の確保

学校における人権教育については、教育の中立性を確保することが厳に求められます。

学校は、公教育を担うものとして、特定の主義主張に偏ることなく、主体性をもって人権教育に取り組む必要があります。学校の教育活動と特定の立場に立つ政治運動・社会運動とは、明確に区別されなければなりません。このことを踏まえ、具体的な指導計画をつくる際は、中立性の確保に十分な注意を払わなければなりません。

#### イ 個人情報やプライバシーに関することへの配慮

学校において多様な学習活動を進めていく際、様々な個人情報等に接することがあります。特に、人権教育では、自分について語ることを含め、児童生徒のプライバシーに関わる内容を扱うことも多くあります。こうした学習活動は、人権教育を効果的に行う上で大きな意味をもちますが、個人情報等を取り上げる際には、本人や保護者の同意を得るなどの配慮が必要です。

#### ウ 各人権課題に対する差別や偏見への指導

インターネット等の人権侵害の他、女性、高齢者、障害のある人、外国人、感染症の患者等・ハンセン病患者等、犯罪被害者、同和問題、性的思考・ジェンダーアイデンティティ等への差別等、あらゆる差別や偏見に対して、人間としての尊厳を踏みにじる行為は許さないという毅然とした態度で指導することが大切です。

## 3 学級・ホームルームにおける人権教育

### (1) 教師の人権意識の高揚

教師は、指導者という意識を保持しつつも、児童生徒の目の高さに立ち、一人一人に温かい心で接する中で信頼関係をつくるように努めなくてはなりません。その上で、児童生徒一人一人のよさを生かしながら、共に成長する姿勢で学級・ホームルーム経営に当たることが大切です。また、教師自身が自分の人権意識を振り返ることも大切です。

#### <参考資料>

□ 教師用 人権意識チェック表（例）

（「人権教育指導のために（第41集）」 富山県教育委員会） 令和8年3月

<https://www.pref.toyama.jp/3002/jidouseitosien.html>

### (2) 実践に当たっての留意点

ア 学級・ホームルーム経営に当たっては、個と集団との関係の中で一人一人を支える学級づくりを目指すことが求められます。一人一人の発言が大切にされ、差別や偏見、いじめのない明るい学級をつくることが何よりも大切です。

イ 配慮を要する児童生徒への指導・援助においては、その実態を的確に把握し、保護

者との連携、教師間の共通理解を図ることが大切です。

- ウ 人権教育を進めるに当たっては、日常の学級・ホームルーム経営や教科等の指導を通して、人権尊重の精神を身に付けさせるとともに、望ましい人間関係を育むよう指導を充実させることが大切です。
- エ 学級・ホームルームでは自他の生命や人権を尊重する視点から、教室環境(生きものの管理、作品掲示等を含む)や生活全体の言語環境等を整えていくことが大切です。

## 4 子供の人権課題

### (1) いじめ

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)第1条では、「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである」と規定されており、いじめが人権侵害であることを明らかにしています。全ての児童生徒が、一人の人間として、生命や身体の安全を脅かされることなく、家族や友人との触れ合いを通じて自由に成長できるように、この問題に対する理解と関心を深めることが必要です。

最近の「いじめ」は、多様化が進み、情報通信機器の介在により、一層見えにくくなっており、実態として、複数が一人をいじめる傾向にあることから、「いじめ」の首謀者が誰であるかはっきりしておらず、「いじめ」を行う側の児童生徒が罪の意識を感じていない例が多く存在します。さらに、「いじめ」に実際に加担していなくとも、「いじめ」の行為を面白がって見ていたり、はやしたてたりする「観衆」や、それらを見て見ぬふりをしている「傍観者」という児童生徒の集団が存在しています。このため、「いじめ」をなくすためには、全ての児童生徒たちに対して「いじめ」が許されないことや、「いじめ」の防止の必要性について強く働きかけていくことが必要となります。

#### <参考資料>

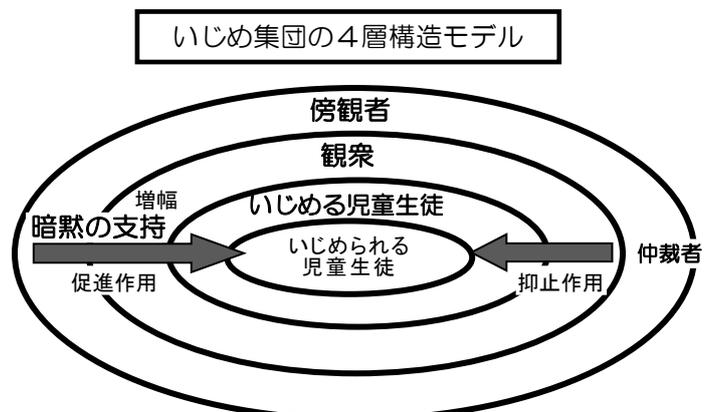
- こどもの人権を守りましょう (法務省ホームページ)

[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00107.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00107.html)

いじめの定義や対応等は、第7章 生徒指導 2 (1) ウ「いじめ」P73～76 参照

#### いじめ集団の「4層構造モデル」

- いじめられる児童生徒
- いじめる児童生徒
- 観衆…いじめをはやしたてたり、おもしろがって見ていたりする児童生徒
- 傍観者…見て見ぬふりをしている児童生徒



いじめ集団の構造図参考(『いじめ—教室の病い』金子書房 森田洋司・清永賢二著)引用

### (2) 不登校

子供の人権において、不登校は、子供の教育を受ける権利の保障という面で関係があります。

不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況

に応じた支援が行われることが大切です。多様な学びの場の確保、教育相談体制の充実に加え、民間団体や NPO 法人等の関係機関との連携など、子供の教育を受ける権利の保障の観点から、不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校内外における環境の整備が図られる必要があります。（詳細は P70～73 に記述）

### (3) 児童虐待

「児童虐待の防止等に関する法律」(平成 12 年法律第 82 号)第 1 条では、「児童虐待が児童の人権を著しく侵害」するものと規定されており、児童虐待が人権侵害であることを明らかにしています。児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加しており、中には死亡にまで至る事案も発生していることから、同法や「児童福祉法」(昭和 22 年法律第 164 号)などの関係法令は度々改正され、児童虐待を防止するための対策が強化されています。

例えば、「児童福祉法」の平成 28 年改正では、第 1 条が「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利を有する」と改正されており、児童の有する権利が明確化されました。また、「児童福祉法」や「児童虐待の防止等に関する法律」の令和元年改正では、親権者等が児童のしつけに際して体罰を加えてはならないなど、児童の権利擁護に関する内容が盛り込まれました。

教師は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければいけません。

### (4) 性被害

児童売春や児童ポルノも人権侵害に当たります。これらの行為は児童に対する性的搾取や性的虐待に該当します。これらの行為を取り締まるための法律として、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(平成 11 年法律第 52 号)がありますが、平成 26 年改正では、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持・保管や、盗撮による児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が新設されるなど、児童の性被害を防止するための措置が強化されています。

また、令和 4 年 4 月には、児童生徒等の尊厳を保持するため、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行され、令和 5 年 6 月には、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」等が成立し、いわゆる性交同意年齢を 13 歳から 16 歳に引き上げるほか、16 歳未満の者に対してわいせつ目的で面会要求する行為や正当な理由なく性的な部位・下着等を撮影する行為が新たに処罰対象となるなど、性被害・性暴力の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応した改正が行われました。

#### <参考資料>

- 人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] (文部科学省人権教育の指導方法等に関する調査研究会議) 平成 20 年 3 月  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm)
  - 人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]補足資料～ (文部科学省学校教育における人権教育調査研究協力者会議) 令和 6 年 3 月改訂  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/128/index.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/index.htm)
  - 富山県人権教育・啓発に関する基本計画 (富山県) 令和 7 年 3 月  
<https://www.pref.toyama.jp/1711/kurashi/kyousei/jinken/kj000250325/kj00025032501.html>
  - 人権教育推進のために (富山県教育委員会) 令和 8 年 3 月
  - 人権教育指導のために(第 41 集) (富山県教育委員会) 令和 8 年 3 月
  - こどもの人権を守りましょう (法務省ホームページ)  
[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00107.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00107.html)
- いじめの定義や対応等は、第 7 章 生徒指導 2 (1) ウ「いじめ」P73～76 参照

## 第7章 生徒指導

### 1 自己指導能力の獲得を支える生徒指導

#### (1) 生徒指導の定義と目的

##### <生徒指導の定義>

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

##### <生徒指導の目的>

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

生徒指導提要(令和4年12月)文部科学省

生徒指導は、児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き(機能)です。

生徒指導の目的は、教育課程の内外を問わず、学校が提供する全ての教育活動の中で児童生徒の人格が尊重され、個性の発見とよさや可能性の伸長を児童生徒自らが図りながら、多様な社会的資質・能力を獲得し、自らの資質・能力を適切に行使して自己実現を果たすべく、自己の幸福と社会の発展を児童生徒自らが追求することを支えるところに求められます。

また、生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重要です。児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち、「自己指導能力」を獲得することが目指されます。

児童生徒の自己指導能力の獲得を支える生徒指導では、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感することが大切です。その際に留意する実践上の視点は以下の4点です。

#### ア 自己存在感の感受

学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、児童生徒が実感することが大切です。また、ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立った、認められたという自己有用感を育むことも極めて重要です。

#### イ 共感的な人間関係の育成

失敗を恐れない、間違いやできないことを笑わない、むしろ、なぜそう思ったのか、どうすればできるようになるのかを皆で考える支持的で創造的な学級・ホームルームづくりが生徒指導の土台となります。そのためには、自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係をいかに早期に創り上げるかが重要となります。

#### ウ 自己決定の場の提供

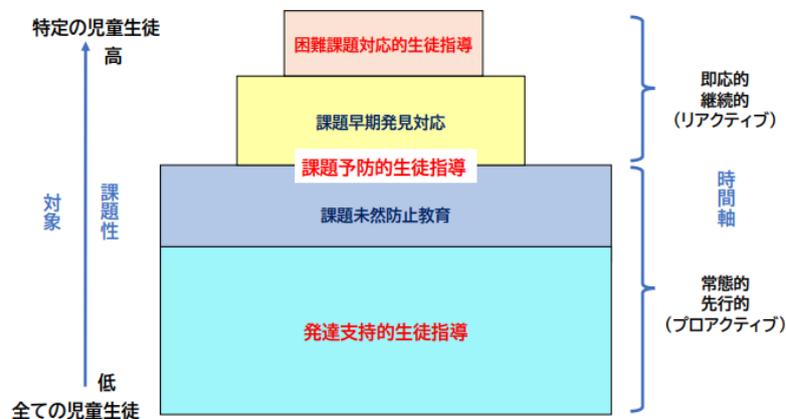
児童生徒が自己指導能力を獲得するには、授業場面で自らの意見を述べる、観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を検証してレポートする等、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験が何より重要です。児童生徒の自己決定の場を広げていくために、学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めていくことが求められます。

#### エ 安全・安心な風土の醸成

児童生徒一人一人が、個性的な存在として尊重され、学級・ホームルームで安全かつ安心して教育を受けられるように配慮する必要があります。互いの個性や多様性を認め合い、安心して

て授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがつくり上げるようにすることが大切です。

なお、「生徒指導提要」では、生徒指導の重層的支援構造(2軸3類4層構造)を以下の図で示しています。



生徒指導提要「生徒指導の重層的支援構造」(令和4年12月)文部科学省

## (2) 生徒指導の取組上の留意点

### ア 児童の権利に関する条約

児童生徒の人権の尊重という場合に留意すべきは、児童の権利に関する条約であり、教職員は、この条約について理解することが大切です。本条約における児童とは、18歳未満の全ての者を指します。本条約の発効を契機として、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが求められています。

- (四つの原則)
- ・ 児童生徒に対する いかなる差別もしない こと
  - ・ 児童生徒にとって 最もよいことを第一に考える こと
  - ・ 児童生徒の 命や生存、発達が保障される こと
  - ・ 児童生徒は自由に 自分の意見を表明する権利をもっている こと

### イ こども基本法の理解

こども基本法においては、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子供が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子供の心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことが目的として示されています。併せて、以下の基本理念について理解しておくことが求められます。

#### 基本理念

- ①すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- ②すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- ③年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できたりすること。
- ④すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- ⑤子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

＜参考資料＞

- こども基本法（こども家庭庁） 令和4年6月公布  
<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>
- 不登校児童生徒支援の手引き（ガイド）（富山県教育委員会） 令和6年4月  
<https://www.pref.toyama.jp/documents/40317/0tebikizenhan.pdf>
- 生徒指導提要（文部科学省） 令和4年12月公布  
[https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt\\_jidou01-000024699-201-1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf)

### (3) 児童生徒との信頼関係づくり

児童生徒は「私の気持ちを理解してほしい」と、心の奥で思っています。その気持ちを捉えることが児童生徒理解の第一歩です。児童生徒の考えや行動を共感的に理解しようとするためには、一人一人の考え方や価値観を認め、言動の背景を捉えて、それを受容的に受け止める必要があります。そのためには、普段から児童生徒との触れ合いを大切にし、信頼関係をつくり、児童生徒が周りから受け入れられ認められていると実感できるようにしなくてはなりません。その中で、児童生徒が素直に自分の気持ちを話せるような温かい雰囲気づくりに努めます。

#### ア 児童生徒の理解を深めるための基本的姿勢

- 受容（児童生徒一人一人を分け隔てなく、ありのまま受け止める姿勢）
- 共感的理解（児童生徒の感情をあたかも自分のことであるかのように受け止める姿勢）
- 自己一致（教師自身が自分を飾ったり繕ったりしないで、自分の考えや感情を誠実に児童生徒に伝える姿勢）

#### イ 児童生徒理解の方法

児童生徒の内に秘めている可能性を捉え、どこを伸ばすように指導・援助すればよいかを考えるために、様々な角度から、様々な方法で児童生徒を理解するように努めます。基礎資料としては、指導要録や家庭環境等についての資料があります。方法としては、次のようなものがあります。

- 観察法（具体的な言動の観察と心情の想像）
- 面接法（個別面談、全員面談週間等）
- 検査法（知能検査、性格検査、適性検査等）
- 質問紙等による方法（選択技法、自由記述法等）
- 日記、作文等による方法（班ノート、個人生活記録ノート等）

#### ウ 児童生徒理解の留意点

- 先入観をもち、児童生徒の立場になって考える。
- 児童生徒をかけがえのない存在として捉え、一人一人の人格を尊重する。
- 児童生徒の心の動きを敏感に捉えるように心がける。また、言動の背景にある問題を早期に捉えるように努める。
- 授業中だけでなく、休み時間、給食時間、清掃時間等、観察の場をなるべく多くもち、児童生徒を総合的・多面的に捉えるように努める。ある一つの行動や性格の一面だけを取り上げて、その児童生徒を評価しない。
- 児童生徒を、友人関係や集団との関わり合いの中で捉える。
- 普段から一人一人の児童生徒の観察結果を教師間で共有できるようにしておく。また、学級担任は、養護教諭、各教科や部活動の担当教師等の意見や助言を積極的に求め、連携しながら指導に当たる。
- 児童生徒理解の記録には、個人のプライバシーに関わる事柄も含まれる。近年、個人情報保護の重要性はますます高まっており、取得や保有、利用について十分留意し、個人情報を適切に保護する必要がある。（守秘義務、個人情報保護、著作権及び肖像権保護）
- 発達障害のある児童生徒の理解に努め、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援ができるよう配慮する。（特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒

については、個別の教育支援計画及び、個別の指導計画を全員作成)

#### (4) 体罰の禁止及び懲戒

体罰は、学校教育法第 11 条において禁止されており、校長及び教員は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはなりません。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為です。

また、「愛のムチ」は、誤った考え方です。それにより正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為等の連鎖を生む恐れがあります。

ア 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があります。この際、単に懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきです。

イ アにより、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴るなど)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させるなど)に当たると判断された場合は、体罰に該当します。(巻末資料7 参照)

## 2 実態に応じた対応と連携

### (1) 生徒指導上の諸課題の理解と対応

学校では、いろいろな生徒指導上の課題に直面します。この課題の原因を捉え、適切に対処していくことが切に求められていますが、一方でそれらを未然に防ぐための対策を立てておくことが大切です。

#### ア 生徒指導上の諸課題の未然防止

- 学級・ホームルーム、部活動、通学班等の友人関係(孤立や仲間外れ等)に目配りをする。
- 心身の不調を繰り返す児童生徒の精神的安定を図る。(気分転換を図ったり、休養させたりするとともに適切な保健指導を行う。)
- やる気を育てる。(認めることにより、プラスの感情体験を積み重ね、得意な教科や趣味、スポーツ等を通じて自己実現ができるようにする。)
- 教師と児童生徒、児童生徒同士の間、互いに受け入れ認め合う人間関係を育成する。  
(※構成的グループ・エンカウンター等によって自己理解や他者理解を深め、学級での人間関係づくりに努める。)
- 日頃から児童生徒の家庭との連携を図り、保護者との信頼関係をつくる。

---

#### ※構成的グループ・エンカウンター

「エンカウンター」とは、「出会う」という意味です。これは、グループ体験を通してながら他者に出会い、内なる自分に出会うものです。そして、人間関係づくりや相互理解、協力して問題解決する力等が育成されます。つまり、集団のもつプラスの力を最大限に引き出す方法といえます。

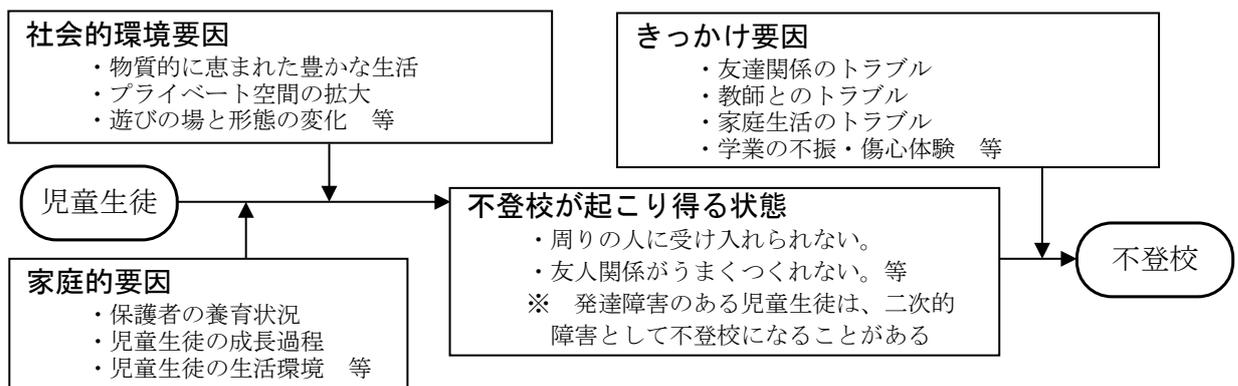
#### イ 不登校

「生徒指導提要」では、不登校は「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの」と定義しています。不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉える必要があります。また、不登校を「問題行動」と判断せず、生徒指導上の「課題」として捉え、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容の姿勢をもつことが、児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要です。

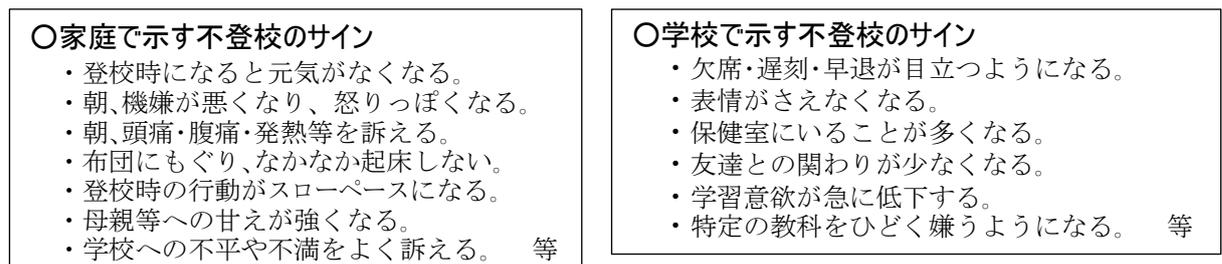
不登校児童生徒に対して「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)」により、教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等が総合的に推進されるようになりました。また、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒や保護者の意思を十分に尊重しつつ、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すものです。(巻末資料9参照)

(ア) 不登校発生のプロセス

不登校の発生は一般に次のように考えられ、どの児童生徒にも起こる可能性があります。



不登校になる児童生徒には次のようなサインが見られることがあります。見逃さないようにしましょう。



(イ) 不登校児童生徒への対応

① 「社会的環境要因」への対応

- ・人との交流の機会が失われることのないように、地域での人間関係の回復を図ったり、児童生徒の社会的体験の場を増やしたり、児童生徒同士の遊びの場を確保したりする。

② 「家庭的要因」への対応

- ・親子関係等家庭生活の安定化を図るとともに、児童生徒のたくましさを育てるような関わり方を工夫する。

③ 「きっかけ要因」の克服

- ・全ての児童生徒にとって居場所となる学級づくりを進める。
- ・教師と児童生徒の間に信頼関係を形成する。
- ・授業や部活動の在り方を改善する。
- ・やる気をなくすような叱責や心ない発言をしない。
- ・家庭に対して、温かい家庭や親子関係の重要性を啓発する。

(ウ) 不登校児童生徒への支援

① 不登校に対する学校の基本姿勢

校長のリーダーシップの下、教職員とSC(スクールカウンセラー)、SSW(スクールソーシャルワーカー)等と連携し、学校全体で支援する体制を整える必要があります。その際、各学校でコーディネーター的な役割を果たす教員が中心となりケース会議等を進めることで組織を効果的に機能させることができます。

## ② 情報の共有と引継ぎ、継続した支援

個々の児童生徒ごとに不登校のきっかけや継続理由を的確に把握し、支援策とともに個人記録として集約することが大切です。支援の進捗状況に応じて支援策を見直すなど、組織的・計画的な支援が引き続き行われるように努めます。また、小・中・高等学校等と確実な情報の引継ぎが行われることが大切です。

## ③ 児童生徒の状態を的確に見立て(アセスメントし)、適切な働きかけや関わりをもつ。

不登校には、心理的な問題だけでなく、いじめが原因になっているもの、虐待等の家庭の問題が背景にあるもの、発達障害等が原因になっているもの等様々です。不登校の児童生徒がどのような状態にありどのような援助を必要としているのか、その都度見立て(アセスメント)を行った上で、適切な働きかけや関わりをもつことが必要です。不登校は、その要因・背景が多様であり、学校内の支援だけでは十分でないケースも見られます。適切にアセスメントし、教育センター相談室、教育支援センター、フリースクール等民間施設、児童相談所、クリニック等、その児童生徒に合った関係機関につなぐことが必要な場合もあります。その際、児童生徒本人が社会とのつながりを形成し、主体的に歩み出すための支援を行うという視点が大切です。

## ④ 保護者を支え、家庭や専門機関と連携を図る。

不登校の児童生徒と直接向き合っている保護者の不安や悩みは大変大きく、時にそれが児童生徒の心身の状態に影響を及ぼすこともあります。こうした保護者の気持ちを理解し、児童生徒のみならず家庭に対して適切な働きかけや支援を行うことが、不登校児童生徒本人にも間接的な効果を及ぼすものと期待されます。担任や養護教諭が保護者の相談に応じたり、教育センターや教育支援センター(適応指導教室)、フリースクール等の民間施設、児童相談所等の専門機関における支援状況を把握したりするなどして、家庭と学校、関係機関の連携を図り、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくるのが大切です。その際、学校は、当該児童生徒や保護者と話し合うなどして「児童生徒理解・支援シート<sup>※</sup>」等を作成し、組織的・計画的な支援を実施することが有効です。

## &lt;参考資料&gt;

□ 児童生徒理解・支援シートの作成と活用について<sup>※</sup>

不登校児童生徒への支援の在り方について(通知) (文部科学省) 令和元年10月

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm)

## ⑤ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を図る。

連携とは、学校だけでは対応しきれない生徒指導上の諸課題に対して、関係者や関係機関と協力し合い、課題解決のために相互支援をすることです。学校で「できること」「できないこと」を見極め、専門家や専門機関等と連携して対応することが必要です。

スクールカウンセラーは、臨床心理学やカウンセリング理論を身に付けた心の専門家です。不登校の児童生徒に対して、スクールカウンセラーがカウンセリングを実施することにより、児童生徒の不安が減少し、登校できるようになることがあります。また、保護者もカウンセリングを受けることにより、児童生徒に対する理解と対応の仕方に気付くことがあります。

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉等の専門的な知識や技能をもつ専門家です。児童生徒の不登校の背景には、心理的な要因とともに、家庭、友人関係、地域、学校等、児童生徒の置かれている様々な要因があるために、学校だけでは課題の解決が困難なケースもあります。そのような場合には、スクールソーシャルワーカーの支援を受け、積極的に関係機関と連携して対応することが求められます。

## ⑥ 不登校児童生徒の学習状況を把握し、学習評価を工夫する。

不登校児童生徒が教育支援センターや民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には、学校がその状況を把握し、学習支援や進路指導を行うことが重要です。ま

た、把握した当該学習の計画や内容が学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、評価を適切に行い指導要録に記入したり、評価の結果を児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で大切なことです。

- ⑦ 不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合や、自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席の扱いについて

不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、あるいは自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる、あるいは、当該学習活動が児童生徒の自立を助ける上で、有効、適切であると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができます。その際、保護者と学校との間に連携・協力体制が保たれていることが、自立を支援することにつながります。

○不登校を生まない教師の姿勢	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・真剣に聴く姿勢を大切にする。</li> <li>・注意の仕方を工夫する。</li> <li>・体罰は絶対に加えない。</li> <li>・児童生徒を過度に責めない。</li> <li>・自分の間違いは素直にわびる。</li> <li>・時には失敗してもよいことを伝える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優しさ、誠実さを忘れない。</li> <li>・機会を捉えて励ましたり、ほめたりする。</li> <li>・児童生徒を傷つける軽率な言動をしない。</li> <li>・児童生徒や家庭に責任を押し付けない。</li> <li>・目立たない児童生徒への気配りをする。</li> <li>・児童生徒に対して決めつけない。</li> </ul>

#### <参考資料>

- 不登校児童生徒への支援の在り方について(通知) (文部科学省) 令和元年 10 月  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm)
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について」リーフレット (富山県教育委員会) 令和3年 11 月
- 不登校指導生徒支援の手引き (富山県教育委員会) 令和6年 4 月  
<https://www.pref.toyama.jp/documents/40317/0tebikizenhan.pdf>

## ウ いじめ

### (ア) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」(平成25年法律第71号 いじめ防止対策推進法より)とあり、起こった場所は学校の内外を問わないとされています。(巻末資料7 参照)

- ① いじめか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立つて行う。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり隠されたりすること、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味します。
  - ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要があります。

- ② いじめは学校外でも起きる。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校、同じ学級・ホームルームや部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)等、当該児童生徒が有する何らかの人的関係を指します。

### (イ) いじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法により、全ての学校はいじめに関する問題を特定の教職員で抱え込

まずに組織的に対応するため、「学校いじめ対策組織」などの名称の校内組織を設置することが義務付けられました。学校いじめ対策組織が、いじめの未然防止、早期発見、事実確認、事案への対処等を的確に進めるためには、管理職のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として協働的な指導・相談体制を構築することが不可欠です。

#### (ウ) いじめへの対応と指導

##### ① 発見

「いじめは、どの子供にも起こり得る」という認識のもと、積極的に認知することが必要です。そして、児童生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう日頃から丁寧な児童生徒理解を心がけ、早期発見に努めなければなりません。そのためには、日常の観察であっても児童生徒の表面的な行動のみを見るのではなく、内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じ取る必要があります。いじめの疑いを感じたときには、一人で抱え込んだり、対応不要と個人で判断したりせず、直ちに周りの先生に報告・相談することが大切です。また、定期的なアンケート調査や個人面談を通して児童生徒の声が担任に届くようにし、いつでも相談できる信頼関係を日常的に築いておく必要があります。その他、保護者や地域からの情報もいじめ早期発見の重要な手がかりとなります。

##### ② 情報収集・事実確認

学年主任は、担任及び学年担当教諭に、被害児童生徒との速やかな面談を指示し、報告を求めます。担任は、被害児童生徒の保護者に連絡し、家庭での様子等も聴き取ります。また、今後の学校の対応等について保護者に説明します。

いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒だけでなく、周りで見ていた児童生徒からも話を聴き、できる限り事実を正確に把握します。

事実から「いじめの重大事態」に該当する場合はその疑いも含め学校から教育委員会に報告します。また、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合には、法の要件に照らし重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態が発生したもとして報告や調査しなければなりません。

(参考 巻末資料7 「いじめ防止対策推進法」の概要)

##### ③ 方針決定

いじめ対策組織(緊急対策会議)で、いじめが確認された場合には、対応チーム(生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭、学年主任、担任等で構成)を組織し、見立てを基に指導方針を共通理解した上で役割分担して迅速に対応します。必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関とも連携して対応します。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要です。

##### ④ 対応

###### ・被害児童生徒への支援

「先生は今後いかなることがあっても自分を守ってくれる」という安心感や信頼感をもてるようにすることが大切です。そして、いじめによって受けた心の傷を温かく癒すことに努めます。対人関係に不安があるときには、教育相談を継続しながら温かく支え、共に考える姿勢で自立を促していくことが求められます。

###### ・加害児童生徒への指導・支援

いじめを行った児童生徒には、いじめは絶対に許されないという意識を徹底させる指導とともに、そのような行動に向かう原因や背景を探り、それを解消する指導をします。その際、「行為」を問題にして、「人格」を否定しないことに留意します。指導を行わなければいじめが一段と陰湿で深刻なものになることがあるので、細心の注意を払って対応することが大切です。

- ・観衆・傍観者<sup>※</sup>への指導・支援

観衆・傍観者の立場にある児童生徒に対しても、いじめられている児童生徒の気持ちを考えさせ、自らの態度を振り返らせる指導をしていくことが大切です。その際、観衆・傍観者も、いじめを受けている児童生徒にとっては心理的な加害者であることを指導します。また、望ましい集団の在り方を児童生徒と一緒に考えていくことが大切です。

- ・保護者への対応

保護者には誠意ある態度で事実を正確に伝える必要があります。教職員全員でいじめから被害児童生徒を守るようにすることや解決に向けての方策等、学校の方針について保護者の理解を得た上で、「被害児童生徒・加害児童生徒の未来のために」という目標を共有しながら、連携して解決を図ることが大切です。

※「観衆」・・・いじめをはやしたてたり、おもしろがって見ていたりする児童生徒

「傍観者」・・・見て見ぬふりをしている児童生徒

第6章 人権教育 4 子供の人権課題 (1) いじめ P65 参照

⑤ 経過観察

いじめが解消したと判断しても、継続して関連情報を教職員間で共有し見守ることが大切です。(解消要件「1 いじめの行為が少なくとも3か月止んでいる」「2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない」)年度をまたぐ場合は、新たな担任との念入りな引継ぎを行い、見守りや支援を継続するようにします。

<参考資料>

- いじめの防止と解消のために(教員向けリーフレット) (富山県教育委員会) 平成25年3月  
<https://www.pref.toyama.jp/3002/kurashi/kyouiku/gakkou/keikaku/kj00014295.html>
- いじめの防止と解消に向けて(保護者向けリーフレット) (富山県教育委員会) 平成26年3月  
<https://www.pref.toyama.jp/3002/kurashi/kyouiku/gakkou/keikaku/kj00014294.html>
- いじめの発見と学校の組織的な対応に係る留意点について (富山県教育委員会) 平成27年8月  
<https://www.pref.toyama.jp/documents/8774/01435137.pdf>
- 改訂版「いじめ対応ハンドブック」(富山県教育委員会) 令和3年1月  
<https://www.pref.toyama.jp/3002/kurashi/kyouiku/kyouiku/kj00022969.html>
- 「いじめ事案初期対応」実践フローチャート (富山県教育委員会) 令和3年12月
- 「SOSの見つけ方・受け止め方<事例集>」(富山県教育委員会) 令和5年12月
- いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学大臣) 平成25年10月11日  
[https://www.mext.go.jp/content/20240329-mext\\_jidou02-000034502\\_006.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240329-mext_jidou02-000034502_006.pdf)
- いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知) (文部科学省)  
令和5年2月7日  
[https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt\\_jidou02-00001302904-001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt_jidou02-00001302904-001.pdf)
- いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省) 令和6年8月改訂  
[https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext\\_jidou01-1336275\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-1336275_3.pdf)

# 「いじめ事案初期対応」実践フローチャート

富山県教育委員会

は、「改訂版 いじめ対応ハンドブック」の該当ページ

授業中や休み時間、部活動等の子供の様子で、気になる項目があれば、○で囲みましょう。

- 気になる事案：
- 表情が暗い
  - 一人にいる
  - 保護者からの訴え
  - 友人関係の変化
  - からかいの対象
  - 本人からの相談
  - 頻繁に体調不良を訴える
  - 同僚からの情報
  - 登下校の様子
  - その他 ( )

具体的な姿：【 】

## いじめかも？

**ポイント！**

気になる事案があれば、すぐに周りの先生（学年主任、生徒指導主事、管理職 等）に伝え相談する！

法に基づいた対応の実施

P2-5

相談相手

- 管理職 学年主任 担任 学年所属 生徒指導主事 相談担当 養護教諭
- 部活動顧問 授業担当等 SC、SSW等 その他 ( )

法第23条

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、学校の組織的な対応につなげる。

## 組織で対応

## 情報の共有

教職員のもっている様々な情報を共有

学校いじめ対策組織

- ・保健室では…
- ・部活動では…
- ・休み時間には…

- 管理職 学年主任 担任 学年所属 生徒指導主事 相談担当 養護教諭
- 部活動顧問 授業担当等 SC、SSW等 その他 ( )

- ・中心的な役割を担う者（コーディネーター）を決定する。
- ・それぞれの教職員がもっている様々な情報を共有し、事案の内容を掘り下げる。
- ・事案を見立てるために子供からの情報収集の仕方について検討する。

**ポイント！**

関係する子供から聞き取る内容について検討し、情報を収集する。

## 事実の確認

いじめの内容、きっかけ、日時、場所、人数等を確認

- いつ
- どこで
- 誰が
- 何を
- なぜ
- どのように

- いじめられている子供へ
- ・絶対に守り通すという気持ちを伝える。

- いじている子供へ
- ・言い分を聞き、被害者のつらい気持ちを考えさせる。
- ・いじめは絶対に許されないことを理解させる。
- 周囲にいる子供へ
- ・いじめを誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

**ポイント！**

事実確認と併せて心のケアも心掛ける。

P12-14

P36-41

## 情報の集約・方針検討

事実を見立て、具体的な対応策を組み立て、チームで役割を分担

- 事案の見立て → いつ
- どこで
- 誰が
- 誰に
- 何について
- どのように

- いじめられている子供の保護者へ
- ・徹底して守り通すことを伝える。
- ・心理や福祉等の専門家の協力を得ることができることを伝える。
- いじている子供の保護者へ
- ・迅速に事実関係を伝え、理解と納得を得る。
- ・保護者と連携して以後の対応ができるよう協力を求める。

**ポイント！**

必要に応じて、スクールロイヤー等の専門家や関係機関と連携したケース会議を実施する。

P14

## 方針決定

※いじめ事案に対する全体の対応の流れは、いじめ事案対応フローチャートモデルを参考にする。

## エ 喫煙、飲酒、薬物乱用に関する課題

未成年者の喫煙、飲酒は、「未成年者喫煙禁止法」及び「未成年者飲酒禁止法」によって禁止されている行為です。薬物乱用は年齢に関わらず「覚せい剤取締法」等の様々な法律で禁止されている行為です。喫煙、飲酒、薬物乱用は、心身が発達途上にある児童生徒の健康にとって深刻な影響を及ぼすことが分かっています。青少年の薬物乱用は、近年低年齢化の傾向にあることから、喫煙、飲酒も含め、健康に関する現代的な課題と受け止めてしっかりとした対応が求められます。

### (ア) 学校の対応

学校においては、児童生徒の喫煙、飲酒、薬物乱用の行為を未然に防止することが第一です。自分には関係ないと思っている児童生徒に、言葉巧みに誘いをかけてくるケースが多いので、薬物がもたらす恐ろしい害に関する正しい知識を身に付け、自分を守ることを教えていかなければなりません。

なお、喫煙、飲酒、薬物乱用と健康に関する内容は、小・中・高等学校の学習指導要領の保健(保健体育)において、それぞれの発達の段階に応じて位置付けられています。

### (イ) 喫煙、飲酒、薬物乱用に関する生徒指導

喫煙、飲酒、薬物乱用の問題を抱える児童生徒に対する生徒指導については、早期発見、早期対応のための指導を充実させることが大切です。万が一、児童生徒が薬物に手を出してしまったときは、話をじっくり聴き、一緒に考えることで、親身になって心配してくれる人がそばにいと実感させることが何より大切です。また、保護者及び関係専門機関と密接な連携を図り、指導に当たることが重要です。

薬物乱用の問題については、犯罪組織等による薬物の供給が背後にあることが多いので、学校でこのような問題が起きた場合には教師単独で解決するのは極めて困難です。児童生徒の薬物所持が判明した場合には、所持そのものが法的に禁止されているため、学校で保管できないことにも留意する必要があります。また、薬物依存の疑いのある児童生徒については、精神保健福祉センター等の医療機関や警察に速やかに相談するなど、的確な連携が必要になります。

## オ 性に関する課題

近年、児童生徒を取り巻く性に関する環境の変化は、児童生徒の性意識や規範に様々な影響を与えています。好奇心からの不健全な性行為や、SNS等のコミュニティサイトを利用した性非行が大きな社会問題となっています。また、性的虐待や性的被害を受ける場合もあります。このようなことに巻き込まれないように、性に対するしっかりとした知識と態度をもつよう指導する必要があります。

### (ア) 学校の対応

問題の対応に当たっては、教職員間で情報を共有し、役割を分担して組織的に対応することが重要です。また、性に関する問題行動や性的被害は、学校管理下だけで起こるものではないことから、校内及び校外の関係機関との連携が重要です。また、性的虐待や性的被害等は発見しにくいものですが、本人からの訴えや健康相談、保健室での会話や様子の観察等から、養護教諭によって発見されることがあります。日頃から、養護教諭と他の教職員が情報の共有を図っていくことが大切です。

### (イ) 性非行や性的被害に関する生徒指導

課題や心配事を抱えた児童生徒の多くは、表情や態度等に何らかのサインを発しており、教員は気付きの感度を高める努力が求められます。そして、心からその児童生徒のことを思って、本人を責めるのではなく、そうせざるを得なかった気持ちをしっかりと受け止めた上で、やめさせる指導をします。自分自身を大切にすることや、性に関する正しい知識・情報を教えることも必要です。家庭に対しては、本人の立ち直りに向けて課題を共有しながら真剣な取組を求め、指導していきます。

## (ウ) 性犯罪・性暴力に関する生徒指導

性犯罪・性暴力を根絶していくためには、加害者、被害者、傍観者のいずれにもならないための教育と啓発を行っていくことが必要です。そのためには児童生徒に①生命の尊さや素晴らしさ、②自分を尊重し、大事にすること(被害者にならない)、③相手を尊重し、大事にすること(加害者にならない)、④一人一人が大事な存在であること(傍観者にならない)、のメッセージを発信し続けることが重要です。

## (エ) 性的マイノリティーに関する理解と対応

性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特別の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められています。生物学的な性と性別に関する自己意識「性自認」と「性的指向」は異なるものであり、対応に当たって混同しないことが必要です。性的指向とは、恋愛対象が誰であるかを示す概念とされています。教職員の理解を深めることは言うまでもなく、生徒指導の観点からも、児童生徒に対して日常の教育活動を通じて人権意識の醸成を図ることが大切です。

## &lt;参考資料&gt;

- 「性犯罪・性暴力対策の強化について」(文部科学省)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)
- 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施について」  
(教職員向け) (文部科学省) 平成28年4月  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/04/1369211.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm)

## カ インターネット・携帯電話等に関する課題

インターネット・携帯電話等の普及に伴い、それらの使い過ぎによって児童生徒の生活習慣が崩れたり、望ましくない使い方が深刻なトラブルを引き起こしたりしています。また、インターネット上のサイトやSNS等を利用し、特定の児童生徒に対する誹謗・中傷が集中的に行われたり、他人になりすまして特定の児童生徒に対する誹謗・中傷を不特定多数の携帯電話等に送り付けたりするなど、ネット上のいじめが深刻化しています。そのような中で、児童生徒がコンピュータやインターネットを活用し、情報社会に主体的に対応できる情報活用能力を身に付けることが重要です。また、利用時の危険回避情報等の正しく安全な利用を含めた情報モラル教育が不可欠です。

## (ア) ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめを発見した場合には、家庭と連携して被害児童生徒へのきめ細かなケアを行うとともに、警察や法務局等の関係機関と連携し、サイト管理者やプロバイダ等へ書き込みを削除要請するなど、迅速で適切な対応に努めることが重要です。加害児童生徒が判明したときには、たとえ安易な気持ちで書き込んだとしても被害者の心の傷は深いことに気付かせます。また、日頃から児童生徒に対して「情報モラル」に関する教育を行ったり、携帯電話等に関するルールを決めてそれを徹底させたりするなどして、未然防止に努めることも大切です。

## (イ) 「コミュニティサイト」を利用した事犯への対応

近年、SNS等のコミュニティサイトを利用して児童生徒が性犯罪等の被害に遭う事例が増加しています。これに限らず、アダルトサイト、違法薬物販売サイト、自殺方法に関するサイト等に容易に接続できてしまうことから、ネット上の違法・有害情報全般から児童生徒を遠ざけるため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」では、携帯電話事業者、接続プロバイダ、パソコンメーカーに対して違法・有害情報フィルタリングの提供義務を課しています。

また、保護者に対し子供のインターネット利用を適切に管理する責任と義務があることを明記しています。家庭内においても、フィルタリングの利用はもちろん、SNS上に、児童生徒が無分別に個人情報を公表したり知らない人と接触したりすることのないよう保護者にも注意を促すことが大切です。

## (2) 生徒指導上の諸課題解消への支援と連携

### ア 一人一人に応じた教育相談

生徒指導上の諸課題が深刻な状態にならないようにするためには、課題の早期発見、早期対応が必要です。そのためには、一人一人に応じた教育相談を進めていくことが望まれます。教育相談を行うことによって、情報収集だけでなく、児童生徒との人間的な触れ合いを深めることができます。悩みの軽減や解消を図ったり、自分の抱えている課題に早く気付くように支援したりして、よりよく生きようとする意欲を高めることもできます。

まず、いかにして児童生徒との信頼関係をつくるかがポイントです。面接場面では、どのような話にもじっくり耳を傾け、慌てず、根気よく聴くことが必要です。「なるほど、それもそうだね」などと相槌を打ちながら、和やかに相談を進めていき、児童生徒が相談に来てよかったと感じられるような対応に努めます。教師の不用意な一言が、児童生徒の自主性や意欲を減退させたり、ようやく築かれた信頼感を一瞬にして失わせたりすることがあるので、十分に言葉を吟味して対応することが大切です。面接の中で気付いたことはその場では記録せず、後で記録し資料とします。

また、「性的マイノリティ」とされる児童生徒には、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があることなどを踏まえつつ、学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。そのためには、まず教職員自身が理解を深めるとともに、心ない言動を慎むことはもちろん、見た目の裏に潜む可能性を想像できる人権感覚を身に付けていくことが求められます。

### イ チーム学校による連携

学級・ホームルームの課題や生徒指導上の諸課題は担任だけの対応にとどめず、学年主任や生徒指導主事、管理職等に知らせ、情報や助言を得ることができるようになります。一人で抱え込まず、課題によっては、生徒指導委員会等で検討し、組織的に課題の解決を図るようにします。また、他の学級の課題であっても、自分の課題として指導に積極的に協力します。全教職員の協力の下で課題に対応することが大切なのです。

### ウ 保護者との連携

保護者とは信頼関係をつくり、一致した方針で指導を進める必要があります。学業成績や生徒指導上の諸課題についての話し合いにとどまることなく、普段から児童生徒のよい点や努力している点について話すなど、和やかな接し方で信頼関係をつくります。学校や学年の重点指導事項・方針等については、家庭にその理解を求め、両者一体となって指導を進めます。そのために、懇談会、PTA通信、学年・学級だより等を通して、情報交換を積極的に行うことが必要です。

### エ 関係機関との連携

指導・援助をより効果的に進めるためには、関係機関との連携が必要な場合もあります。関係機関とは、関係教育委員会や、教育センター、教育事務所、児童相談所、警察等の相談機関です。（巻末資料10参照）

しかし、保護者との信頼関係が確立していないのに関係機関への相談を勧めると、保護者は「学校から見捨てられた」と受け取り、不安が大きくなることがあります。まずは、今、児童生徒にどのような援助が必要かを保護者とよく話し合い、より専門的な関わりが必要という考えで一致した場合に、適切な機関を紹介するようにします。その際、「学校はこれからもずっと支援を続けていきますよ」と、児童生徒と保護者を支えていく姿勢を伝えることが重要です。

#### <参考資料>

- 生徒指導提要（文部科学省） 令和4年12月改訂  
[https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt\\_jidou01-000024699-201-1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf)
- 生徒指導提要のポイント（富山県教育委員会） 令和4年12月  
<https://www.pref.toyama.jp/3002/kurashi/kyouiku/kyouiku/teiyou.html>

## 第8章 キャリア教育

### 1 キャリア教育の充実

近年、産業・経済の構造的変化、雇用の流動化等が進む中、就職・進学を問わず、子供たちの進路をめぐる環境は大きく変化し、若者をめぐる様々な課題が浮かび上がっています。若者の勤労観、職業観の未成熟や、社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質・能力の不十分さなどを克服していくことが求められています。

このような中、学習指導要領では、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としてつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図り、その中で、生徒が自らの在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこととしています。

また、特別活動においては、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の在り方生き方を考えたりする活動を行います。その際、児童生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりできるように、「キャリア・パスポート<sup>\*</sup>」等を活用します。また、その記述を基に対話的に関わることによって、児童生徒一人一人の成長を促すようにします。「キャリア・パスポート」とは、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことです。

---

<sup>\*</sup>「キャリア・パスポート」 第4章 指導の実際 6 特別活動の指導 P49 参照

### 2 キャリア教育の展開

#### (1) 発達課題と指導内容

キャリア教育は、小学校から高等学校までの体系的、系統的な教育活動です。各校種の発達課題を踏まえた上で、各教科等の様々な教育活動で扱う題材の配置や指導の手順について計画性をもち、各段階での指導内容を明確にしておくことが必要です。その中で社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力〔基礎的・汎用的能力〕として、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」等を育成していくことが大切です。

#### ア 小学校段階

進路の探索・選択に関わる基盤形成の時期として、自分の将来に夢や希望を抱かせるように指導します。例えば、学級活動や児童会活動では、望ましい人間関係の育成に始まり、生活上の諸問題の解決に向けた学級内の組織づくり等の活動を通して、現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度を形成します。また、道徳科では勤労の意義や尊さを理解させながら、学校行事や総合的な学習の時間での社会見学、勤労・生産体験、ボランティア活動を通して社会に奉仕する喜びを実感させるなど、相互に関連を図った指導も大切です。各教科では、生活科や家庭科において家庭での仕事や役割分担について理解する、社会科において地域や我が国の産業等について学習するなどの取組も考えられます。

イ 中学校段階

キャリアの形成に向けて、生徒が、自分の適性を考えたり、職業や志望校・学科について調べたりする学習を通して、自分にふさわしい進路を主体的に選択できるように指導します。そのためには、進路相談室や進路コーナーを整備して生徒に活用を促すことや、職場体験や体験入学等の啓発的な活動を実施します。また、進路について調べたことや進路相談の記録を、3年間にわたりファイルしていくことにより、継続的、発展的にキャリアに関する学習を進められるようにします。なお、個別指導の際は、生徒に肯定的に自分を理解させるように配慮し、将来について夢や希望を抱かせることを大切にします。

ウ 高等学校段階

就職や進学を目指す生徒にとって、職業の特徴を調べ、自らの適性を踏まえて将来について具体的に考えさせることが重要です。加えて、生涯にわたりキャリアを発達させる態度を育むために、自己理解の仕方と進路に関する情報収集・活用の方法を身に付けさせる指導や自己実現に向けて努力させることも大切にしたいことです。例えば、社会人・職業人を学校に招き、講話や懇談会を通して、キャリアを形成していく際に求められる能力や資格要件等の情報を得させること、また、資格や学部・学科に関して調べたことを蓄積させながら、インターンシップ、オープンキャンパス等、進路について思考する機会を活用させることは有効です。

＜ 小学校・中学校・高等学校におけるキャリア発達 ＞

	小学生	中学生	高校生	
	進路の探索・選択にかかる 基盤形成の時期	現実的探索と 暫定的選択の時期	現実的探索・試行と 社会的移行準備の時期	大学・ 専門学校・ 社会人
就 学 前	・学級・学校生活及び社会生活 の中での自らの役割の理解 ・働くことや学ぶことの意義の 理解 ・興味・関心の幅の拡大 ・自己及び他者への積極的関心 の形成	・肯定的自己理解と自己有用感 の獲得 ・興味・関心等に基づく勤労観・ 職業観の形成 ・進路計画の立案と暫定的選択 ・生き方や進路に関する現実的 探索	・自己理解の深化と自己受容 ・選択基準としての勤労観・職 業観の確立 ・将来設計の立案と社会的移行 の準備 ・進路の現実の吟味と試行的参 加	

小学校 キャリア教育の手引き（改訂版）（令和4年3月）文部科学省  
 中学校・高等学校 キャリア教育の手引き（令和5年3月）文部科学省

(2) 学級・ホームルーム活動及び教科学習との相互補完

キャリアを形成する態度を育成するためには、職業や進路等キャリアに関する学習と学級・ホームルーム活動及び教科・科目の学習との相互補完性を重視することが大切です。

学級・ホームルーム活動等で行うキャリアに関する学習は、将来の生き方について考えを広げ、深めていくことがねらいです。その学習の展開では、進路についての共通の悩み・課題に焦点を当て、みんなで考えながら学習を進めるとともに、児童生徒一人一人に自分の在り方を考えさせるようにします。また、児童生徒による自己評価やポートフォリオ（活動記録のファイリング）的な教材等を活用して、正しい自己理解に役立てさせます。そして、将来の職業や進路について考えさせる際には、自分の将来について夢や希望をもち続けさせることを大切にします。これらを通して、児童生徒は自分の将来について真剣に考えるようになり、学習に取り組む姿勢の向上にもつながります。

一方、各教科・科目では、それぞれの特性を生かして、進路への関心を高揚させる学習活動を心がけます。例えば、学んだ知識が実際に役立つような体験的・実践的な学習を日頃の学習活動に取り入れることで、生徒のもつ能力を引き出します。

### (3) 進路相談の充実

進路相談は、将来について共に考えることで進路への関心を高め、また個別に指導し援助することでキャリア発達に向けて必要な能力や態度を培う大切な機会です。その際、次の点に留意して、進路相談の充実に努めます。

- ・カウンセリングの基礎的な技法を身に付けることで、受容的な態度で接し、生き方や進路に関する悩みを十分に受け止める。
- ・進路に関する適切な情報を与え、共に考えながらも主体的に問題を解決しようとするまで待つことで、自らの意志と責任で選択する態度を育成する。
- ・進路について幅広い視野から適切にアドバイスができるように、事前に、職業や産業社会等に関する知識を身に付けておく。

### (4) 地域社会や保護者との連携

#### ア 地域社会との連携・協働

地域社会との連携の下に、職場体験や講演会等を取り入れることは、体験的に情報を収集・活用することができるだけでなく、地域の人々との触れ合いを通して、自らの生き方を考えさせ、望ましい勤労観や職業観を育てるために有効です。

中学校の職場体験や高等学校の就業体験については、地域の人々の協力の下、「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」や「社会へ羽ばたく『17歳の挑戦』」等の機会を活用します。実施に当たっては、受け入れ先との打合せを綿密に行い、体験の意義や心構え、作業中の安全への注意等について事前指導を十分に行う必要があります。また、実体験の感動が一過性のものとして薄れないように、内面化、共有化を図る事後指導を徹底することが大切です。

#### イ 保護者との連携・協働

進路に関する保護者の考え方は、児童生徒のキャリア発達に大きな影響を与えます。そこで、授業参観や保護者会、「進路だより」等を通して、学校のキャリア教育の方針や指導内容について伝え、理解を深めてもらうようにします。また、保護者会や三者面談では、保護者の意見も十分に聞きながら懇談を進め、児童生徒が家族の理解と支援のもと、生き方や進路について考えていけるようにします。

#### <参考資料>

- 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（中央教育審議会答申）平成23年1月  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1315467.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1315467.htm)
- キャリア教育を「デザイン」する（国立教育政策研究所）平成24年8月  
[https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/design-career/all\\_ver.pdf](https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/design-career/all_ver.pdf)
- 「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査」パンフレット～キャリア教育が促す「学習意欲」～（国育政策研究所）平成26年3月  
[https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/career\\_jittaityousa/pamphlet/pamphlet\\_all.pdf](https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/career_jittaityousa/pamphlet/pamphlet_all.pdf)
- 「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査」パンフレット  
子供たちの「見取り」と教育活動の「点検」～キャリア教育を一步進める評価～（国立教育政策研究所）平成27年3月  
[https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/career\\_jittaityousa/pamphlet/pamphlet2\\_all.pdf](https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/career_jittaityousa/pamphlet/pamphlet2_all.pdf)
- 新しい学習指導要領等が目指す姿（文部科学省）平成27年11月  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/attach/1364316.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/attach/1364316.htm)
- 「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査」パンフレット  
「語る」「語らせる」「語り合わせる」で変える！キャリア教育一個々のキャリア発達を踏まえた“教師”の働きかけ～（国立教育政策研究所）平成28年3月  
[https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/career\\_jittaityousa/pamphlet/h28/all.pdf](https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/career_jittaityousa/pamphlet/h28/all.pdf)
- キャリア・パスポートって何だろう？（国立教育政策研究所）平成30年5月  
[https://www.nier.go.jp/04\\_kenkyu\\_annai/pdf/div09-shido\\_20180605-cp-v01.pdf](https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/pdf/div09-shido_20180605-cp-v01.pdf)
- 「キャリア・パスポート」例示資料等について（文部科学省）平成31年3月  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/career/detail/1419917.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/detail/1419917.htm)
- 富山県キャリア教育資料「キャリア・パスポートのすすめ」（富山県教育委員会）令和5年11月  
<https://www.career.tym.ed.jp/siryou/careerpassport/23922>
- 「キャリア・パスポート」に関するQ&Aについて（文部科学省）令和4年3月  
[https://www.mext.go.jp/content/20220314-mxt\\_jidou01-000007080\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220314-mxt_jidou01-000007080_1.pdf)
- 小学校キャリア教育の手引き - 小学校学習指導要領（平成29年告示）準拠 -（文部科学省）令和4年3月  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/career/detail/mext\\_01951.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/detail/mext_01951.html)
- 中学校・高等学校キャリア教育の手引き - 中学校・高等学校学習指導要領（平成29年・30年告示）準拠 -（文部科学省）令和5年3月  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/career/detail/mext\\_00010.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/detail/mext_00010.html)

## 第9章 特別支援教育

### 1 特別支援教育とは

特別支援教育は、障害のある子供たちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援学校のみならず、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の通常の学級に在籍する発達障害のある子供を含めて、障害により特別な支援を必要とする子供たちが在籍する全ての学校において実施されるものです。

障害のある子供たちへの教育にとどまらず、多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支えあう「共生社会」の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっています。

#### <障害のある子供の教育に求められること>

##### ・障害のある子供の教育に関する制度の改正

平成18年12月、国連総会において、「障害者の権利に関する条約」が採択され、我が国は平成19年9月に同条約に署名し、平成26年1月に批准した。

同条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、いわゆる「合理的配慮」<sup>※1</sup> (Reasonable Accommodation) や、教育に関しては「インクルーシブ教育システム」<sup>※2</sup> (Inclusive Education System) 等の理念を提唱する内容となっている。

平成18年の教育基本法改正においては、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」(第4条第2項)との規定が新設された。また、平成19年の学校教育法改正においては、障害のある子供の教育に関する基本的な考え方について、特別な場で教育を行う「特殊教育」から、子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への発展的な転換が行われた。

平成23年の障害者基本法改正においても、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」(第16条第1項)、「国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。」(第16条第2項)等の規定が整備された。さらに、中央教育審議会初等中等教育分科会においては、平成24年7月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が取りまとめられ、これを踏まえ、障害のある児童生徒等の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正が行われ、平成25年9月1日に施行された。

また、平成28年4月1日には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」<sup>※3</sup>)という。)が施行され、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められるとともに、同法に基づき、関連して、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(平成27年文部科学省告示第180号)が示された。

このように、我が国では、「障害者の権利に関する条約」に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、特別支援教育を更に推進していくために、制度改正が行われてきたところである。

こうした状況を踏まえ、令和元年9月より「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」で議論が行われ、令和3年1月に報告が取りまとめられた。本報告においては、特別支援教育を

巡る状況の変化も踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を実現し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、子供一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備などを着実に進めていくことや、それらを更に推進するため、障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現を図ること等についての方策が取りまとめられた。これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を發揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りをもって生きられる社会の構築を目指すこととしている。

#### ・就学に関する新しい支援の方向性

学校教育は、障害のある子供の自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められている。そのためにも「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が必要とされている。

インクルーシブ教育システムの構築のためには、障害のある子供と障害のない子供が、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれの子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要である。

（「障害のある子供の教育支援の手引」文部科学省 令和3年6月 より抜粋、一部追加）

#### ※1 合理的配慮

障害のある子供が他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享受・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

（例）視覚障害の子供の座席を教室前方に配置、肢体不自由の子供の教室を1階に配置

#### ※2 インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「教育制度一般」から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

#### ※3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）平成28年4月1日

障害者差別解消法では、障害がある人への「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」及び「環境の整備」を行うこととしている。そのことによって、障害のある人もない人も共に生きる社会（共生社会）を目指している。

令和6年4月1日には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（「改正障害者差別解消法」）が施行され、共生社会を実現するための取組を推進するため、事業者に対し「合理的配慮の提供」を義務付けられた。

#### <参考資料>

- 障害を理由とする差別の解消の推進（内閣府） 令和6年4月1日  
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

## 2 学校（園）全体で取り組む特別支援教育

### (1) 校内支援体制の整備

#### ア 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長（園長を含む 以下同じ）のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、障害のある又はその可能性があり特別な支援を必要としている幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会（校内委員会）を設置します。校内委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級による指導担当教員、特別支援学級担当教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と認められる者等で構成します。

校内委員会では、障害の状態等の変化に伴う子供一人一人の教育的ニーズの変化に応じ、特別支援学級や通級指導教室等において教育することが適切であると思われる児童生徒について、日常の観察、諸検査や調査等の資料に基づきそれぞれの立場から意見を述べ合い、特別支援学級への入級、通常の学級で特に留意して指導（通級による指導を含む）、あるいは特別支援学校への転学等、その児童生徒にとって最適と考えられる学びの場の検討を行います。その際、本人及び保護者の意見を聴取し最大限尊重するとともに、児童生徒が授業の内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかを最も重視して検討します。

検討の結果、学びの場の変更が望ましいとされた児童生徒については、本人及び保護者の同意を得て、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が関与し、多角的、客観的に検討が行われることが重要です。また、本人及び保護者との信頼関係を大切にしながら、連続性のある多様な学びの場と子供の教育的ニーズに応じた適切な学びの場について啓発に努めることが必要です。

なお、学びの場の見直し後も、子供一人一人の発達の様子、学習や生活の適応の様子、各教科等の学習の様子、自立活動の指導の様子、交流及び共同学習の様子等について検討し学びの場を柔軟に見直すなど、特別支援教育に関する校内委員会による継続的なフォローアップを行うことが、その子供の可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培う上で重要な役割を果たすこととなります。

#### イ 特別支援教育コーディネーターの指名

校長は、各学校における特別支援教育推進のため、主に、校内委員会や校内研修の企画・運営、関係諸機関や関係する学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口等の役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に位置付けます。また、校長は、特別支援教育コーディネーターが合理的配慮の合意形成、提供、評価、引継ぎ等の一連の過程において重要な役割を担うことに十分留意し、学校において組織的に機能するように努めます。

### (2) 個別の教育支援計画

平成15年度から実施された国の障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童生徒等の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童生徒等の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示されました。この個別の支援計画のうち、児童生徒等に対して、校長が中心となって児童生徒の在学時に作成するものを、個別の教育支援計画といいます。

個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童等又はその保護者の意向を踏まえつつ、あらかじめ、関係機関等と当該児童等の支援に関する必要な情報の共有を図ることが必要です。

個別の教育支援計画の作成を通して、児童生徒等に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解をすべき大切な情報となります。また、在籍校において提供される教育支援の内容については、教科

等横断的な視点から個々の児童生徒等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として個別の指導計画に生かしていくことが重要です。

個別の教育支援計画の活用にあたっては、例えば、就学前に作成される個別の支援計画を引き継ぎ、在学中の教育支援の目的や内容を設定したり、進学先に伝えたりするなど、就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない教育支援に生かすことが大切です。その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに十分留意することが必要です。

また、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校で特別支援教育を受けてきた子供の指導や合理的配慮の状況等を、個別の教育支援計画等を活用し高等学校に適切に引き継ぎ、生徒一人一人の障害の状態等を踏まえた教育的ニーズに応じて合理的配慮を含む支援の内容の提供等が更に充実して行われる必要があります。

### (3) 個別の指導計画

個別の指導計画は、個々の児童生徒等の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものであり、教育課程を具体化し、障害のある児童生徒等一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細かに指導するために作成するものです。また、各教職員の共通の理解の下に、児童生徒等一人一人に応じた指導を一層進めるためのものです。よって、個別の指導計画の作成の手順や様式は、それぞれの学校が児童生徒等の実態や各教科や自立活動等の特質を踏まえて、指導上最も効果が上がるように工夫して作成することが大切です。

### (4) 特別支援教育に関する教師の専門性

小学校、中学校、義務教育学校の特別支援学級や小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の通級指導教室で指導を受ける児童生徒が増加し、発達障害の可能性のある幼児児童生徒が幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の通常の学級に在籍していることから、全ての教員に、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められており、特別支援教育に関する教員研修の充実により、適切な指導を行うことができるようになることが必要です。

一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導を行うために、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の全ての教員が校内研修や授業研究等を通して、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する理解と認識を深めることが大切です。また、地域の特別支援学校等の助言や援助を活用し、幼児児童生徒の困難さに対する指導上の工夫の意図を理解し、個に応じた様々な手立てを検討すること等を通して、教師の専門性を高めることが大切です。

特別支援学校の教員については、特別支援教育の専門性を更に高めるとともに、教科教育の専門性もバランスよく身に付けることが重要です。

### (5) 交流及び共同学習

障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものです。

小・中学校等や特別支援学校の学習指導要領においては、交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすることとされています。

交流及び共同学習は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要があります。

これらの活動により、各学校全体の教育活動が活性化されるとともに、児童生徒が幅広い体験を得、視野を広げることで、豊かな人間形成に資することが期待されます。

### 3 多様な学びの場

#### (1) 通常の学級における特別な支援が必要な児童生徒への学級経営上及び学習指導上の配慮

発達障害のある児童生徒は、周りの動きを見て行動することが苦手です。そのために、集団場面で注意されることが増え、自信をなくしがちです。「どうせ、自分なんか…」という投げやりな気持ちになることもあるようです。どの児童生徒にも、必ず「よさ」や「得意な面」があるはずです。うまくできたときや当たり前のようなことでも、ほめるように心がけましょう。また、児童生徒自身に「分からないこと」や「困ること」に気付かせることも大切です。困ったことを伝える方法、助けを求める方法等も教えましょう。

##### ア 学級集団づくりや学習環境の工夫例

- ・教師の態度－児童生徒のよいところを具体的にほめる。注意は目立たないように行う。
- ・学習規律－発表の仕方、聞き方、姿勢等ルールを明確にする。守っている児童生徒をほめる。
- ・教室環境－黒板周りや壁面等、過度な刺激になるものを減らす。場に応じた声の大きさを示す。
- ・整理整頓－机上の使い方、持ち物の置き場所、物の片付け方を分かりやすく図等で示す。
- ・見通し－スケジュールを明確に示す。休み時間に次の授業の準備をする。

##### イ 授業づくりの工夫例

観点	学級全体への支援	個別の支援
目標・評価	・活動が具体的に分かる目標にする。	・シール等によるポイント制を利用する。
授業の構成	・学習の流れを明示し見通しをもたせる。授業を短いユニットに分ける。	・聞くときと書くときの時間を分ける。 ・立って活動する場면을意図的に設ける。
学習のルール	・分からないときのルールを決める。 ・話すとき、聞くときのルールを掲示する。	・何をどこまでやったら終わりかの見通しをもたせる。 ・SOSカードを活用する。
指示の出し方	・短い言葉で簡潔に指示する。 ・注目させてから指示する。	・いつも行う指示はカードにしておく。 ・学習活動の変わり目ごとに声かけをする。
教材・教具	・具体物や絵を使って説明する。 ・活動時間を具体的に示す。	・漢字にふりがなをふる。 ・教科ごとの準備物を図示する。
板書・ノート	・枠や色チョークを活用し、大事なところを強調する。 ・デジタルカメラやタブレット端末を使用し、板書を撮影・記録したり、板書の文字や文章をタブレット端末で入力したりするなど、書く以外の方法を保障する。	・書く量を減らしたり、書き始めの場所に印を付けたりする。 ・タブレット端末等で板書を撮影し、何度でも確認できるようにする。
学習形態	・ペア、グループを活用する。 ・グループ編成に配慮する。	・座席を配慮する。（見え方、聞こえ方、余計な刺激、話しやすさ、声かけのしやすさ）

#### (2) 特別支援学級における指導、通級による指導

特別支援学級、通級による指導の対象となる障害の種類及び程度は「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省初等中等教育局長 平成 25 年 10 月 4 日 25 文科初第 756 号）で示されています。（巻末資料 11-2、3 参照）

##### ア 特別支援学級

特別支援学級は、障害の種類ごとの少人数学級で、障害のある子供一人一人に応じた教育を行います。対象は、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害です。学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）は、対象ではありません。

##### イ 特別支援学級の教育課程

特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、特別支援学校小学部・中学部の学習指導要領を参考として特別の教育課程を編成することができます。

障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、「自立活動」を取り入れます。

また、児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、知的障害特別支援学級においては、各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成する必要があります。

特別支援学級に在籍する児童生徒は、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において授業を受けるものとされています。一方で、通常の学級(通級による指導を含む)への学びの場の変更を検討している児童生徒については、通常の学級の児童生徒と共に学ぶ機会の確保が必要な場合があります。こうした場合においては、目安の時数を超えて通常の学級で授業を受けることも可能ですが、在籍する児童生徒は、特別な教育的支援を一定程度以上必要としていることから、通級による指導の週当たりの時数の上限も踏まえ、十分に考慮することが必要です。また、教育課程の編成にあたっては、通常の学級の児童生徒と共に学ぶ活動の実施が可能なものについては、年間指導計画等に位置付けて、計画的に実施することが必要です。

### ウ 通級による指導

通級による指導は、通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を、週1～8単位時間特別な指導の場(通級指導教室)で行います。対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、肢体不自由、病弱・身体虚弱です。知的障害は、対象ではありません。

富山県では、弱視、難聴に対する通級による指導は、特別支援学校で行っています。

### エ 通級による指導の教育課程

通級による指導では、特別支援学校の自立活動の内容(P92 3(3)イ(7)自立活動の内容参照)を参考とし、児童生徒一人一人に、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づいた自立活動における個別の指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定め、それに基づいて指導を展開します。なお、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができますことになっています。通級による指導が効果的に行われるよう、各教科・科目等との関連を図るなど、教師間の連携に努めることが大切です。

通級による指導に係る授業時数は、年間35～280単位時間、学習障害(LD)及び注意欠陥多動性障害(ADHD)については、年間10～280単位時間までが標準とされています。

高等学校における通級による指導の時間は、通常の教育課程に加えるか、またはその一部に替えることができますことになっています。個別の指導計画に基づき、35時間の履修で1単位が認定され、年間7単位を超えない範囲で卒業認定単位に含めることができます。

### オ 指導上の配慮事項

#### (ア) 障害の状態や発達の段階の的確な把握

日常の行動観察や指導の記録、諸検査等を活用し、身体・運動機能、社会生活能力、行動特性、学力等から実態を分析的、総合的に把握します。また、学校における実態把握だけでなく、個別の教育支援計画の作成を通し、保護者との意思疎通を十分に図りながら、育てたい能力や態度を明確にする必要があります。

#### (イ) 一人一人が生き生きと取り組み、成就感や達成感を味わえる指導過程や評価の工夫

生活に結び付いた実践的・体験的な活動を学習活動の中心に据え、一人一人の障害の状態に応じて、ICTを活用したり、教材・教具を開発したりして、児童生徒の興味・関心を喚起し、意欲が高まるようにします。また、できることに着目し、自らが活動を選択したり工夫したりできる場面を設定し、「～をしたい」という願いや、「～できそうだ」という見通しをもって活動に取り組めるようにすることが大切です。さらに、スモールステップによる指導や繰り返し学習を取り入れ、身に付けたことを学校や家庭生活でも実践できるようにすることが必要です。

なお、指導目標の達成状況を的確に把握し、個別の指導計画の見直しや指導内容、指導方

法の改善に結び付く評価を工夫することが大切です。

### (3) 特別支援学校における指導

特別支援学校は、障害の程度が比較的重い幼児児童生徒を対象として、専門性の高い教育を行う学校です。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行います。対象となる障害の種類や程度は、「学校教育法施行令第22条の3」に示されており、対象は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱です。これらの障害のない、自閉症や情緒障害、その他の発達障害等は、対象ではありません(巻末資料 11-2、3 参照)。障害のため通学して教育を受けることが困難な子供に対して、教員を家庭、施設、病院等に派遣する指導(訪問教育)も行っています。

それぞれの障害種別を教育の対象とする特別支援学校をどのように配置するかは、設置者に委ねられています。富山県では、「県立学校教育振興計画基本計画」(富山県県立学校教育振興計画策定委員会 平成19年)に示された、県立特別支援学校の再編・配置の計画に基づき、平成22年度までに合わせて6校を複数の障害種別を教育の対象とする学校としました。また、平成25年4月には、軽度知的障害のある生徒の職業自立を目的とする高等特別支援学校2校を開校しました。

#### ア 特別支援学校の教育課程

特別支援学校は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とすると定められています。

特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科、特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって編成します。知的障害者である児童を教育する場合は生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳科、特別活動並びに自立活動によって編成しますが、必要がある場合には、外国語活動を加えて教育課程を編成することができます。

特別支援学校の中学部の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって編成します。知的障害者である生徒を教育する場合は国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって編成しますが、必要がある場合には、外国語科を加えることができます。

各学校では、法令や特別支援学校幼稚部教育要領、同小学部・中学部学習指導要領、同高等部学習指導要領に従い、幼児児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成する必要があります。その際、幼児児童生徒の障害の状態により、特に必要がある場合には、次のように教育課程を取り扱うことができます。

#### ○ 障害の状態により特に必要がある場合

- ・各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができる。(小・中第1章第8節の1の(1))
- ・各教科・科目(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科。)の目標及び内容の一部を取り扱わないことができる。(高第1章第2節第8款の1の(1))
- ・各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができる。また、道徳科の各学年の内容の一部又は全部を、当該各学年より前の学年の内容の一部又は全部によって、替えることができる。(小・中第1章第8節の1の(2))
- ・中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する小学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって、替えることができる。

(同上(4))

- ・中学部の外国語科については、小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。  
(同上(5))
- ・高等部の各教科・科目(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科。)の目標及び内容の一部を、当該各教科・科目に相当する中学部又は小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の一部によって、替えることができる。  
(高第1章第2節第8款の1の(2))
- ・幼稚園教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができる。  
(小・中第1章第8節の1の(6))

## ○ 重複障害者の場合

### ◇知的障害を併せ有する場合

- ・各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができる。  
(小・中第1章第8節の3)
- ・各教科・科目の目標及び内容の一部又は各教科・科目を、当該各教科・科目に相当する知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容の一部又は各教科によって、替えることができる。  
(高第1章第2節第8款の3の(1))

### ◇重複障害者のうち障害の状態により特に必要がある場合

- ・各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる。  
(小・中第1章第8節の4)
- ・各教科・科目若しくは特別活動(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科若しくは特別活動。)の目標及び内容の一部又は各教科・科目若しくは総合的な探究の時間(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科若しくは総合的な探究の時間。)に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる。  
(高第1章第2節第8款4の(1))

## ○ 訪問教育の場合

- ・特別の教育課程を編成することができる。  
(小・中第1章第8節の5・6)(高第1章第2節第8款の5)

特別支援学校の幼稚園部の1学級の幼児数は5人、小学部又は中学部の1学級の児童又は生徒の数は6人、高等部の1学級の生徒数は8人(重複学級は3人)以下とされています。(令和5年4月施行 特別支援学校設置基準より)

### <知的障害のある児童生徒の場合>

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の知的障害の状態等に即した指導を進めるため、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間(中学部)、総合的な探究の時間(高等部)、特別活動及び自立活動(以下、「各教科等」という。)それぞれに、各教科等の時間を設けて指導を行う場合と、それら(ただし、中学部における総合的な学習の時間、高等部における総合的な探究の時間は含まない。)を合わせて指導を行う場合があります。

#### (ア) 教科別の指導を行う場合

教科ごとの時間を設けて指導を行う場合は、「教科別の指導」と呼ばれています。指導に当たっては、学習指導要領における各教科の目標及び段階の目標を踏まえ、児童生徒に対し、どのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしなが、指導を創意工夫する必要があります。その際、生活に即した活動を十分に取り入れつつ、学んでいることの目的や意義が理解できるよう段階的に指導する必要があります。個別の指導計画の作成に当たっては、他の教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間(中学部)、総合的な探究の時間(高等部)、特別活動及び自立活動との関連、また、各教科等を合わせて指導を行う場合との関連を図るとともに、児童生徒が習得したことを適切に評価できるように計画する必要があります。

#### (イ) 道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて指導を行う場合

##### ① 道徳科

個々の児童生徒の興味・関心や生活に結び付いた具体的な題材を設定し、実際の活動

を取り入れたり、ICTを活用したりするなどの一層の工夫を行い、児童生徒の生活や学習の文脈を十分に踏まえた上で、道徳的実践力を身に付けるよう指導することが大切です。

## ② 外国語活動

小学部第3学年以降の児童を対象とし、国語科の3段階の目標及び内容との関連を図ることが大切です。個々の児童の興味や関心、生活に結び付いた具体的な題材を設定し、児童の発達段階に考慮した内容を工夫するなどしていくことが大切です。

## ③ 特別活動

個々の児童生徒の実態、特に学習上の特性等を十分に考慮し、適切に創意工夫する必要があります。特別活動の指導を計画するに当たっては、各教科、道徳科、外国語活動（小学部）、自立活動及び総合的な学習の時間（中学部）、総合的な探究の時間（高等部）との関連を図るとともに、障害のある人と障害のない人が共に生きる社会の実現に向けて小・中・高等学校の児童生徒等及び地域の人々と活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮することが大切です。学級活動（高等部においてはホームルーム活動）、児童会活動（中・高等部においては生徒会活動）、クラブ活動（小学部のみ）、学校行事があります。

## ④ 自立活動

知的障害のある児童生徒は、全般的な知的発達の程度や適応行動の状態に比較して、言語、運動、動作、情緒等の特定の分野に、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が知的障害に伴って見られます。このような状態等に応じて、各教科の指導等のほかに、自立活動の内容の指導が必要です。

自立活動の考え方は、他の障害を有する場合の考え方と同じです。自立活動の指導は、個別の指導計画に基づいて、学習上の特性等を踏まえながら指導を進める必要があります。特に、自立活動の時間の指導では、個々の児童生徒の知的障害の状態等を十分考慮し、個人あるいは小集団（最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分留意する）で指導を行うなど、指導目標及び指導内容に即して効果的な指導を進めるようにすることが大切です。

## (ウ) 各教科等を合わせて指導を行う場合

### ① 日常生活の指導

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について計画的に指導するものです。内容は、基本的生活習慣や日常生活や社会生活において、習慣的に繰り返される、必要で基本的な事柄等です。

### ② 遊びの指導

遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間との関わりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものです。場や遊具等が限定されることなく、児童が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成等に一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定されます。

### ③ 生活単元学習

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際・総合的に学習するものです。広範囲に各教科等の目標や内容が扱われ、学習活動は、実際の生活上の目標や課題に沿って組織されることが大切です。また、小学部において、児童の知的障害の状態等に応じ、遊びを取り入れたり、作業的な内容を取り入れたりして、生活単元学習を展開している場合もあります。

### ④ 作業学習

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。中学部では職業・家庭

科の目標及び内容が中心となるほか、高等部では職業科、家庭科及び情報科の目標及び内容や、主として専門学科において開設される各教科の目標及び内容を中心とした学習へとつながります。

## イ 自立活動

自立活動は、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域です。学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものです。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間（中学部）、総合的な探究の時間（高等部）及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮しなければなりません。特別支援学校に在籍する重複障害者の割合は、増加傾向にあり、多様な障害の種類や状態等に応じた自立活動の充実が求められています。また、発達障害を含めた障害のある児童生徒等が、小・中学校等においても学んでいることから、特別支援学級、通級による指導においても、児童生徒等の多様な障害の種類や状態等に応じたきめ細かな自立活動の指導の充実が求められています。

### (ア) 自立活動の内容

#### 1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること
- (5) 健康状態の維持・改善に関すること

#### 2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関すること
- (2) 状況の理解と変化への対応に関すること
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること

#### 3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること
- (2) 他者の意図や感情の理解に関すること
- (3) 自己の理解と行動の調整に関すること
- (4) 集団への参加の基礎に関すること

#### 4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関すること
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること

#### 5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること
- (4) 身体の移動能力に関すること
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること

#### 6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること
- (2) 言語の受容と表出に関すること
- (3) 言語の形成と活用に関すること
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること

## (イ) 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

- ① 自立活動の指導に当たっては、個々の幼児児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成します。その際、(ア)に示した内容の中からそれぞれに必要なとする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとします。
- ② 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮します。
  - 個々の幼児児童生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境等の実態を的確に把握する。
  - 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を検討する。その際、これまでの学習状況や将来の可能性を見通しながら、長期的及び短期的な観点から指導目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げる。
  - 具体的な指導内容を設定する際には、以下の点を考慮する。
    - ・ 幼児児童生徒が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げる。
    - ・ 児童生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げる。
    - ・ 個々の幼児児童生徒が、発達の遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を取り上げる。
    - ・ 個々の児童生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容を計画的に取り上げる。
    - ・ 個々の児童生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げる。
    - ・ 個々の児童生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げる。
  - 幼児児童生徒の学習の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努める。
  - 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導と密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導が行われるようにする。
- ③ 個々の児童生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し、意欲的な活動を促すようにします。
- ④ 重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の児童生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるようにします。その際、個々の児童生徒の人間として調和の取れた育成を目指すように努めます。
- ⑤ 自立活動の指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようにします。
- ⑥ 幼児児童生徒の障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにします。
- ⑦ 自立活動の指導の成果が就学先や進学先等でも生かされるように、個別の教育支援計画等を活用して関係機関等との連携を図ります。

## 4 特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ることが大切です。特に、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校等の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の

ための個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成への助言、相談を含め、その支援に努める必要があります。

特別支援教育に関するセンター的機能に関しては、平成 29 年 3 月文部科学省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～」において、

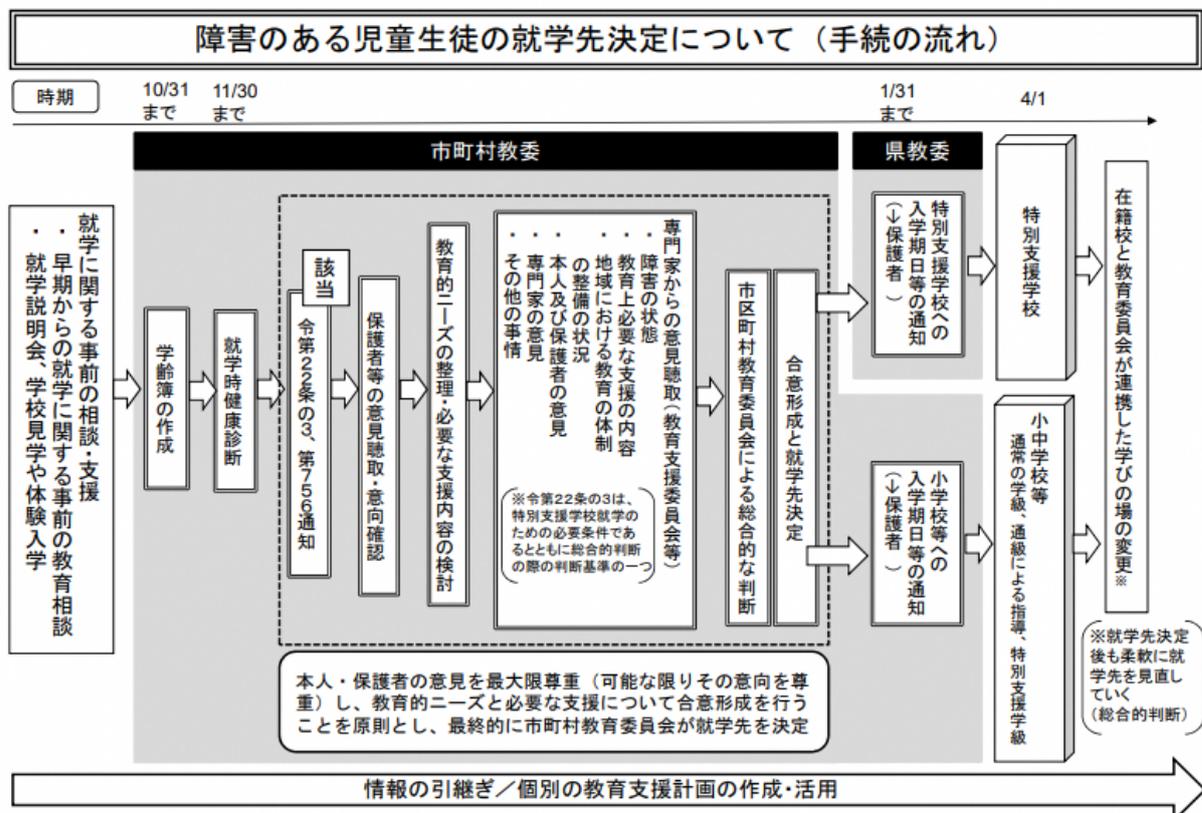
- ①各学校の教職員への支援機能
- ②各学校の教職員に対する研修協力機能
- ③特別支援教育に関する相談・情報提供機能
- ④個別の指導計画や個別の教育支援計画等の作成への助言など、児童等への指導・支援機能
- ⑤教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能
- ⑥児童等への施設設備等の提供機能

等の6点にわたって示されています。

また、小学校、中学校、高等学校学習指導要領においては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うことが示されています。

## 5 障害のある児童生徒の就学

障害のある幼児児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、自立や社会参加に向けた支援をするためにはきめ細かな配慮のもとに一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要です。就学先決定と手続きの流れの概要は下図のとおりです。



障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（令和3年6月）文部科学省

### (1) 就学先の決定

市町村教育委員会は、障害のある幼児児童の就学先決定に当たり、本人の障害の状態や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の判断を行うこととなります。

なお、この場合においては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分な情報を提供しつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が行政上の役割として就学先を決定することとなります。

## (2) 学びの場の柔軟な見直し

小学校段階6年間、中学校段階3年間の学びの場が固定されてしまうのではなく、児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況、学校の環境等を勘案しながら、必要に応じて柔軟に就学先となる学校や学びの場の変更ができることを、関係者の共通理解とすることが重要です。定期的に教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議等を行い、必要に応じて個別の教育支援計画を見直し、総合的な観点から学びの場を変更できるようにしていくことが適当です。

## 6 特別支援教育を巡る近年の動き

### (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律において、行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」と定め、平成28年4月1日をもって施行されました。これにより、差別の禁止や合理的配慮の提供が義務付けられました。

令和6年4月1日には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（改正障害者差別解消法）が施行されました。これにより、事業者に対し合理的配慮の提供が義務付けられました。

### (2) 障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例

（平成26年富山県条例第77号「以下、県条例」）

県では、全ての障害のある人が安心して暮らすことができる社会を実現するため、平成26年12月に県条例を制定しました。この条例は、障害を理由とする差別の解消について、基本理念、県や県民の責務、障害を理由とする差別の解消に関する施策の基本事項を定めており、障害者差別解消法とともに、平成28年4月1日に施行されました。

### (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する富山県教育委員会教職員対応要領

障害者差別解消法や県条例が平成28年4月1日から施行された趣旨を踏まえ、策定されました。これは、富山県教育委員会の管理監督者である教育長が各機関をはじめ、各校において勤務する教職員等が遵守すべき内容や、取り組むべきことについて示したものです。

### (4) 富山県手話言語条例と学校における手話の普及等について

ろう者が手話により意思疎通を行う権利が尊重されるとともに、ろう者とろう者以外の者が相互に理解し共生する富山県づくりを目指して、富山県手話言語条例が、平成30年4月に施行されました。

条例には、「学校における手話の普及」が規定されており、聴覚障害者である幼児児童生徒が通学する学校において、手話を学習し、手話により教育が受けられるよう、教職員の手話に関する技術の向上のために必要な措置を講ずるように努めるものとされました。

## (5) 障害者の生涯学習の推進について

「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について（依頼）」（平成29年4月7日29文科生第13号）により取組が進められています。文部科学省では、「障害者の生涯学習の推進方策について（平成31年3月 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議）（報告）」を踏まえた「文部科学省 障害者の学びに関する当面の強化策 2019-2022」が策定されました。この強化策では、「障害者の多様な学習活動の充実」、「障害の有無に関わらず共に学ぶ場づくり」、「障害に関する理解促進」、「障害者の学びの場づくりの担い手の育成」、「障害者の学びを推進するための基盤の整備」について示されています。

## (6) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が、令和3年9月18日に施行されました。

基本理念として、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童生徒等と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援を行うに当たっては、医療的ケア児の可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立つことが重要です。その際、医療的ケア児の実態は多様であることから、医療的ケアの種類や頻度のみに着目して画一的な対応を行うのではなく、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要であることとされています。

### <参考資料>

- 特別支援教育の推進について（通知）（文部科学省） 平成19年4月  
[https://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11402417/www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/07050101/001.pdf](https://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11402417/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101/001.pdf)
- 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン  
（文部科学省）平成29年3月  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/10/13/1383809\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/10/13/1383809_1.pdf)
- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）（文部科学省） 平成30年  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2018/10/11/1409653\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/10/11/1409653_01.pdf)
- 初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド（文部科学省） 令和2年  
[https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/common/pdf/passing\\_guide\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/common/pdf/passing_guide_02.pdf)
- 障害のある子供の教育支援の手引（文部科学省） 令和3年6月  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340250\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm)
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について（通知）（文部科学省）令和3年9月  
[https://www.mext.go.jp/content/20210924-mxt\\_tokubetu01-000007449\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210924-mxt_tokubetu01-000007449_1.pdf)
- 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（文部科学省） 令和4年4月  
[https://www.mext.go.jp/content/20220428-mxt\\_tokubetu01-100002908\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220428-mxt_tokubetu01-100002908_1.pdf)
- 小・中学校等における病気療養児に対する ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）（文部科学省） 令和5年3月  
[https://www.mext.go.jp/content/20230330-mxt\\_tokubetu02-000008198\\_2rr.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230330-mxt_tokubetu02-000008198_2rr.pdf)
- 子どものために先生が気づいて動けるチェックリスト（富山県教育委員会） 平成31年3月  
<https://www.center.tym.ed.jp/toyamatokusi/16283>
- わかる！できる！つかえる！「個別の教育支援計画」作成・活用マニュアル（富山県教育委員会）  
平成31年3月  
<https://www.center.tym.ed.jp/wp-content/uploads/2019manual.pdf>
- 特別支援学級の設置と運営について（通知）（富山県教育委員会） 令和3年2月
- 障害のある児童生徒の就学の手引(第6次改訂版)（富山県教育委員会） 令和4年  
[https://www.center.tym.ed.jp/wp-content/uploads/shogainoaru\\_jidouseitonoshugakunotebiki2024.pdf](https://www.center.tym.ed.jp/wp-content/uploads/shogainoaru_jidouseitonoshugakunotebiki2024.pdf)

- 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数についての解釈について(事務連絡)  
(富山県教育委員会) 令和4年8月
- 富山の特別支援教育 令和7年度版(富山県教育委員会) 令和7年  
<https://www.center.tym.ed.jp/toyamatokusi/22153>
- 特別支援教育 学びQ&A(R6改訂版)(富山県教育委員会) 令和7年3月  
<https://www.center.tym.ed.jp/wp-content/uploads/6538aceff19cc0a80097218e2e5df29f.pdf>
- 管理職や特別支援学級等担当者が「特別支援教育の基本を学ぶテキスト」  
(富山県教育委員会) 令和7年3月  
[https://www.center.tym.ed.jp/wp-content/uploads/tokushi\\_text106all.pdf](https://www.center.tym.ed.jp/wp-content/uploads/tokushi_text106all.pdf)

※参考資料は、文部科学省、富山県教育委員会の順で、まとめてあります。

## 第 10 章 各種教育

### 1 生涯学習と学校教育

生涯教育の理念は、昭和 40 年にポール・ラングランによってユネスコの会議で初めて提唱されました。日本においては、平成 18 年に改正された教育基本法で、その第 3 条に「生涯学習の理念」が設けられました。それによると「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とあります。最近では経済的豊かさのみならず精神的な豊かさから幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング（Well-being）」の概念が浸透してきています。その実現に当たっては、教養を高め、多様な人々と出会い、自己実現を図るための学習が重要な意義をもっており、心豊かで充実した人生を送るために、生涯にわたって学び続けることが求められています。また、教員として、学習を提供する側から児童生徒に生涯学習の能力を身に付けさせるにとどまらず、自らが学習者として学び続ける立場にあることも意識しなければなりません。

生涯学習を進めるには、幼児期、少年期、青年期、成人期、高齢期といったライフステージに応じて進めていく学習と、学校・家庭・地域社会等が相互に連携を図りながら進めていく学習に留意する必要があります。

#### (1) 生涯学習における学校教育の役割

学校教育においては、児童生徒が、生涯にわたって学び続ける学習者としての基盤を培うことが重要です。そのためには、自らの問題を自らの力で解決できる能力（自己教育力）を育成することが大切であり、児童生徒が何をどのように学ぶかという学習の仕方について理解を深めることが必要です。さらに、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解することや、興味・関心を喚起する学習を提供することなどにより、学習を習慣化し、生涯にわたって能動的に学び続けるための態度を養うことが重要です。

また、今日の少子高齢化、国際化等の社会状況を踏まえ、互いに助け合い、支え合いながら心豊かに生きるため、人生を豊かにするための学び、他者との学び合いを身近なものとする 것도重要であり、いわゆる人間としての「生きる力」を育てることが大切です。

#### (2) 学校・家庭・地域社会の連携

学校は、生涯学習社会を見据え、家庭・地域社会との連携を図り、それぞれの役割と責任を明らかにしながら教育を進めていくことが重要です。

例えば、日常生活において、挨拶や言葉遣いをはじめとして、家族や地域の人々との接し方や協力の仕方等について、学校・家庭・地域社会のそれぞれが、児童生徒の活動場面に即して指導することができるよう、相互の役割を認識し連携することが大切です。

#### (3) 地域社会における活動

児童生徒が地域等の取組の中で、生活体験、社会体験、自然体験等の様々な活動を行うことで、自ら学び考える力、豊かな人間性、健康・体力等の「生きる力」を育み、自らの新しい価値を見いだしていくことができます。

活動の実施に当たっては、県や市町村並びに社会教育、文化、児童福祉、ボランティア等の関係団体が互いに連携して取り組む必要があります。また、児童生徒の学校外活動の場や機会の充実を目指し、児童生徒が自由に参加できる体制づくりが大切です。

## 2 国際教育

国際化が一層進展している社会においては、国際関係や異文化を単に理解するだけでなく、自らが国際社会の一員としてどのように生きていくかという主体性を一層強く意識することが必要であると言われてしています。

国際教育を進めるに当たっては、単なる指導者としての立場だけではなく、①学習の成果を高める学びの企画・構想者（プランナー）、②学習者をよく理解し、励ますとともに適切な情報や学び方を提供する支援・援助者（ファシリテーター）、③教員相互や関係者と連帯・協力する協働者（コラボレーター）としての役割を果たすことが求められています。

### (1) 目指す子供像

国際教育は、次のような三つの力を備えた児童生徒の育成を目指しています。

- ・異文化や異なる文化をもつ人々を受容し、共生することができる。
- ・自らの国の伝統・文化に根ざした自己を確立する。
- ・自らの考えや意見を自ら発信し、具体的に行動することができる。

### (2) 指導上の留意点

国際教育は、全教育活動を通して行われることが大切であり、次のような点に留意して指導する必要があります。

#### ア 各教科等の関連を意識した授業づくり

- ・各教科等においては、自国や外国の歴史・文化の理解と尊重、地球的視野と多様なものの見方、人間尊重と共に生きるという考え方、表現力、コミュニケーション能力といった国際教育の要を意識して指導する。
- ・各教科等で培った基礎的・基本的知識、技能等を、総合的な学習〈探究〉の時間や学校行事において体験等に結び付け、それらをさらに学ぶ意欲につなげることが求められる。逆に、総合的な学習〈探究〉の時間等における異文化体験等を、各教科等での学習への関心や学習効果につなげていく。

#### イ 実践的な態度・能力を育成する授業づくりへの支援

- ・各学校において、地域の実情に合った学習内容や方法を開発し、創意工夫を發揮した特色ある国際教育を展開する。
- ・情報通信技術を、国際教育に積極的に活用していく。特に、インターネットについては、規模や地域を問わず、子供たちが世界とつながり、交流ができるという利点がある。

#### ウ 言語教育の充実

- ・外国語教育は、単に言語運用能力の習得だけを目的とするのではなく、異なる文化や言語をもつ人々とのコミュニケーションという主体的な活動を通じて、自分の考えをもち、それを主張する中で合意を形成していくという態度・能力の育成にも直接に寄与するものであるので、子供たちの主体的な活動への参加が促されるよう、子供たちの発達の段階を踏まえた話題、題材、素材を扱うなどの工夫を行う。
- ・コミュニケーション能力等全ての知的活動の基盤となるものが国語力である。国際教育に関する取組においても、相手や目的、場面に応じて国語を用いて正確に理解し適切に表現する能力が育成されるようにするとともに、特に、互いの立場や考えを尊重し言葉で「伝え合う力」を高めることを意識して指導していく。

### 3 外国人児童生徒教育

外国人労働者を受け入れる枠組みとなる「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が平成 30 年 12 月に公布され、来日する外国人が年々増加しています。それに伴い、日本語指導が必要な外国人児童生徒数も増加するとともに、より多言語化し、一人一人の状況に応じた指導が必要となっています。学習指導要領総則にも、日本語の習得に困難のある児童生徒に対する日本語指導が明記されています。

外国人児童生徒に対する教育は、外国人児童生徒の日本における生活の基礎となるものです。児童生徒一人一人の日本語能力を的確に把握してきめ細かな指導を行うことにより、外国人児童生徒が、必要な学力等を身に付けて、自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるようにしなければなりません。外国人児童生徒教育を充実するためには、学校管理職、日本語指導担当教師、在籍学級・ホームルーム担任等が協力・連携することが不可欠です。

#### (1) 学校全体の児童生徒の指導

※高等学校（以下同様）

学びの拠点は、在籍学級（ホームルーム ※）です。外国人児童生徒が、在籍学級での学習活動に参加できるようにするためには、そこで児童生徒が安心して学び、生活できることが非常に重要です。外国人児童生徒が学級で受け入れられるためには、「異文化理解」「多文化共生」「人権尊重」等の教育が必要不可欠です。在籍学級のみならず、「違いを認め、互いに助け合える共生を目指した学校」であることこそが大切です。

#### (2) 学校の受入れ体制づくり

校内の教職員のそれぞれが自分の役割を認識し、共通理解をした上で、連携して教育に当たることが重要です。

#### (3) 日本語指導・教科等指導について

平成 26 年の制度改正により、日本語指導が必要な児童生徒に対しては、日本語の能力に応じた特別の指導を行うための「特別の教育課程」を編成し、実施することが可能になりました。別の教室等での日本語能力に応じた特別の指導や在籍学級での日本語指導員等の支援を得た指導、在籍学級での担任や教科担任等授業者の配慮による指導等の工夫が考えられます。

なお、外国人児童生徒の指導については、富山県教育委員会作成の「外国人児童生徒教育の手引」や以下の Web サイト等を参考にしてください。

#### <参考資料>

- 外国人児童生徒教育の手引（富山県教育委員会） 平成 6～令和 7 年度  
<https://www.kyoinouen.tym.ed.jp/sido/gAikoku> 令和 7 年度版よりデータのみ
- 外国人児童生徒受け入れの手引き 改訂版（文部科学省） 平成 30 年度  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm)
- 外国人児童生徒等教育に関する動画コンテンツについて（文部科学省）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm)
- 帰国・外国人児童生徒教育のための情報サイト「かすたねっと」（文部科学省）  
<https://casta-net.mext.go.jp>  
外国人児童生徒教育のための教材が検索できる。
- 外国人児童生徒等のことばの力のアセスメント（文部科学省） 令和 7 年度  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm)  
外国人児童生徒の日本語能力を把握し、その後の指導方針を検討する際の参考となる情報を提供している。  
※「特別の教育課程」を編成する場合の指導計画・実施報告書の様式例・記入例は、以下のホームページからダウンロードできます。  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm)

## 4 環境教育

「自然環境や資源の有限性等を理解し、持続可能な社会づくりを実現していくことは、我が国や各地域が直面する課題であるとともに、地球規模の課題でもあります。子供たち一人一人が、地域の将来などを自らの課題として捉え、そうした課題の解決に向けて自分たちができることを考え、多様な人々と協働し実践できるよう」求められています。

(中教審答申「学習指導要領改訂の基本的な方向性」平成28年12月より)

環境学習では、私たちの活動に起因する環境負荷が、地域の環境や地球環境に影響を与えていることについて理解と認識を深め、問題解決に向けて主体的に取り組むことが大切です。

### (1) 学習の進め方と留意点

学校における環境教育は、全ての教育活動の中で体験を通して行うことが望ましく、これら相互の関連を図りながら、総合的に取り組むことが必要です。

**ア** 学校における環境教育は、小学校、中学校、高等学校の各段階を通して行われるため、児童生徒の発達の段階に対応した教材の選択、指導方法の工夫が大切です。

#### ○ 小学校低学年・中学年

自然に触れ、自然の事物・現象から感受する活動の機会を多くもたせ、守るべき自然がどのようなものであるかを知らせる。

#### ○ 小学校高学年・中学校

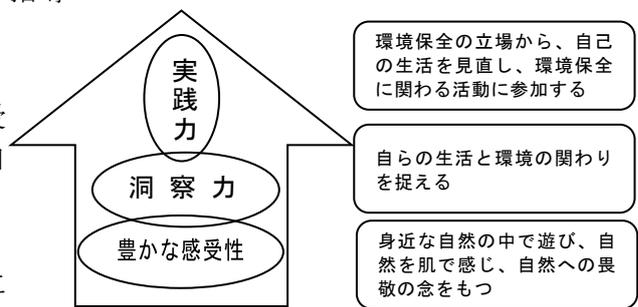
環境に関わる事象に直面させ、具体的に認識させるとともに、因果関係や相互関係の把握力、問題解決能力を育成する。

#### ○ 高等学校

環境問題を総合的に思考・判断し、賢明な選択・意志決定が行えるような学習活動を課し、環境保全や環境の改善に主体的に働きかける能力や態度を育成する。

**イ** 問題解決の能力や態度を育成するには、地域の環境の実態を把握し、具体的な自然環境や社会環境にみられる環境問題を教材として取り扱うことが大切です。

**ウ** 総合的な学習(探究)の時間を利用して教科の枠を超えた学習を行うために、教師間の共通理解や家庭及び地域社会との連携を図り、協力体制をつくる必要があります。



【環境学習の流れ】

### (2) 内容の取り上げ方

環境教育では、身近な環境事象の中から環境学習の課題を見だし、以下のようなことに留意しながら活動する態度を育成することが必要です。

○ 身近な環境事象の学習の対象は、自然事象から社会・文化事象まで多岐にわたるので、体験させることや期待する成果を焦点化する。

○ 地域の実態や児童生徒の興味・関心に応じた多様な教材を開発し、児童生徒が主体的に学習を進めることができるようにする。

○ 「環境から学ぶ」「環境について学ぶ」「環境のために学ぶ」の三つの視点から教材を把握することに心がける。

・ 環境から学ぶ … 自然観察マップづくり、森の生き物調べ、地形観察等

・ 環境について学ぶ … 指標生物による自然度調べ、酸性雨調査、川の水質調査等

・ 環境のために学ぶ … ごみ減量作戦、省エネ省資源作戦、身近な自然の保全等

○ 身近な環境の体験から始めることが適切であるが、地域的・時間的な比較によってより認識を深められるように、映像教材やICT等を活用する。

○ 環境教育には関係がないように思える事象でも、別の視点から見ると適切な学習内容になり得るので、地域の素材を環境教育の視点から見直す。

## &lt;参考資料&gt;

- 環境教育に活用できる学校づくり実践事例集(文部科学省) 平成 23 年9月  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/ecoschool/detAll/1311403.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/detAll/1311403.htm)  
文部科学省が作成した事例集で、環境教育に学校施設を活用している先進的な取組や学校の施設づくりの工夫を紹介している。
- 教育現場における SDGs の達成に資する取組 好事例集(文部科学省)  
[https://www.mext.go.jp/unesco/sdgs\\_koujireisyu\\_education/index.htm](https://www.mext.go.jp/unesco/sdgs_koujireisyu_education/index.htm)  
文部科学省が作成した事例集で、教育現場において取り組まれている SDGs の達成に資する様々な事例を紹介している。
- 環境学習ステーション(環境省)  
<https://policies.env.go.jp/policy/eco/>  
環境教育・環境学習に関する情報を総合的に提供している。
- 環境楽習室エコ・ラボとやま(富山県環境科学センター)  
<https://www.pref.toyama.jp/1730/kurashi/kankyoushizen/kankyou/kj00022729/index.html>  
環境問題に関する情報を提供している。
- 公益財団法人とやま環境財団  
<https://www.t kz.or.jp/>  
小学4年生対象の授業「とやま環境チャレンジ10」など県内の環境教育に関する情報を提供している。
- 環境:川に学ぶ社会を目指して(国土交通省)  
<https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/play/kawanimanabu.html>  
川の学習をするための総合的な情報を提供している。

## 5 情報教育

情報教育とは、児童生徒の「情報活用能力」の育成を目指す教育活動です。

「情報活用能力」は、社会における様々な事象を情報とその結び付きとして捉えて把握し、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力です。具体的には、①学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、②情報を整理・比較したり、③得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、④必要に応じて保存・共有したりといったことができる力です。さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル等に関する資質・能力等も含まれます。

このような「情報活用能力」を育成することは、将来の予測が難しい社会において、情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくために重要です。そこで、文部科学省委託事業『次世代の教育情報化推進事業「情報教育の推進等に関する調査研究」成果報告書』（令和元年度）では、情報活用能力の育成に関わる事例を学習内容という観点から四つの分類に整理し、「想定される学習内容」と位置付けています。

想定される学習内容	例
基本的な操作等	キーボード入力やインターネット上の情報の閲覧等、基本的な操作の習得等に関するもの 等
問題解決・探究における情報活用	問題を解決するために必要な情報を集め、その情報を整理・分析し、解決への見通しをもつことができる等、問題解決・探究における情報活用に関するもの 等
プログラミング	単純な繰り返しを含んだプログラムの作成や問題解決のためにどのような情報を、どのような時に、どれだけ必要とし、どのように処理するかといった道筋を立て、実践しようとするもの 等
情報モラル・情報セキュリティ	SNS、ブログ等、相互通信を伴う情報手段に関する知識及び技術を身に付けるものや情報を多角的・多面的に捉えたり、複数の情報を基に自分の考えを深めたりするもの 等

令和6年12月、文部科学省は「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン(Ver. 2.0)」を公表しました。このガイドラインは、生成AI技術の急速な発展に伴い、学校関係者が生成AIの適切な利活用を実現するための参考資料となるよう取りまとめられたものです。具体的には、生成AIの概要や教育利用における方向性、留意点等が示されています。また、これを受けて富山県教育委員会は令和7年2月に、『「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」の改訂について(通知)及び「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドラインへの対応について」の変更について』を公表し、生成AIの取り扱いについて周知しています。

ガイドラインでは、生成AIが生成する情報はあくまでも参考情報の一つとして捉え、最終的な判断は自身で行うことの重要性が強調されています。また、教育現場での活用においては、児童生徒の発達段階を考慮し、限定的な利用から始めるべきであるとされています。さらに、情報モラル教育の一環として、生成AIの性質や限界について児童生徒に理解させることが重要視されています。

### (1) 情報モラル教育

情報化の進展に伴い、インターネットを利用した誹謗中傷やいじめ、個人情報の流出やプライバシーの侵害、インターネット犯罪や有害情報へのアクセス、ウイルス被害、ネット依存等、児童生徒に悪影響を与える情報化の「影」の部分が大きな問題となっています。これらの背景として、情報過多及びその質の多様化により、「必要かつ信頼性の高い情報を選択することの難しさ」「疑似体験と実体験との混同」「人間関係の希薄化」「真の生活体験、自然体験の不足」等、情報社会の様々な要因が考えられます。

こうした問題を踏まえた上で、「情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度」である「情報モラル」について指導することが重要です。

一人一人が情報の発信者となる現代においては、個人情報の保護や著作権に対する正しい認識をもつこと、悪質な行為は許されないこと等、個人情報やセキュリティについての理解が必要です。特に、インターネット利用に関しては、SNS等で他人の悪口を書き込む、勝手に他人の個人情報を載せる、なりすましメールやなりすまし投稿をする、迷惑メールやチェーンメール、コンピュータウイルスをまき散らすなどの行為が、情報に限らず、人としてのモラルに反する行為であることを意識させることが重要です。また、自分の健康や将来という観点からも、インターネットを使用する時間を決めて、規則正しい生活を送ることの大切さを理解させることが大切です。そのためにも、保護者と連携して、インターネットを使用する上での家庭でのルールづくりやフィルタリングの設定を行うことが重要です。

さらに、コンピュータ等を通して体験するものはあくまで間接体験や疑似体験であって、現実の生活体験、社会体験、自然体験こそが大切であることを理解させる必要があります。コンピュータ等の情報通信機器はあくまで自分を助ける「道具」であること、そして、自らの考えをもち、自ら判断し、自らの責任において行動することが大切であることを十分理解させなければなりません。情報モラル教育のねらいは、出会うかもしれない危険をうまく避ける知恵を与えるだけでなく、情報化の「影」の部分を理解した上で、情報社会の特性の理解を進め、自分自身で的確に判断する力を育成することにあります。

#### <参考資料>

- 情報モラル教育の充実等 (文部科学省)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm)
- ネットいじめの未然防止及び解決に向けた指導と対応:校内研修シリーズ No45(独立行政法人教職員支援機構)  
<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/045.html>
- 令和版 ネットいじめの現状と対策:校内研修シリーズ No154 (独立行政法人教職員支援機構)  
<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/154.html>

## (2) プログラミング教育

プログラミング教育で育む資質・能力は、学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力の一部であり、全ての学校段階の学習指導要領の総則において、情報活用能力を育成することと記載されています。

### ア 小学校

令和 2 年度から全面実施された小学校学習指導要領ではプログラミング教育が導入されました。小学校におけるプログラミング教育のねらいは①「プログラミング的思考」（自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力）を育むこと、②プログラムの働きやよさ、情報社会がコンピュータ等の情報技術によって支えられていること等に気付くことができるようにするとともに、コンピュータ等を上手に活用して身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度を育むこと、③各教科等の内容を指導する中で実施する場合には、各教科等での学びをより確実なものとするための三つが挙げられています。

プログラミングに取り組むことを通じて、児童がおのずとプログラミング言語を覚えたり、プログラミングの技能を習得したりするといったことは考えられますが、それ自体をねらいとしているのではないことを押さえておかななくてはなりません。また、学習指導要領では児童にプログラミングを体験させることが求められており、プログラミング教育全体において児童がコンピュータをほとんど用いないことは望ましくないことに留意する必要があります。

プログラミング教育に関する具体的な取組として、学習指導要領においては算数科の正多角形の作図（小 5）、理科の電気の性質や働き（小 6）等が例示されていますが、それ以外の教科・学年・単元等でもプログラミング教育を取り入れることが可能です。

なお、プログラミング教育に関する詳しい内容は、文部科学省が作成した「小学校プログラミング教育の手引（第三版）」（令和 2 年 2 月）を参考にしてください。

### イ 中学校

令和 3 年度から全面実施された中学校学習指導要領では、技術・家庭科の技術分野において、プログラミングに関する内容の充実（「計測・制御のプログラミング」に加え、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」について学ぶ）が図られました。詳しい内容については、「中学校学習指導要領解説 技術・家庭編」（文部科学省 平成 29 年 7 月）を参考にしてください。

### ウ 高等学校

令和 4 年度から年次進行で実施された高等学校学習指導要領では、共通必修科目「情報 I」において、すべての生徒がプログラミングのほか、ネットワーク（情報セキュリティを含む）やデータベースの基礎等について学ぶよう内容の充実が図られました。詳しい内容については、「高等学校学習指導要領解説 情報編」（文部科学省 平成 30 年 7 月）を参考にしてください。

## (3) 教科等の指導における ICT 活用場面と教員の指導力

教科等の指導における ICT 活用とは、教科の学習目標を達成するために、教員や児童生徒が ICT を活用することです。学習指導要領解説には、各教科等において ICT 活用の例が示されています。これらは、以下の三つに分類することができます。

### ア 学習指導の準備と評価のための教員による ICT 活用

よりよい授業を実現するために、教員が ICT を活用して授業の準備を進めたり、教員が学習評価を充実させるために ICT を活用したりすることができます。

## イ 授業での教員によるICT活用

教員が授業のねらいを示したり、学習課題への児童生徒の興味・関心を高めさせたり、学習内容を分かりやすく説明したりするために、教員による指導方法の一つとしてICTを活用することができます。

## ウ 児童生徒によるICT活用

教科内容のより深い理解を促すために、児童生徒が、情報を収集・選択したり、文章や図・表にまとめたり、表現したりする際に、あるいは、繰り返し学習によって知識の定着や技能の習熟を図る際に、ICTを活用することができます。

教員に求められるこれらの指導力は、「教員のICT活用指導力チェックリスト」※に示されており、自己チェックをしたり、指導例を参考にしたりすることができます。

学習指導の効果を高めるICT活用のためには、ICT活用と教員の指導力との関連を意識する必要があります。単に授業でICTを活用すれば教育効果が期待できるものではありません。「ICTそのものが児童生徒の学力を向上させる」のではなく、「ICT活用が教員の指導力に組み込まれることによって児童生徒の学力向上につながる」のであり、ICT活用のタイミングや活用する上での創意工夫等、教員の指導力が教育効果に大きく関わっていると考えられます。

※教員のICT活用指導力チェックリスト(文部科学省) 平成30年6月改訂

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1416800.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416800.htm)

## (4) 学習場面に応じたICT活用の分類例

ICTを効果的に活用した学習場面は、「一斉指導による学び(一斉学習)」、「子供たち一人一人の能力や特性に応じた学び(個別学習)」、「子供たち同士が教え合い学び合う協働的な学び(協働学習)」の三つに分類することができます。

### ア 一斉学習

挿絵や写真等の拡大・縮小や、画面への書き込み等を活用して分かりやすく説明することにより、子供たちの興味・関心を高めることが可能となります。

#### 例① 教師による教材の提示

教師が教材を提示する際に、大型提示装置や学習者用コンピュータに、画像、音声、動画等を拡大したり書き込みながら提示したりすることにより、学習課題等を効果的に提示・説明することができます。

#### 例② 指導者用デジタル教科書・教材の活用

動画・アニメーション・音声等を含むデジタル教科書・教材を提示することにより、子供たちの興味・関心の喚起につながるとともに、学習活動を焦点化し、子供たちの学習課題への理解を深めることができます。

### イ 個別学習

デジタル教材等の活用により、自らの疑問について深く調べることや、自分に合った進度で学習することが容易となります。また、一人一人の学習履歴を把握することにより、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築することが可能となります。

#### 例① 調査活動

インターネットやデジタル教材を用いた情報収集、観察における写真や動画等による記録等、学習課題に関する調査を行うことが挙げられる。学習者用コンピュータ等を用いて写真・動画等の詳細な観察情報を収集・記録・保存することで、細かな観察情報による新たな気付きにつなげることができる。

#### 例② 思考を深める学習

シミュレーション等のデジタル教材を用いた学習課題の試行により、考えを深める学習を行うことが挙げられる。試行を容易に繰り返すことにより、学習課題への関心が高

まり、理解を深めることができる。また、デジタル教材のシミュレーション機能や動画コンテンツ等を用いることにより、通常では難しい実験・試行を行うことができる。

## ウ 協働学習

学習者用端末や電子黒板等を活用し、教室内の授業や他地域・海外の学校との交流学习において子供同士による意見交換や発表等、互いを高め合う学びを通じて、思考力、判断力、表現力等を育成することが可能となります。

### 例① 協働での意見整理

学習者用端末等を用いてグループ内で複数の意見・考えを共有し、話し合いを通じて思考を深めながら協働で意見整理を行うことが挙げられる。クラウドサービスを活用するなどして、学習課題に対する互いの進捗状況を把握しながら作業することにより、意見交流が活発になり、学習内容への思考を深めることが可能となる。また、学習者用端末や大型提示装置に、クラウドサービスを活用してグループ内の複数の意見・考えを書き込んだスライドや、書き込みをしたデジタル教科書・教材を映すこと等により、互いの考えを視覚的に共有することができ、グループ内の議論を深め、学習課題に対する意見整理を円滑に進めることが可能となる。

### 例② 協働制作

学習者用端末を活用して、写真・動画等を用いた資料・作品を、グループで分担したり協働で作業しながら制作したりすることが挙げられる。グループ内で役割分担し、クラウドサービスを活用するなどして、同時並行で作業することにより、他者の進み具合や全体像を意識して作業することが可能となる。また、写真・動画等を用いて作品を構成する際、表現技法を話し合いながら制作することにより、子供たちが豊かな表現力を身に付けることが可能となる。

教育の情報化に関する手引-追補版-(令和2年6月)文部科学省

#### <参考資料>

- GIGA スクール構想の実現について (文部科学省)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/other/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm)
- 生成 AI の利用について (文部科学省)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/other/mext\\_02412.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/other/mext_02412.html)
- StuDX Style (文部科学省)  
<https://www.mext.go.jp/studxstyle/>
- 教育の情報化に関する手引 -追補版- (文部科学省) 令和2年6月  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/mext\\_00117.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html)
- 次世代の教育情報化推進事業『情報教育の推進等に関する調査研究』 (文部科学省)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1400796.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1400796.htm)
- 発達障害のある子供たちのための ICT 活用ハンドブック (文部科学省)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1408030.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1408030.htm)

## 第11章 幼稚園教育

### 1 幼稚園教育の意義と役割

幼児期は、心身の発達が著しく、環境から大きな影響を受ける時期です。生活の中で、自分の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、人格形成の基礎となる豊かな心情、物事に自分から関わろうとする意欲や健全な生活を営むために必要な態度等が培われる大切な時期です。

幼児教育では、教育内容に基づいた計画的な環境をつくりだし、その環境に関わって幼児が主体性を十分に発揮できる生活を通して、望ましい発達を促すことが大切です。幼児教育の基本は、「環境を通して行う教育」です。

また、幼稚園等には、幼児教育の在り方や保護者のニーズに応える子育て支援等について、研修や園運営の工夫を行うことが求められています。

平成24年8月の「子ども・子育て関連3法」の制定を経て、平成26年4月には、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が告示されました。

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されたことにより、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとなりました。

さらに、平成29年3月、「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」が、初めて同時に改訂（改定）されました。幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明確に示され、その内容について一層の整合性が図られました。

このことにより、生きる力の基礎を培う「幼児期の学校教育」においては、将来をしっかりと生きていくための「根っこ」をつくること等、より質の高い学校教育・保育の提供が責務となり、教職員のさらなる資質向上が求められています。

### 2 幼稚園の教育活動

#### (1) 幼稚園教育の目標

「環境を通して行う教育」とは、幼児が環境と主体的に関わって、一人一人が本来もっているよさや可能性が拓かれることであり、それを引き出すような環境を構成することが重要です。そのためには、幼児期にふさわしい生活の展開、遊びを通しての総合的な指導、幼児一人一人の発達の特性に応じた指導が重視されなければなりません。このように、幼稚園は一人一人のよさと可能性を生かしながら、生きる力の基礎を培うところです。学校教育法では、幼稚園教育の目標を次のように示しています。

- 1 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 2 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 3 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 5 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。  
(学校教育法第23条)

**(2) 幼稚園教育の内容※**

前記の目標は、幼児が環境に関わって展開する具体的な活動を通して総合的に指導することになります。

幼稚園教育要領では、幼稚園教育のねらいと内容を幼児の発達の側面から5領域にまとめて示しています。各領域のねらいは、幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものです。また、幼児の発達の実情や地域の実態等に応じて、具体的なねらいや内容を組織することが必要です。各領域の主な内容は次のとおりです。

**ア 心身の健康に関する領域「健康」**

- ・いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- ・先生や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ。
- ・幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。
- ・自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。

**イ 人との関わりに関する領域「人間関係」**

- ・友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見いだし、工夫したり協力したりなどする。
- ・友達と楽しく生活する中でできまりの大切さに気付き、守ろうとする。
- ・高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみをもつ。

**ウ 身近な環境との関わりに関する領域「環境」**

- ・自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。
- ・自然などの身近な事象に関心をもち、取り入れて遊ぶ。
- ・身近な物を大切に使う。
- ・身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。
- ・日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。

**エ 言葉の獲得に関する領域「言葉」**

- ・先生や友達の言葉や話に興味や関心をもち、親しみをもって聞いたり、話したりする。
- ・したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する。
- ・人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。
- ・生活の中で必要な言葉が分かり、使う。
- ・親しみをもって日常の挨拶をする。
- ・絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。

**オ 感性と表現に関する領域「表現」**

- ・生活の中で様々な音、形、色、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりするなどして楽しむ。
- ・感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったりなどする。
- ・音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。
- ・かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりなどする。

---

※幼稚園教育の内容 幼稚園教育要領 第2章 ねらい及び内容(文部科学省)平成29年3月31日

### 3 学級経営

学級担任は園の教育目標や経営方針等を受けて学級目標を立て、その実現を目指して経営し、日々の生活を保育者と幼児が一緒になってつくり上げていきます。特に、学級経営に当たっては、次のような点に心がける必要があります。

#### (1) 指導計画の作成と展開

学級担任は園の教育課程に基づき、一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験が得られるような具体的な指導計画を作成することが大切です。

指導計画は、教育課程を具体化したものであり、具体化する際には、発達を見通した年、学期等の長期の計画と、それと関連してより具体的な幼児の生活に即した週、日等の短期の計画があります。

指導計画はあくまで予定であって、実際に展開される生活に応じて常に改善すべきものなので、作成した指導計画に基づいて学級経営を工夫し、実践の積み重ねの中で反省や評価を行い、指導計画の修正、改善を図ることが大切です。

実際に保育を展開する場合は、幼児の生活する姿の中から発達の実情を理解し、適切な環境を幼児と共に構成し、活動を充実させるよう援助が必要です。具体的に次の4点が挙げられます。

- ・ 幼児の発達の過程を見通し、具体的なねらいと内容を設定すること。
- ・ 幼児の発達に必要な体験が積み重ねられるような具体的な環境を構成すること。
- ・ 環境と関わって生み出された幼児の活動に沿って幼児の発達を理解すること。
- ・ 幼児一人一人の発達にとって活動のもつ意味を捉え、発達に必要な体験を積み重ねていくことができるように援助すること。

#### (2) 幼児理解と評価

幼児期にふさわしい教育を行うには、保育者は幼児の発達の実情を的確に把握し、一人一人の幼児を十分に理解することが大切です。幼児理解とは、外面的なものだけではありません。幼児が今何に興味や関心をもち何を実現しようとしているのか、活動に取り組む中で苦勞しているところはるか、その困難はその幼児にとって乗り越えられそうか、この後どんなことに興味が広がっていきそうかなど、幼児の内面の動きや活動への取り組み方、その取組の中で育ちつつあるものを理解することが幼児理解です。それには、保育者が幼児と生活を共にしながら触れ合う場を多くもち、園生活全体を通して幼児のよさや可能性を捉えようとする目をもって幼児を理解しようとするのが大切です。そこから、一人一人の幼児の発達を促す保育が生み出されます。

幼児教育における評価とは、幼児を他の幼児と比較して優劣をつけることではありません。保育の中で、幼児の姿がどのように変容していくかを捉えながら、そのような姿が生み出されてきた様々な状況について適切かどうかを検討して、保育をよりよいものに改善する手がかりを得ることが評価です。

#### <参考資料>

- 幼児理解に基づいた評価（文部科学省）平成31年3月  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/youchien/07121724/\\_icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1296261\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/07121724/_icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1296261_1.pdf)
- 幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開（文部科学省）令和3年2月  
[https://www.mext.go.jp/content/20210301-mxt\\_youji-000013093\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210301-mxt_youji-000013093_01.pdf)
- 指導と評価に生かす記録（文部科学省）令和3年10月  
[https://www.mext.go.jp/content/20211213-mxt\\_youji-000004381\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20211213-mxt_youji-000004381_1.pdf)

### (3) 環境の構成

環境を構成するということは、幼児が発達に必要な体験が得られるような状況を、物や人、身の回りに起こる事象（自然現象、情報）、時間や空間、保育者の動き等を関連付けてつくり出していくことです。

そのためには、遊具や用具、素材等の様々な要素が遊びを通して、幼児の発達にどう影響するかを考え、教育的に価値のある環境を計画的に構成していかなければなりません。

また、幼児の興味や関心は次々と変化し、あるいは深まり、発展していきます。それゆえ、環境が最初に構成されたまま固定されていると、幼児の主體的な活動が十分に展開されなくなり、経験も豊かなものとはなりません。常に適切なものとなるように、環境を再構成していかなければならないのです。その上で幼児が興味や関心のある活動にじっくり取り組むことができるだけの時間、空間、遊具等の確保も重要です。

### (4) 保護者との信頼関係

幼児の発達にとって、家庭での教育と幼稚園等の教育とが共に大切な意味をもっており、幼児教育の営みは家庭との連携を抜きにして考えることはできません。また、保護者はもとより幼児を取り巻く家族が、幼稚園等や保育者に対してどのような気持ちをもっているかは、幼児の心に微妙な影響をもたらすことが多いものです。そこで、保護者が「この先生なら大丈夫」「この園なら任せられる」という安心感を感じとれるような信頼関係を、日常の触れ合いの中で築いていくことが大切です。

保護者との信頼関係を築くための保育者の基本姿勢としては、次のようなことが考えられます。

- 何でも話せる雰囲気をつくり、相手の話をゆったりと最後まで聴き、ありのままを受け止める。
- 幼児一人一人は保護者にとってかけがえのない存在であり、その保護者の気持ちを大切に
- 幼児のよい点や伸びる可能性を中心に話すようにし、保護者と共に幼児の望ましい発達について考える。そのときは、幼児一人一人のよい面を認めながら「こうしてはどうでしょうか」と共に考える姿勢を大切に

また、家庭との連携を図る手段としては、次のようなことが考えられます。

- ・学級懇談会、個人懇談会
- ・家庭訪問
- ・園だより（学級通信）、園のホームページ
- ・連絡ノート
- ・その他（祖父母学級、親子ふれあい活動や運動会等の園行事等）

### (5) 保育者の心構え

保育者は自分が最も重要な教育環境であることを自覚して、幼児と生活を共にしながら、幼児の内面に育ちつつあるものをくみ取り、幼稚園等の教職員全員で一人一人の幼児を育てるという視点に立つことが大切です。また、幼児の自由な活動と協同で行う活動や一斉で行う活動をバランスよく取り入れることを考慮します。そして、幼児が安定して楽しく園生活を送れるように、一人一人の幼児に応じた保育に努めなければなりません。

## 4 指導の実際

### (1) 主体的な活動を促す指導

#### ア 幼児期の発達の特徴を踏まえた指導の展開

- ・ 幼児が周囲の環境に自ら進んで関わる中で、自分の世界を広げ、生活に必要な体験を獲得していく過程を発達と捉え、幼児一人一人のその子供らしい見方や関わり方を大切にします。
- ・ 豊かな自然や周囲の温かい人間関係の中で、幼児が興味や欲求を十分満足させ、発達に必要な体験を確実に獲得できる活動を展開するように配慮します。

#### イ 自発的な活動を促す環境の工夫

- ・ 幼児の生活する姿に即して、どのような体験を積み重ねる必要があるのかを明確にし、物や人、場や時間、保育者の援助等と関連させて環境を構成します。
- ・ 環境の構成は固定的なものではなく、幼児の意識の流れや活動の展開に伴って再構成していくという弾力的なものと考え、工夫します。
- ・ 幼児の生活が、昨日から今日、今日から明日へと時間的に密接につながっていることや、家庭・地域社会から幼稚園等へ、幼稚園等から小学校等へと空間的につながり営まれていることを配慮しながら、環境の構成を工夫します。
- ・ 幼児が安心して活動できるように遊具、用具、素材の内容（量、形状、安全性等）に留意します。

#### ウ 温かい信頼関係の育成

幼児は周囲の大人によって自分は守られている、自分の存在が受け入れられているという安心感をもつことで自分の世界を拡大し、自立した生活へと向かっていきます。そこで、保育者は、幼児を温かく見守ったり、気持ちを受け止めたりすることを通して温かい信頼関係を築いていくことが大切です。

#### エ 一人一人に応じた援助

幼児は家庭環境や生活経験の違いから、一人一人が異なった発達の姿を示します。そこで、環境の受け止め方や見方、環境への関わり方等幼児の内面を理解し、思いや気持ちを受け止めることが大切です。そして、幼児一人一人をかけがえのない存在として捉え、それぞれの発達の課題に即して必要な体験が得られるように援助していくことが必要です。

### (2) 指導計画(日案)の作成

登園から降園までの一日の園生活には、様々な生活場面があります。幼児は登園すると同時に、自分を取り巻く様々な環境と関わって活動を生み出し、保育者はそれに対応しながら保育を展開していきます。それぞれの場面において、保育者は、あらかじめ作成した指導計画を踏まえながら、一人一人の幼児がその中で発達に必要な体験を積み重ねることができるよう環境を構成したり援助を繰り返したりします。保育を展開する中で保育者は、幼児の生活する姿を捉え直し、指導計画の見直しを行っていくことが必要です。

日案の作成に当たっては、幼児の心身の発達を促し、指導の方向性が明確であり、幼児が充実した活動を展開できるよう工夫することが望まれます。そして、綿密で具体的なものにすると同時に、幼児の生活の自然な流れに柔軟に対応できるようにすることが大切です。

#### ア 全体計画への位置付けの明確化

昨日の実践が今日の計画に生かされ、今日の実践が明日に生かされるように指導計画の関連を考えます。

**イ 一日のねらいと内容の明確化**

- ・その時期の幼児にふさわしいねらいを、幼児の実態に即して明確にします。
- ・内容には、ねらいを達成するために幼児に積み重ねさせたい体験を盛り込んでおきます。

**ウ 幼児が意欲的に取り組む環境構成の工夫**

- ・登園直後から自分の好きな遊びに取り組めるよう、ゆとりのある活動の展開に心がけます。
- ・使いたい物があったら取り出せる場所、声をかけたら応えてくれる友達、自由に動ける空間等、自分なりのイメージをもち、進んで関わろうとする気持ちが生まれるような環境を、幼児と保育者が共につくりあげていきます。
- ・幼児自身が楽しいと感じるような、魅力ある環境の構成をします。

**エ 生活の流れに応じた活動の工夫**

- ・幼児の生活は、昨日から今日、家庭から幼稚園等へと連続し、関連し合って成り立っています。昨日の様子や家庭の状況等幼児の生活の流れを捉え、その関連を明らかにします。
- ・幼児は生活の流れにリズムや変化を求める傾向があります。興味・関心の示し方や集中力の持続時間等に留意しながら、活動の場所（屋内と屋外）や形態（個人、グループ、学級全体）等の特性を生かすようにします。

**オ 反省・評価と指導計画の改善**

幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化等に即して、具体的なねらいや内容が適切であったかどうか、環境の構成が適切であったかどうか、幼児の活動に沿って必要な援助が行われたかどうかなどを十分に検討します。さらに、指導過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図ります。

## (3) 指導計画(日案)の事例

4歳児 令和〇年〇月〇日(〇)の指導計画

〇〇組 計〇名  
保育者 〇 〇 〇 〇

## 1 活動名 船ごっこをしよう

## 2 幼児の姿(〇月第〇週の生活の様子)

気の合う友達が登園するのを待って、同じ遊びを繰り返す姿が見られる。また、偶然同じ場所にいた友達と一緒に遊びながら、興味のあるものに次々と移っていく姿が見られ、友達と一緒に遊ぶ楽しさを味わっている。

戸外での遊びに興味をもち、園庭を走ったり池でオタマジャクシをとったり、砂でごちそうをつくったりしながら遊びを楽しむ姿が見られる。また、保育者と一緒に園の周囲を散歩したり、身近な自然との触れ合いを楽しんだりして遊びを進めている。

## 3 ねらい

保育者や友達と一緒に遊びを進めたり、楽しんだりする。

- ・保育者や気の合った友達と簡単な役割を決めながら遊ぶ。
- ・絵本や身近な自然に触れ、感じたことを遊びの中に取り入れたり、友達や保育者に話したりする。

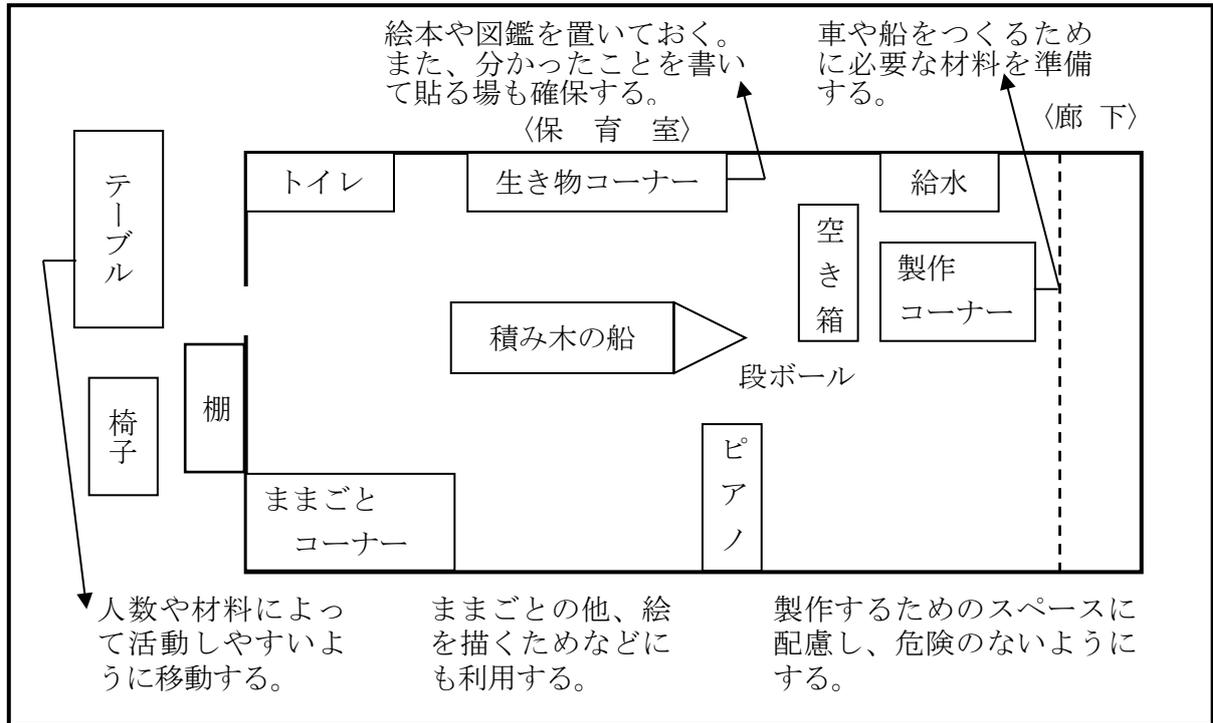
## 4 幼児の活動と保育者の援助

時刻	幼児の活動	保育者の援助
8:40	○登園する。 ○持ち物の整理をする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・挨拶を交わしながら、登園時の様子を注意して見る。</li> <li>・登園時にすんなりと保護者から離れ、持ち物の整理に取りかけられるよう、見守り励ます。</li> </ul>
9:00	○好きな遊びをする。 〔ままごと〕 粘土や紙でごちそうをつくる。 役割を決めて遊ぶ。 〔乗り物ごっこ〕 船・車や切符等をつくる。 役割を交代したり、相談したりしながら遊ぶ。 〔お菓子づくり〕 砂や水、木の葉等でケーキやクッキーをつくる。 〔草花摘み〕 〔オタマジャクシとり〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育者と一緒にいることで安心している幼児や、遊びに取りかかるのが遅い幼児に対しては、他の幼児の遊びを一緒に見ながら、目的をもった活動ができるように声をかけたり、遊びに誘ったりする。</li> <li>・役割を決めたり遊びを進めたりすることができない幼児がいる場合には、遊びや相談の仲間に入り助言する。</li> <li>・遊具や用具の乱暴な取扱いについては、危険であることをその場ではっきりと教える。</li> <li>・使った物や場所を片付けてから、次の遊びに移るように声をかける。</li> </ul>

時刻	幼児の活動	保育者の援助
10:30	<p>○テーマをもった遊びをする。</p> <p>【船ごっこをしよう】</p> <p>[船長さんのへや]</p> <p>船長さんになって船を操縦する。</p> <p>[ゲームのへや]</p> <p>パソコンでゲームをする。</p> <p>魚がどこに棲んでいるかパソコンで調べる。</p> <p>[魚たちのへや]</p> <p>魚について疑問に思ったことを絵本や図鑑で調べる。</p> <p>調べて分かったことを絵や文字に書いてコーナーに貼る。</p> <p>[レストラン]</p> <p>船員やお客さんになってごちそうを食べる。</p> <p>[風呂]</p> <p>船員やお客さんになって、風呂に入る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・思いを表現したり、イメージを膨らませたりして遊べるよう、遊びの展開を見通しながら環境を整える。</li> <li>・一人一人の興味や関心、遊びへの思いを読み取って、認めたり、励ましたりしながら、その子なりの楽しさが味わえるようにする。</li> <li>・魚や船に関する絵本や図鑑等を幼児と一緒に見ることで、遊びに対する興味・関心を高める。</li> <li>・遊びの中でトラブルが起きたときは、それぞれに思いがあることを知らせ、その状況に合わせて援助する。</li> </ul>
11:40	○後片付けをする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進んで片付けている幼児を認める。</li> <li>・片付け方の分からない幼児には、具体的な方法を示す。</li> </ul>
12:00	○昼食の準備をし、食べる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手伝いたい幼児の思いを大切に、当番を中心に昼食の準備を進める。</li> </ul>
13:00	○絵本や紙芝居等の読み聞かせを聞く。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児の名前を入れた話づくりを工夫するなどして、楽しく聞けるようにする。</li> </ul>
13:30	○降園の準備をする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身支度を整えたり、忘れ物がないか確認したりする時間を確保する。</li> </ul>
14:00	○降園する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迎えが来ていない幼児については、保育者のそばで待たせておく。</li> </ul>

5 環境の構成

各場所で多様な遊びが展開できるように、また、船ごっこのテーマをもった活動につながるよう意図的に材料を準備しておく。



6 評価の観点

保育者や友達と一緒に遊ぶことを楽しんでいるか。

## 5 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のために

### (1) 幼児期の教育と小学校教育の連携・接続の重要性

幼児教育施設で生活していた子供たちが小学校に入学すると、様々な違いに出合います。遊びを中心とした幼児期の学びから、教科や時間に区切られた小学校の学びへというような、主に学習面での段差(移行)や、有能感に満ちていた年長児が、最年少の立場の1年生として扱われるような、主に生活面での段差(移行)等があります。

その段差を子供たちが乗り越えるためには、遊びを通して学ぶ幼児期の教育活動から教科学習が中心の小学校以降の教育活動への円滑で確実な接続を目指し、幼児教育施設と小学校との連携を強化しながら双方の質の向上を図り、幼児教育の成果を小学校教育に取り入れる方策を工夫することが必要です。子供たちが小学校へ入学するに当たり、不安を少しでも軽減するために幼児教育施設と小学校が連携し、円滑な接続に向けて取り組むことが大切になります。

幼児教育施設における幼児期の教育と、小学校における児童期の教育は、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子供の発達や学びの連続性を保障するため、両者の教育が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保し、子供に対して体系的な教育が組織的に行われるようにすることが重要です。

### (2) 幼児期の教育と小学校教育の接続の理解

幼児期の教育と児童期の教育には、子供の発達の段階の違いに起因する、教育課程の構成原理や指導方法等の様々な違いが存在します。その一方、子供一人一人の発達や学びは、幼児期と児童期とははっきりと分かれるものではないことから、幼児期の教育と児童期の教育との連続性・一貫性を確保することが求められます。

子供の発達と学びの連続性を確保するためには、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、保育者と小学校教員が幼児の成長を共有することを通して、幼児期から児童期への発達の流れを理解することが大切です。すなわち、子供の発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めることが大切です。

### (3) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、幼稚園教育要領等に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼児教育修了時の具体的な姿であり、小学校教員が指導を行う際に考慮するものです。

#### 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の項目

- |                          |               |                  |                  |
|--------------------------|---------------|------------------|------------------|
| (1) 健康な心と体               | (2) 自立心       | (3) 協同性          | (4) 道徳性・規範意識の芽生え |
| (5) 社会生活との関わり            | (6) 思考力の芽生え   | (7) 自然との関わり・生命尊重 |                  |
| (8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 | (9) 言葉による伝え合い |                  |                  |
| (10) 豊かな感性と表現            |               |                  |                  |

実際の指導では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意する必要があります。

(4) 幼児教育と小学校教育の特徴

幼児教育	小学校教育
<p>「感じる」「気付く」「考える」「工夫する」「興味をもつ」「関わる」などの<b>経験を重視</b></p>	<p>「～できるようになる」「分かるようになる」などの<b>目標への到達度を重視</b></p>
<p><b>遊びを通した総合的な指導</b></p>	<p>各教科の目標・内容に沿って選択された<b>教材による授業</b></p>
<p><b>5つの領域からなる「ねらい」と「内容」</b></p> <p>健康・人間関係・環境・言葉・表現</p>	<p><b>各教科等における目標及び内容</b></p> <p>国語科・社会科・算数科・理科・生活科・音楽科・図画工作科・家庭科・体育科・外国語科・道徳科・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動</p>
<p>「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置きながら、小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力を育成</p>	<p>「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関連を考慮し、幼児期に育まれた資質・能力を踏まえて、教育活動を実施</p>

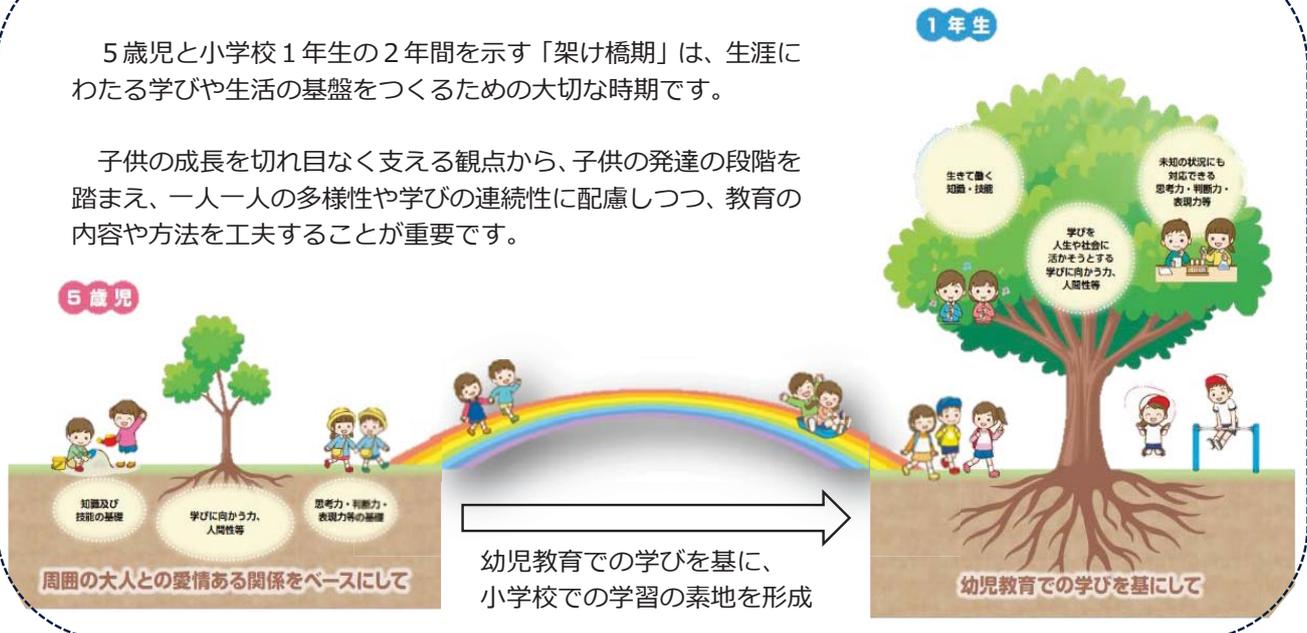
(幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと？(幼児教育及び小学校教育関係者向けの参考資料)より)

「**学びの芽生え**」から「**自覚的な学び**」へ

<わくわく・きときと接続ガイドⅡより>

5歳児と小学校1年生の2年間を示す「架け橋期」は、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるための大切な時期です。

子供の成長を切れ目なく支える観点から、子供の発達の段階を踏まえ、一人一人の多様性や学びの連続性に配慮しつつ、教育の内容や方法を工夫することが重要です。



## ＜参考資料＞

- [幼稚園教育要領（文部科学省）平成29年3月](#)  
[幼稚園教育要領解説（文部科学省）平成30年2月](#)
- [保育所保育指針（厚生労働省）平成29年3月](#)  
[保育所保育指針解説（厚生労働省）平成30年2月](#)
- [幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文部科学省・厚生労働省）平成29年3月](#)  
[幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説（内閣府・文部科学省・厚生労働省）平成30年3月](#)
- 小学校学習指導要領（文部科学省）平成29年3月  
[https://www.mext.go.jp/content/1413522\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1413522_001.pdf)
- 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）（文部科学省）令和4年3月  
[https://www.mext.go.jp/content/20220405-mxt\\_youji-000021702\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220405-mxt_youji-000021702_3.pdf)
- 幼児教育は何のため？（幼児期の大切な学びが分かる動画）（文部科学省）令和6年4月  
<https://www.youtube.com/watch?v=MExUaZ6M3G0>
- 遊びは学び 学びは遊び “やってみたいが学びの芽”  
～園における資質・能力の育成～（動画コンテンツ）（文部科学省）令和6年4月  
<https://www.youtube.com/watch?v=UxfA13XWfGo>
- 遊びは学び 学びは遊び “やってみたいが学びの芽”  
～多様な遊びから見える資質・能力を育むための園の工夫～（動画コンテンツ）  
（文部科学省）令和6年4月  
<https://www.youtube.com/watch?v=VNj0wpuDd44>
- 遊びは学び 学びは遊び “やってみたいが学びの芽”  
～どろだんご遊びから見える資質・能力を育むための園の工夫～（動画コンテンツ）  
（文部科学省）令和6年4月  
<https://www.youtube.com/watch?v=VuIP2CUKq-U>
- 幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと？  
（幼児教育及び小学校教育関係者向けの参考資料）（文部科学省）令和6年4月  
[https://www.mext.go.jp/content/20241024-mxt\\_youji-000038497-1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20241024-mxt_youji-000038497-1.pdf)
- わくわく・きときと接続ガイドⅡ（富山県教育委員会）令和7年1月  
<https://www.pref.toyama.jp/documents/45197/2.pdf>

# 1 教職員の懲戒処分の指針 (第1章 4「教職員の服務」に関連)

富山県教育委員会

## 第1 基本事項

### 1 対象者

本指針は、富山県教育委員会の事務局及び教育機関の職員、県立学校の教職員並びに市町村立学校の県費負担教職員（以下「教職員」という。）に適用する。

### 2 処分量定の決定

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。具体的な処分量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った教職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 他の教職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものであり、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外（訓告、注意など事実上の行為を含む。）とすることがあり得る。

例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として、

- ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- ② 非違行為を行った教職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- ③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- ④ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- ⑤ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

がある。

また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとすることが考えられる場合として、

- ① 教職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- ② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

がある。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

## 第2 標準例

### 1 一般服務関係

#### (1) 欠勤

- ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた教職員は、減給又は戒告とする。
- イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた教職員は、停職又は減給とする。
- ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた教職員は、免職又は停職とする。

(2) 遅刻・早退

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた教職員は、戒告とする。

(3) 休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした教職員は、減給又は戒告とする。

(4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた教職員は、減給又は戒告とする。

(5) 職場内秩序を乱す行為

ア 他の教職員に対する暴行により職場の秩序を乱した教職員は、停職又は減給とする。

イ 他の教職員に対する暴言により職場の秩序を乱した教職員は、減給又は戒告とする。

(6) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った教職員は、減給又は戒告とする。

(7) 違法な職員団体活動

ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は県(市町村)の活動能率を低下させる怠業的行為をした教職員は、減給又は戒告とする。

イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった教職員は、免職又は停職とする。

(8) 秘密漏えい

ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員は、免職又は停職とする。この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした教職員は、免職とする。

イ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

(9) 政治的目的を有する文書の配布

政治的目的を有する文書を配布した教職員は、戒告とする。

(10) 兼業の承認等を得る手続の怠

営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った教職員は、減給又は戒告とする。

(11) 入札談合等に関与する行為

入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った教職員は、免職又は停職とする。

(12) 個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した教職員は、減給又は戒告とする。

(13) 個人の情報の漏えい、紛失、盗難

児童生徒等に係る重要な個人情報漏らし、若しくは重大な過失により紛失し又は盗難にあった教職員は、停職、減給又は戒告とする。

(14) 不適切な事務処理

職務の遂行に関して法令等に違反し、又は不適切な事務処理等により、公務の運営に重大な支障を与え、又は重大な損害を与えた教職員は、減給又は戒告とする。

(15) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の教職員を不快にさせる職場外における性的な言動）

ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした教職員は、免職又は停職とする。

イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した教職員は、停職又は減給とする。この場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該教職員は免職又は停職とする。

ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った教職員は、減給又は戒告とする。

(16) パワー・ハラスメント

ア パワー・ハラスメント（職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、教職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、教職員の人格若しくは尊厳を害し、又は教職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。以下同じ。）を行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した教職員は、停職又は減給とする。

ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員は、免職、停職又は減給とする。

(注) (15) 及び (16) に関する事案について処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上判断するものとする。

2 公金公物取扱い関係

(1) 横領

公金又は公物を横領した教職員は、免職とする。

(2) 窃取

公金又は公物を窃取した教職員は、免職とする。

(3) 詐取

人を欺いて公金又は公物を交付させた教職員は、免職とする。

(4) 紛失

公金又は公物を紛失した教職員は、戒告とする。

(5) 盗難

重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った教職員は、戒告とする。

(6) 公物損壊

故意に職場において公物を損壊した教職員は、減給又は戒告とする。

(7) 失火

過失により職場において公物の出火を引き起こした教職員は、戒告とする。

(8) 諸給与の違法支払・不適正受給

故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した教職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した教職員は、減給又は戒告とする。

(9) 公金公物処理不適正

自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした教職員は、減給又は戒告とする。

(10) コンピュータの不適正使用

職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた教職員は、減給又は戒告とする。

3 公務外非行関係

(1) 放火

放火をした教職員は、免職とする。

(2) 殺人

人を殺した教職員は、免職とする。

(3) 傷害

人の身体を傷害した教職員は、停職又は減給とする。

(4) 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした教職員が人を傷害するに至らなかったときは、減給又は戒告とする。

(5) 器物損壊

故意に他人の物を損壊した教職員は、減給又は戒告とする。

(6) 横領

ア 自己の占有する他人の物を横領した教職員は、免職又は停職とする。

イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した教職員は、減給又は戒告とする。

(7) 窃盗・強盗

ア 他人の財物を窃取した教職員は、免職又は停職とする。

イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した教職員は、免職とする。

(8) 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた教職員は、免職又は停職とする。

(9) 賭博

ア 賭博をした教職員は、減給又は戒告とする。

イ 常習として賭博をした教職員は、停職とする。

(10) 麻薬等の所持等

麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした教職員は、免職とする。

(11) 酩酊による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした教職員は、減給又は戒告とする。

(12) 痴漢行為

公共の場所又は乗物において痴漢行為をした教職員は、停職又は減給とする。

(13) 盗撮行為

公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けていない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした教職員は、停職又は減給とする。

(14) ソーシャルメディアへの不適切な内容の投稿

ソーシャルメディアに他人や組織を誹謗中傷する内容、公序良俗に反する内容又は社会規範に反する内容の投稿を行った教職員は、減給又は戒告とする。

#### 4 児童生徒等に対する非違行為関係

##### (1) 児童生徒性暴力等

ア 児童生徒等に性交等をした教職員又は児童生徒等をして性交等をさせた教職員は、免職とする。

イ 児童生徒等にわいせつな行為をした教職員又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせた教職員は、免職とする（アに掲げるものを除く。）。

ウ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をした教職員は、免職とする（ア及びイに掲げるものを除く。）。

エ 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であつて、児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを行った教職員又は児童生徒等をしてそのような行為をさせた教職員は、免職とする。（アからウまでに掲げるものを除く。）。

（ア）衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること。

（イ）通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

オ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であつて、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行った教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする（アからエまでに掲げるものを除く。）。

（注1）「児童生徒等」とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第1項で規定する学校に在籍する幼児、児童及び生徒並びに18歳未満の者をいう。

（注2）「児童生徒性暴力等」とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項各号に規定する行為をいう。また、刑事罰とならない行為も含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無は問わない。

（注3）(1)に該当する行為の例示

ア 刑法第177条の不同意性交等罪、児童福祉法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為や、富山県青少年健全育成条例第15条により禁止される性行為が該当する。

イ 刑法第176条の不同意わいせつ罪、児童福祉法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為（アの場合を除く。）や、富山県青少年健全育成条例第15条により禁止されるわいせつな行為が該当する。

ウ 以下の（ア）から（ウ）の行為が該当する。

（ア）刑法第182条の罪に当たる行為（16歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求（同条第1項）、面会（同条第2項）、性的な姿態を撮影した映像の要求（同条第3項。いわゆる自撮り要求等））

（イ）児童ポルノ法第5条から第8条までの罪に当たる行為（児童買春周旋（同法第5条）、児童買春勧誘（同法第6条）、児童ポルノ所持、提供等（同法第7条）、児童買春等目的人身売買等（同法第8条）（児童買春（同法第4条）は明記していないが、これは性交等に係る他の規定との重複を避けるためであり、児童買春は児童生徒性暴力等の対象となる。））

（ウ）性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為（児童生徒等に係るものに限る。）（児童生徒等に係る性的姿態等の撮影（同法第2条）、性的影像記録の提供等（同法第3条）及び当該行為をする目的での保管（同法第4条）、性的姿態等影像の送信（同法第5条）、及び記録（同法第6条））

エ 富山県迷惑行為等防止条例第3条により禁止される卑わいな行為（痴漢や盗撮）が該当する。  
 オ 児童生徒等に対するセクシャル・ハラスメント（児童生徒等を不快にさせる性的な言動（言動には口頭での発言に限らず SNS や電子メール、手紙等を用いることも含む。））が該当する。なお、このうちわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返すなど、特に悪質な場合は、免職を標準とする。

**(2) 体罰**

ア 児童生徒に対して、体罰を行った教職員は、減給又は戒告とする。  
 イ この場合において、児童生徒に傷害を負わせた場合は、停職、減給又は戒告とする。  
 ウ この場合において、児童生徒を死亡させ又は重大な後遺症が残る傷害を負わせた場合は、免職又は停職とする。

**(3) 不適切な指導**

ア 児童生徒に対して、暴言等不適切な指導を常習的に行った教職員は、減給又は戒告とする。  
 イ この場合において、児童生徒に著しい精神的な苦痛を与えた教職員は、免職、停職又は減給とする。

(注) 体罰又は不適切な指導に関する事案について処分を行うに際しては、当該行為の態様や行為に至る経緯、児童生徒の心身の状況や事後の対応等も考慮の上、判断するものとする。

**5 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係**

別表のとおりとする。

**6 監督責任関係**

**(1) 指導監督不適正**

部下教職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を著しく欠いていた教職員は、減給又は戒告とする。

**(2) 非行の隠ぺい、黙認**

部下教職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した教職員は、停職又は減給とする。

**第3 施行年月日**

この指針は、平成28年4月1日から適用する。

附則

この指針は、平成28年7月12日から適用する。

附則

この指針は、平成29年4月13日から適用する。

附則

この指針は、令和2年6月1日から適用する。

附則

この指針は、令和5年12月1日から適用する。

附則

この指針は、令和7年8月7日から適用する。

(別表)

交通事故を起こした職員の懲戒処分等の基準

(令和7年8月7日適用)

事由		事犯		相手方死亡	相手方重傷	相手方軽傷 又は物損	自損のみ	違反のみ
飲酒 運 転	酒酔い			免職	免職	免職	免職	免職
	酒 気 帯 び	過去に飲酒運転で処分を受けた者		免職	免職	免職	免職	免職
		上記以外の者		免職	免職 停職	免職 停職	免職 停職	免職 停職
	飲酒運転を知らずながら同乗した者			免職 停職	免職 停職	停職 減給	減給 戒告	減給 戒告
	飲酒を勧め、かつ、飲酒運転を制止しなかった者			免職 停職 減給	免職 停職 減給	減給 戒告	戒告	戒告
無免許			免職	免職 停職	停職	減給	減給 戒告	
ひき逃げ 〔 当て逃げ 〕			免職	免職	免職 〔 停職 〕 〔 減給 〕			
速度 違 反	50km/h 以上			免職	免職	免職 停職	減給	戒告
	30km/h 以上			免職	免職 停職	減給 戒告	戒告	訓告
上記以外の事故			免職 停職 減給	免職 停職 減給	減給 戒告 訓告 注意			

※道路交通法上の車両等（自動車、原動機付自転車、自転車が含まれる）を運転した場合が対象  
 ※ 訓告＝「嚴重書面訓告」「書面訓告」「口頭訓告」、注意＝「所属長注意」

「教職員の懲戒処分の指針」標準例一覧

令和7年8月7日  
富山県教育委員会

	事由	標準例				
		免職	停職	減給	戒告	
1 一般 勤務	(1) 欠勤	ア)10日以内			○	○
		イ)11日以上20日以内		○	○	
		ウ)21日以上	○	○		
	(2) 遅刻・早退					○
	(3) 休暇の虚偽申請			○	○	
	(4) 勤務態度不良(職場離脱)			○	○	
	(5) 職場内秩序を乱す行為	ア)暴行		○	○	
		イ)暴言			○	○
	(6) 虚偽報告			○	○	
	(7) 違法な職員団体活動	ア)単純参加			○	○
		イ)あおり・そそのかし	○	○		
	(8) 秘密漏えい	ア)故意の秘密漏えい	○	○		
		イ)情報セキュリティ対策のけ怠による秘密漏えい	○	○	○	○
	(9) 政治的目的を有する文書の配布	自己の不正な利益を図る目的				○
	(10) 兼業の承認等を得る手続きのけ怠				○	○
	(11) 入札談合等に関する行為		○	○		
(12) 個人の秘密情報の目的外収集				○	○	
(13) 個人情報の漏えい、紛失、盗難			○	○	○	
(14) 不適切な事務処理				○	○	
(15) セクハラ	ア)強制わいせつ、上司等の影響力利用による性的関係・わいせつな行為	○	○			
	イ)性的な言動の繰返し(意に反することを認識)		○	○		
	ウ)性的な言動(意に反することを認識)	○	○		○	
(16) パワハラ	ア)著しい精神的又は身体的な苦痛を与えたもの		○	○	○	
	イ)指導、注意等を受けたにもかかわらず、繰り返したもの		○	○		
	ウ)強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたもの	○	○		○	
2 公金 公物 取扱 い	(1) 横領		○			
	(2) 窃取		○			
	(3) 詐取		○			
	(4) 紛失				○	
	(5) 盗難(重過失)				○	
	(6) 公物損壊(故意)			○	○	
	(7) 失火				○	
	(8) 諸給与の違法支払・不適正受給			○	○	
	(9) 公金公物処理不適正			○	○	
	(10) コンピュータの不適正使用			○	○	
3 公務 外 非 行	(1) 放火		○			
	(2) 殺人		○			
	(3) 傷害		○	○		
	(4) 暴行・けんか			○	○	
	(5) 器物損壊(故意)			○	○	
	(6) 横領		○	○		
		遺失物等横領			○	○
	(7) 窃盗・強盗	ア)窃盗	○	○		
		イ)強盗	○			
	(8) 詐欺・恐喝		○	○		
	(9) 賭博	常習賭博		○	○	○
	(10) 麻薬等の所持等		○			
	(11) 酩酊による粗野な言動等			○	○	
	(12) 痴漢行為			○	○	
(13) 盗撮行為			○	○		
(14) ソーシャルメディアへの不適切な内容の投稿			○	○		
4 対 非 違 行 生 徒 等 ( )	(1) 児童生徒 性暴力等	ア)児童生徒等に性交等をする事又は児童生徒等をして性交等をさせること	○			
		イ)児童生徒等にわいせつ行為をする事又は児童生徒等をしてわいせつ行為をさせること	○			
		ウ)刑法第182条の罪、児童ポルノ法律第5条から第8条までの罪又は性的姿態撮影等処罰法律第2条から第6条までの罪(児童生徒等に係るものに限る)に当たる行為を行うこと	○			
		エ)児童生徒等に痴漢行為や盗撮行為を行うこと	○			
		オ)児童生徒等に対するセクシャルハラスメント	○	○	○	○
	性的な言動を執拗に繰り返すなど悪質な行為	○				
(2) 体罰	児童生徒が負傷		○	○	○	
	児童生徒が死亡又は重大な後遺症	○	○			
(3)不適切な指導	児童生徒に著しい精神的な苦痛を与えたもの	○	○	○	○	
5	飲酒運転・交通事故・交通法規違反等		別表のとおり			
6 監督	(1) 指導監督不適正			○	○	
	(2) 非行の隠ぺい、黙認		○	○		

## 2 特別休暇（第1章 5「教職員の勤務等」に関連）

「県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」第13条関係

事由	期間
(1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
(3) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合	必要と認められる期間
(4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	5日の範囲内の期間
(4)の2 職員が自発的に、地域に貢献する活動を行う場合	5日の範囲内の期間
(5) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行、その他の結婚に伴い必要と認められるとき	7日の範囲内の期間 ※直近の長期休業期間中の取得も可能 (週休日、休日、休日の代休日を除く)
(5)の2 不妊治療の場合	10日の範囲内の期間
(6) 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
(7) 女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
(8) 生後3年に達しない子の育児をする職員が、その子の育児のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回、1日を通じて90分を超えない範囲内の期間
(9) 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から妊娠満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認める期間
(10) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 交通機関＝公共交通機関、自家用車 (妊娠中の職員が運転するものに限る)	正規の勤務時間の始め又は終りにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内でおの必要と認める期間
(11) 妊娠中の女性職員がつわり（妊娠障害を含む）のため勤務することが著しく困難な場合	14日の範囲内の期間
(12) 女性職員が生理日に勤務することが著しく困難である場合	(連続する) 2日の範囲内の期間
(13) 職員が妻又は子若しくは子の配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	出産の予定日前1週間目に当たる日から出産の日後2週間目に当たる日までの期間内における2日の範囲内の期間

事 由	期 間
(14) 職員の妻又は子若しくは子の配偶者が出産する場合で、出産の予定日前8週間目（多胎妊娠の場合にあっては、14週間目）に当たる日から出産の日後16週間目に当たる日までの期間において、妻等の世話、当該出産に係る子若しくは孫又は小学校就学の始期に達するまでの子若しくは孫（妻の子又は孫を含む）の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における8日の範囲内の期間
(15) 職員が、配偶者（事実上も含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹の看護等（負傷・疾病にかかった者の世話、職員と同居する中学校就学の始期に達するまでの子の疾病の予防を図るための世話、学校の休業に伴う世話、教育・保育に係る行事への参加）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 【同居を要件とするもの】 父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子	1の年において5日（職員と同居する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日（ただし、10日のうち5日は職員と同居する中学校就学の始期に達するまでの子の看護に限る））の範囲内の期間
(16) 配偶者、父母、子、配偶者の父母等の介護その他の人事委員会が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）の範囲内の期間
(17) 職員の親族が死亡した場合	「県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」別表第3を参照
(18) 職員が父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
(19) 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき等	7日の範囲内の期間 (週休日、休日、休日の代休日を含む)
(20) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
(21) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(22) 職員の健康保持のため必要な場合	7月1日から9月30日までの期間内における5日の範囲内の期間

### 3 相談窓口のご案内 (第1章 6「教職員のメンタルヘルス」に関連)

#### <教職員・心の健康管理医「個別相談」>

区分	委嘱医(医療機関)	TEL	E-mail	備考
新川地区	葛野 洋一 (魚津緑ヶ丘病院)	0765-22-1567	kadono@umh.jp	メール・電話で予約のうえ医療機関を訪問
富山地区	麻生 光男 (富山県心の健康センター)	076-428-1511	mitsuo.aso01@pref.toyama.lg.jp	
高岡地区	明橋 大二 (真生会富山病院)	0766-52-2156	akehashi@shinseikai.or.jp	
砺波地区	福井 靖人 (砺波サナトリウム福井病院)	0763-33-1322	hp-fukui@io.ocn.ne.jp	電話で予約のうえ医療機関を訪問

※予約の際は、「教職員・心の健康管理医」利用であることを伝えてください。

※相談料は無料(ただし、治療に移行することとなった場合の医療費は、個人負担となります。)

#### <公立学校共済組合 北陸中央病院 メンタルヘルス相談>

対象者		組合員とそのご家族
相談料		無料
相談日	北陸中央病院の医師・臨床心理士による相談	月曜～金曜 10:00～16:00 (祝日、12/29～1/3 除く)
		詳細については、下記連絡先までお電話ください。
申し込み方法 (要予約)	電話	<b>0766-67-1150</b> (代表) にて 「メンタルヘルス相談希望」とお伝えください。
	人間ドックのオプション	ドックのオプション検査希望表の「メンタルヘルス相談」の欄に「○」をご記入ください。
	メール	次のメールアドレスからお申込みください。平日3日以内に返信いたします。 mental-yoyaku@h-c-h.jp

#### <北陸中央病院 日曜電話相談 ～メンタルヘルス電話相談～ >

移動距離や勤務の都合上、メンタルヘルス相談に足を運ぶことが難しい方や、ちょっと話を聞いてもらいたい時にお電話ください。臨床心理士がプライバシー厳守にてメンタルヘルス相談にお電話にて応じます。

対象者	富山県、石川県、福井県、新潟県、長野県の支部に所属している公立学校共済組合員
受付時間	毎週 日曜日 8:30～12:00、13:00～16:30 (12/29～1/3 除く)
利用時間	1回 30分程度
電話番号	<b>0120-967-745</b> (通話料及び相談料無料)

4 「よりよい授業を目指して」(教員用リーフレット) 富山県教育委員会 平成 26 年3月  
(第4章 1 「授業の創造」に関連)

授業を構想する

- 1 単元(題材)の目標(ねらい)や児童生徒の実態を踏まえて、身に付けさせたい力を明確にする
- 2 目標を達成するために、教材研究を行う
- 3 単元(題材)を通した指導計画・評価計画を立てる
  - ・ 指導内容や指導方法等の検討を行う
  - ・ 指導計画のもと、授業の学習活動や発問等を考える



導入

- 1 学習課題を確認させる
- 2 学習の見通しをもたせる

- 授業の冒頭で目標(めあて・ねらい)を明示
- 学習課題の確実な意識化



ここがポイント! 【学習課題の設定】

- ・ 興味・関心を高める  
「やってみたい」「考えてみたい」(必要感)
- ・ 既習事項とのずれを生じさせる  
「あれっ?」(驚き・不思議さ)
- ・ 明快に分かりやすく提示する



ここがポイント! 【学習課題の意識化】

- ・ 何をどのように学ぶか見通しをもたせる
- ・ 具体物や映像、音声等を活用する  
※ ICT機器の活用
- ・ 日常生活と結び付ける
- ・ 矛盾や疑問が生じる発問で揺さぶる

Check

▼学習課題を板書するだけで終わっていませんか?

▼構造化した板書例

問題

うさぎ小屋AとBでは、どちらが  
こんでいるでしょう。

	面積(m <sup>2</sup> )	数(ひき)
うさぎ小屋A	6	9
うさぎ小屋B	5	8

学習課題

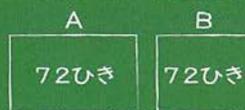
面積も数も違ううさぎ小屋のこみぐあいの比べ方を考えよう

思考の過程

- ◆面積を30m<sup>2</sup>にそろえる  
A  $30 \div 6 = 5$   
 $9 \times 5 = 45$  (ひき)  
B  $30 \div 5 = 6$   
 $8 \times 6 = 48$  (ひき)



- ◆数を72ひきにそろえる  
A  $72 \div 9 = 8$   
 $6 \times 8 = 48$  (m<sup>2</sup>)  
B  $72 \div 8 = 9$   
 $5 \times 9 = 45$  (m<sup>2</sup>)



まとめ

面積または数を  
そろえると比べ  
ことができる。

考え

同じ面積では、数の多い  
方がこんでいる。

同じうさぎの数では、面積  
のせまい方がこんでいる。

児童生徒の思考の軌跡が分かる板書に

単元(本時)の活動内容及び留意点

展開

3 自分の考えをもたせる

- 学習内容や活動の方法、手順などの確認
- 体験的な活動から疑問・発見を引き出し、課題意識を高める授業展開の工夫
- 具体物の提示
- 考えを論理的にまとめるノート指導やワークシートの工夫



**👉 ここがポイント!**  
【ノート指導】

- ・自分の考えの軌跡、成長の記録となるようにする
- ・図や記号等も活用して、考えや調べたこと、感想等を分かりやすく整理させる
- ・記述された内容から考えのよさや努力を捉え、朱書きで励ましの言葉や助言を添える

4 自分の考えを深めさせる

- 関わり合いを生む発問の工夫
- 人間関係を大切にしたい話合いの約束づくり
- 目的に応じた学習形態の工夫 (全体・グループ・ペア等)

**👉 ここがポイント!**  
【発問】

- ・言葉を精選し、簡潔に平易な言葉で問う
- ・方向性や意味が明確な問いにする
- ・一人一人の思考に深まりや広がりが見られるような問いにする

**👉 ここがポイント!**  
【話合い】

- ・話し合う目的や見通しをもたせる
- ・児童生徒の考えの共通点や相違点等を整理する
- ・話合いを広げたり深めたりするための手がかりを示す

- ✓ Check
- ▼児童生徒の書いたり、考えたりする時間を奪っていませんか? (説明し過ぎる)
  - ▼ペアやグループにただで満足していませんか?
  - ▼話合いのねらいは明確ですか?

まとめ

5 学習したことを振り返らせる

- 振り返りの場の計画的な設定
- 目標の達成状況の確認
- 次時への課題の意識化

**👉 ここがポイント!** 【まとめ】

- ・作問をさせたり、類似問題等に取り組みせたりする
- ・「分かったこと」「できたこと」「友達から学んだこと」を自分の言葉で書かせる
- ・達成状況を踏まえ、個別指導、補充指導等を行う

- ✓ Check
- ▼導入・展開に時間をかけ過ぎて、振り返りの時間が十分に取れないことはありませんか?
  - ▼「おもしろかった」「楽しかった」等の感想だけで終わっていませんか?

【見通しと振り返り】

各教科等の指導に当たっては、児童(生徒)が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるように工夫すること(学習指導要領の総則「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」)

※現行の学習指導要領では、「教育課程の実施と学習評価」に記載

## 授 業 チェ ッ ク シ ー ト

- 自分の授業を振り返り、工夫・改善に努めましょう  
 ○ チェック内容は、必要に応じて新たに設けたり、絞ったりしましょう

過程	項目	No.	チェック内容	チェック ◎○△×
構想	ねらい	①	ねらいや児童生徒に身に付けさせたい力が明確であったか	
		教材	②	児童生徒の実態を踏まえた教材であったか
	③		学習意欲を喚起する教材であったか	
	学習過程		④	児童生徒の思考過程を見通した単元構想や授業展開になっていたか
		⑤	内容の系統性や既習事項との関連を図った過程となっていたか	
		⑥	問題解決的な学習過程になっていたか	
導入	既習事項	⑦	前時までの学習内容が理解されていたか	
	学習課題	⑧	ねらいを達成するために学習課題は適切であったか	
		⑨	学習課題をしっかりと提示し、何をどのように学ぶか見通しをもたせていたか	
		⑩	学習課題は児童生徒が考えたいことになっていたか	
展開	発問	⑪	多様な考えを引き出す適切な発問であったか	
	学習活動	⑫	体験的な活動や問題解決的な学習を行ったか	
	説明・指示	⑬	簡潔で、分かりやすく適切であったか	
	指名	⑭	児童生徒の実態や目的に応じた意図的指名を行ったか	
	資料	⑮	興味・関心や疑問をもつような資料を効果的に活用したか	
	板書	⑯	思考を助け、1時間の学習内容を構造的に示すものであったか	
	思考	⑰	一人一人が考えをもつことができるよう時間を確保したか	
		⑱	書くことによって思考を深める手立てがあったか	
		⑲	ノート等を活用する指導を適切に行ったか	
	ICTの活用	⑳	目的に応じて効果的に活用したか また、児童生徒が必要に応じて自由に活用できるようにしたか	
	学習形態	㉑	目的に応じて効果的に工夫したか また、児童生徒が必要に応じて自由に選択できるようにしたか	
	協働	㉒	児童生徒同士の協働を通じ、思考を交流させる活動を行ったか	
		㉓	友達との関わりの中で、考えが深まる話し合い活動を行ったか	
	机間指導	㉔	児童生徒の実態把握や個に応じた支援を行ったか	
	評価	㉕	評価規準や評価方法は適切であったか	
終末	振り返り	㉖	評価規準を基に一人一人の学習状況を把握することができたか	
		㉗	一人一人が学習の成果を確認できる場を設定したか	
		㉘	児童生徒が自分の変容に気付く振り返りの場になっていたか	

## 5 「児童虐待の防止等に関する法律」の概要（第6章 1「人権教育の推進」に関連）

「児童虐待の防止等に関する法律」とは、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることに鑑み、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止等に関する施策を促進するために平成12年11月20日に施行された法律です。その後、幾度かの改正を経て、現在に至っています。以下にその概要を示します。

### 《第2条 児童虐待の定義》

- ① 身体的虐待－児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 性的虐待－児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ ネグレクト－児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、(中略)その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- ④ 心理的虐待－児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(中略)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### 《第3条 児童に対する虐待の禁止》

何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

### 《第5条 児童虐待の早期発見等》

学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

### 《第6条 児童虐待に係る通告》

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

### 《第14条 親権の行使に関する配慮等》

児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。また、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

#### ◆児童虐待の防止等に関する法律◆

第1条－目的	第10条－警察署長に対する援助要請等
第2条－児童虐待の定義	第11条－児童虐待を行った保護者に対する指導等
第3条－児童に対する虐待の禁止	第12条－面会等の制限等
第4条－国及び地方公共団体の責務等	第13条－施設入所等の措置の解除等
第5条－児童虐待の早期発見等	第14条－親権の行使に関する配慮等
第6条－児童虐待に係る通告	第15条－親権の喪失の制度の適切な運用
第7条－（通告者を特定しうる情報の開示禁止）	第16条－大都市等の特例
第8条－通告又は送致を受けた場合の措置	第17条－罰則
第9条－立入調査等	*（ ）：第7条については本誌用に記載

## 6 「教職員による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」の概要

(第6章 1「人権教育の推進」に関連)

「教職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」は、児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的として令和3年6月に公布され、令和4年4月に施行された法律です。以下にその概要を示します。

### 《第2条 定義》

- 1 学校とは : 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校、幼保連携型認定子ども園。
- 2 児童生徒とは : 学校に在籍する幼児・児童又は生徒、18歳未満の者。
- 3 児童生徒性暴力等とは :
  - ①児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること。
  - ②児童生徒等にわいせつ行為を行うこと又はわいせつ行為をさせること。
  - ③刑法第182条(面会要求、自撮り要求等)、児童買春、児童ポルノ法、性的姿態撮影等処罰法違反の行為。
  - ④痴漢行為又は盗撮行為。 ⑤児童生徒等に対する悪質なセクハラ

※ 刑事罰とならない行為も含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。
- 4 教育職員とは : 教育職員、校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、実習助手、寄宿舎指導員をいう。

### 《第3条 児童生徒性暴力等の禁止》

教育職員等は、児童生徒性暴力をしてはならない。

### 《第13条・14条 教育職員等・児童生徒等に対する啓発》

- ・教育職員等や養成課程の履修学生への研修及び啓発等を行う。
- ・児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発し、被害を受けた場合は保護及び支援が行われることについて周知徹底を図る。

### 《第17条 早期発見のための措置》

当該学校に在籍する児童生徒及び教職員等に対する定期的な調査等の実施、相談体制の整備等に必要な措置を講ずる。

### 《第20条 学校に在籍する児童生徒等の保護・支援》

医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、当該学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援並びにその保護者に対する支援を継続的に行うものとする。

- ・児童生徒性暴力等については原則懲戒免職処分とすべきこと。
- ・データベースには、当面、少なくとも40年間分の記録を蓄積される。
- ・採用希望者が特定免許状失効者等に該当することが判明した場合、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を実施する。

#### ◆教職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律◆

第1章 総則 (第1条～第11条)	第4章 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置等 (第17条～第21条)
第2章 基本指針 (第12条)	第5章 特定免許状執行者等に対する教育職員免許法の特例等 (第22条・第23条)
第3章 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置 (第13条～16条)	第6章 雑則 (第24条)
	附則

## 7 「いじめ防止対策推進法」の概要

(第6章 4 「(1)いじめ」に関連)

(第7章 2 (1)ウ「いじめ」に関連)

「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月28日 平成25年法律第71号として公布)は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする法律です。以下にその概要を示します。

### 《1 総則》

(1) 「いじめ」を「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校(※)に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

※ 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)

(2) いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定める。

### 《2 いじめ防止基本方針等》

(1) 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」の策定(※)について定める。

※ 国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

(2) 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

### 《3 基本的施策》

(1) 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定める。また、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定める。

### 《4 いじめの防止等に関する措置》

(1) 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置く。

(2) 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定める。

(3) 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定める。

### 《5 重大事態への対処》

(1) 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものと

する。

(2) 学校の設置者又はその設置する学校は、(1)の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。

(3) 地方公共団体の長等(※)に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による(1)の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定める。

※ 公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

## 《6 雑則》

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設ける。

### いじめの防止等のための基本的な方針より

平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定(最終改定 平成 29 年 3 月 14 日)

#### 《いじめの重大事態とは》

いじめの重大事態とは、以下の 1 もしくは 2 に該当するものをいう。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害\*が生じた疑いがあると認めたとき

※ 例えば、○ 児童生徒が自殺を企図した ○ 身体に重大な傷害を負った  
○ 金品等に重大な被害を被った ○ 精神性の疾患を発症した  
などである。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する\*ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※ 年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手する。(30 日という目安によらない。「30 日」は、不登校の定義を踏まえたもの)

注意：児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

1 いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも 3 か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が、必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定するものとする。

2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 8 児童生徒に対する懲戒・体罰に関する法令等

(第7章 1 (1)「生徒指導の定義と目的」に関連)

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。(学校教育法 11 条)

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当っては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。(学校教育法施行規則 26 条)

懲戒、体罰に関する解釈・運用については、平成 19 年 2 月に、裁判例の動向等も踏まえ、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」(18 文科初第 1019 号文部科学省初等中等教育局長通知)別紙「学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」を取りまとめたが、懲戒と体罰の区別等についてより一層適切な理解促進を図るとともに、教育現場において、児童生徒理解に基づく指導が行われるよう、改めて平成 25 年 3 月に「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」(24 文科初第 1269 号文部科学省初等中等教育局長文部科学省スポーツ・青少年局長通知)において考え方を示し、別紙において参考事例を示している。懲戒、体罰に関する解釈・運用については、以後、この通知によるものとされている。

### 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」

(平成 25 年 3 月 13 日 文部科学省初等中等教育局長文部科学省スポーツ・青少年局長通知より)

#### 1 体罰の禁止及び懲戒について

体罰は、学校教育法第 11 条において禁止されており、校長及び教員(以下「教員等」という。)は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。もとより教員等は、指導に当たり、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である。

ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学(公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。)、停学(義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。)、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

#### 2 懲戒と体罰の区別について

(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

(2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

### 3 正当防衛及び正当行為について

- (1) 児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。
- (2) 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

### 4 体罰の防止と組織的な指導体制について

#### (1) 体罰の防止

1. 教育委員会は、体罰の防止に向け、研修の実施や教員等向けの指導資料の作成など、教員等が体罰に関する正しい認識を持つよう取り組むことが必要である。
2. 学校は、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりすることのないよう、組織的な指導を徹底し、校長、教頭等の管理職や生徒指導担当教員を中心に、指導体制を常に見直すことが必要である。
3. 校長は、教員が体罰を行うことのないよう、校内研修の実施等により体罰に関する正しい認識を徹底させ、「場合によっては体罰もやむを得ない」などといった誤った考え方を容認する雰囲気がないか常に確認するなど、校内における体罰の未然防止に恒常的に取り組むことが必要である。また、教員が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談できるようにするなど、日常的に体罰を防止できる体制を整備することが必要である。
4. 教員は、決して体罰を行わないよう、平素から、いかなる行為が体罰に当たるかについての考え方を正しく理解しておく必要がある。また、機会あるごとに自身の体罰に関する認識を再確認し、児童生徒への指導の在り方を見直すとともに、自身が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談することが必要である。

#### (2) 体罰の実態把握と事案発生時の報告の徹底

1. 教育委員会は、校長に対し、体罰を把握した場合には教育委員会に直ちに報告するよう求めるとともに、日頃から、主体的な体罰の実態把握に努め、体罰と疑われる事案があった場合には、関係した教員等からの聞き取りのみならず、児童生徒や保護者からの聞き取りや、必要に応じて第三者の協力を得るなど、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。あわせて、体罰を行ったと判断された教員等については、体罰が学校教育法に違反するものであることから、厳正な対応を行うことが必要である。
2. 校長は、教員に対し、万が一体罰を行った場合や、他の教員の体罰を目撃した場合には、直ちに管理職へ報告するよう求めるなど、校内における体罰の実態把握のために必要な体制を整備することが必要である。

また、教員や児童生徒、保護者等から体罰や体罰が疑われる事案の報告・相談があった

場合は、関係した教員等からの聞き取りや、児童生徒や保護者からの聞き取り等により、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。

加えて、体罰を把握した場合、校長は直ちに体罰を行った教員等を指導し、再発防止策を講じるとともに、教育委員会へ報告することが必要である。

3. 教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者が、体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備し、相談窓口の周知を図ることが必要である。

## 5 部活動指導について

(1) 部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や結果を残すことのみ固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されなければならない。

(2) 他方、運動部活動においては、生徒の技術力・身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むものである。ただし、その指導は学校、部活動顧問、生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能の習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて、適切に実施しなければならない。

指導と称し、部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えない。

(3) 部活動は学校教育の一環であるため、校長、教頭等の管理職は、部活動顧問に全て委ねることなく、その指導を適宜監督し、教育活動としての使命を守ることが求められる。

## 「学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」より

### 1 体罰(通常、体罰と判断されると考えられる行為)

#### ○ 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩く。
- ・給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片付けが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

#### ○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切、室外に出ることを許さない。
- ・宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

2 認められる懲戒(通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為)(ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。)

※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・放課後等に教室に残留させる。
- ・授業中、教室内に起立させる。
- ・学習課題や清掃活動を課す。
- ・学校当番を多く割り当てる。
- ・立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

3 正当な行為(通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為)

○ 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

- ・児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

○ 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

- ・休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
- ・全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
- ・他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
- ・試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

## 9 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(平成28年12月公布)の概要 (第7章 2「実態に応じた対応と連携」に関連)

目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

### 基本理念

- 1 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。
- 5 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

10 教育相談機関（第6章「人権教育」第7章「生徒指導」第9章「特別支援教育」に関連）

1 不登校、いじめ等、人権に関する相談機関	電 話
<b>(1) 県の機関</b>	
ア 富山県子ども総合サポートプラザ	076-481-7401
イ 富山県総合教育センター 教育相談部	
①電話相談（学校生活等に関する相談）	076-444-6167
②24時間いじめ相談電話	076-444-6320
③セクハラ相談	076-444-6133
ウ 24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
エ 富山県子ども・若者総合相談センター	076-411-9003（月～土、祝日）
オ 教育事務所	
富山県東部教育事務所相談電話	076-441-3882
富山県西部教育事務所相談電話	0766-26-7830
カ 富山県心の健康センター（心の電話相談）	076-428-0606（平日・日中） 0570-074-333（夜間・休日）
キ 子育てほっとライン（「子育てネッ!とやま」ホームページより）	076-433-4150
<b>(2) 各市町村教育委員会</b>	
<b>(3) 児童相談所</b>	
ア 子育てテレフォン相談（富山児童相談所）	076-422-5110
イ 子育てテレフォン相談（高岡児童相談所）	0766-25-8314
<b>(4) 警察関係</b>	
ア ヤングテレホンコーナー	0120-873-415
イ 少年サポートセンター	
① 少年サポートセンター富山県警察本部	076-441-2211
② 少年サポートセンター東部分室（県東部）	076-432-7867
③ 少年サポートセンター西部分室（県西部）	0766-21-7867
<b>(5) 厚生センター</b>	
ア 新川厚生センター	0765-52-1224
イ 中部厚生センター	076-472-1234
ウ 高岡厚生センター	0766-25-8413
エ 砺波厚生センター	0763-22-3511
<b>(6) 富山地方法務局「子どもの人権110番」</b>	0120-007-110

2 障害のある児童生徒に関する相談機関等	電 話
<b>(1) 発達・就学・学習・気になる行動に関する相談</b>	
ア 富山県総合教育センター 教育相談部 子どもの発達相談	076-444-6351
イ 富山県東部教育事務所	076-441-3882
富山県西部教育事務所	0766-26-7830
ウ 県内各特別支援学校	
エ 富山児童相談所	076-422-5110
高岡児童相談所	0766-25-8314
オ 富山県心の健康センター（心の電話相談）	076-428-0606（平日・日中）
カ 富山県発達障害者支援センター「ほっぷ」	0570-074-333（夜間・休日）
キ 地区相談会（各市町村教育委員会）	076-438-8415
<b>(2) 障害のある幼児児童生徒の就学について相談する場合</b>	
ア 各市町村教育委員会	

3 児童虐待等に関する相談機関等	電 話
(1) 虐待かと思った場合(通告・相談)(児童相談所全国共通ダイヤル)	189
(2) 富山地方法務局「子どもの人権 110 番」	0120-007-110
(3) 性暴力被害ワンストップ支援センターとやま	076-471-7879 #8891

## 11 特別支援教育（第9章「特別支援教育」に関連）

### (1) 学校教育法等の一部を改正する法律について（平成19年4月1日から施行）

#### 趣 旨

児童生徒等の障害の重複化や多様化に伴い、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の実施や、学校と福祉、医療、労働等の関係機関との連携がこれまで以上に求められているという状況に鑑み、児童生徒等の個々のニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行う観点から、複数の障害種別に対応した教育を実施することができる特別支援学校の制度を創設するとともに、小中学校等における特別支援教育を推進すること等により、障害のある児童生徒等の教育の一層の充実を図る。

#### 概 要

##### 《特別支援学校制度の創設と目的》

盲学校、聾学校及び養護学校を特別支援学校とした。

特別支援学校の目的は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることである。

##### 《特別支援学校の行う助言又は援助》

特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとした。

##### 《小学校等における教育上特別の支援を必要とする児童等に対する教育》

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う。

「特殊学級」の名称を「特別支援学級」に変更し、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、これを設けることができる。

##### 《教育職員免許法の一部改正》

盲学校、聾学校及び養護学校ごとの教員の免許状を、特別支援学校の教員の免許状とした。

(2) 特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害の種類及び程度

「学校教育法施行令(第22条の3)」、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」より

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも</li> </ul>	(弱視者) <ul style="list-style-type: none"> <li>拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの</li> </ul>	(弱視者) <ul style="list-style-type: none"> <li>拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの</li> </ul>
聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも</li> </ul>	(難聴者) <ul style="list-style-type: none"> <li>補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも</li> </ul>	(難聴者) <ul style="list-style-type: none"> <li>補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの</li> </ul>
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも</li> <li>知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも</li> </ul>	_____
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> <li>肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも</li> <li>肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも</li> </ul>
病弱・身体虚弱者	<ul style="list-style-type: none"> <li>慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも</li> <li>身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも</li> <li>身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも</li> </ul>

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
言語障害者	_____	<ul style="list-style-type: none"> <li>口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のあるもの、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のあるもの、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあるもの、その他これに準じるもの（これらの障害が主として他の障害に起因するものではないものに限る）で、その程度が著しいもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のあるもの、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のあるもの、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあるもの、その他これに準じるもの（これらの障害が主として他の障害に起因するものではないものに限る）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの</li> </ul>
自閉症者	_____	<ul style="list-style-type: none"> <li>自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも</li> <li>主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも</li> </ul>
情緒障害者	_____		<ul style="list-style-type: none"> <li>主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも</li> </ul>
学習障害者	_____	_____	<ul style="list-style-type: none"> <li>全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも</li> </ul>
注意欠陥多動性障害者	_____	_____	<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも</li> </ul>

## 12 教育関係資料及び図書

### (1) 今後の学校教育にかかわる主な審議会答申や法律等

◆次期教育振興基本計画について（答申） 中央教育審議会答申 令和6年8月  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1412985\\_00005.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1412985_00005.htm)

◆教師の資質向上に関する指針・ガイドライン  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/mext\\_01933.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01933.html)

◆不登校対策（COCOLOプラン等）について  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1397802\\_00005.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1397802_00005.htm)

◆「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/senseiouen/mext\\_01317.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/senseiouen/mext_01317.html)

◆次期学習指導要領に向けた  
 「教育課程企画特別部会における論点整理について（報告）」令和7年9月25日  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/mext\\_00010.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/mext_00010.html)

### (2) 教育情報や役に立つ Web ページ

- ア 文部科学省 <https://www.mext.go.jp/>  
 ・教育全般に関わる情報（ex. 新学習指導要領、各種教育、教育政策、科学技術等）
- イ 国立教育政策研究所 <https://www.nier.go.jp/>  
 ・教育に関する実証的研究の成果に関わる情報（ex. 教育課程、全国学力・学習状況調査、生徒指導、社会教育、教育情報等）
- ウ 国立特別支援教育総合研究所 <https://www.nise.go.jp/>
- エ 富山県教育委員会  
<https://www.pref.toyama.jp/kensei/kenseiunei/kensei/soshiki/30/index.html>
- オ 富山県総合教育センター <https://www.center.tym.ed.jp/>  
 ・デジタル理科室、富山県教員応援サイト、特別支援教育、不登校支援等

### (3) 富山県総合教育センターの刊行物（研究紀要第44号 令和7年度）

- ア 学んだことを生活や学習に活用する力の育成に関する調査研究（2年次）  
 ー算数科の授業を通してー
- イ 中学校理科における科学的に探究する学習に関する調査研究（2年次）  
 ー生徒が自ら探究できる授業づくりを目指してー
- ウ 児童生徒理解を深める教育相談の在り方に関する調査研究（2年次）  
 ー児童生徒理解の視点に立った定期相談につながる支援シートの提案ー

以上の他、教育の今日的課題に対応する教育実践事例や研究資料を揃え、教育目的に合った資料の検索や閲覧及び貸し出しをしています。

富山県総合教育センター 教育資料室 TEL 076-444-6169

# 事項索引

## \*\*\*\*\* あ行 \*\*\*\*\*

・ ICT活用	28, 31, 104
・ アクションプラン	11
・ 遊びの指導	91
・ 安全確保	58
・ 安全管理	58, 59
・ 安全教育	58, 59
・ 育児休業	7
・ いじめ	65, 73
・ いじめ防止基本方針	資料7
・ いじめ重大事態	74, 資料7
・ いじめ集団の「4層構造モデル」	65
・ 五つの領域（外国語科）	42
・ 異文化	99
・ 医療的ケア	96
・ インクルーシブ教育システム	83, 84
・ インターネット	78
・ インターナシッブ	81
・ OJT	3

## \*\*\*\*\* か行 \*\*\*\*\*

・ 外国語活動・外国語科の評価	43
・ 外国語活動・外国語科の目標	40
・ 外国人児童生徒教育	100
・ 学習形態	26
・ 学習指導案の書き方	30
・ 学習指導要領	10
・ 学習障害（LD）	88, 資料11
・ 学習評価	31
・ 学級（ホームルーム）活動	48, 81
・ 学級・ホームルーム経営	14
・ 学級経営（幼稚園）	109
・ 学級・ホームルーム経営案	14
・ 学級・ホームルーム懇談会	20
・ 学級・ホームルーム事務	18
・ 学級・ホームルーム通信	20
・ 学級目標	16
・ 学校安全	58
・ 学校給食	56
・ 学校給食におけるリスクマネジメント	56
・ 学校給食法	56
・ 学校行事	51
・ 学校保健	53, 55
・ 学校保健安全法	53
・ 学校保健計画	53
・ 家庭訪問	21
・ カリキュラム・マネジメント	10
・ 環境教育	101
・ 環境の構成（幼稚園）	110, 115
・ 観点別学習状況の評価	32
・ 机間指導	26
・ 危機管理	60
・ キャリア教育	80
・ キャリア・パスポート	49, 80
・ 休暇	7
・ 休憩時間	6
・ 休日	6
・ 給食指導	16, 56
・ 教育活動の評価	11
・ 教育課程	10
・ 教育公務員	2
・ 教育相談機関	資料10
・ 教員	2
・ 教科書	31
・ 共感的理解	69
・ 教材研究の進め方	23

・ 教職員	2, 12
・ 教職員の服務	4
・ 共生	100
・ 協働学習	106
・ 勤務時間	6
・ クラブ活動	48, 51
・ グループ学習	26
・ 健康観察	16, 53, 54
・ 健康診断	53, 54
・ 構成的グループ・エンカウンター	70
・ 構造化した板書例	23, 資料4
・ 校務	12
・ 校務分掌	12
・ 合理的配慮	83, 84, 95
・ 交流及び共同学習	85, 86
・ 国際教育	99
・ 個人情報	13, 18
・ 個別学習	105
・ 個別懇談会	20
・ 個別の教育支援計画	18, 85, 93, 95
・ 個別の指導計画	18, 86, 93, 94
・ コミュニケーション能力	99

## \*\*\*\*\* さ行 \*\*\*\*\*

・ 作業学習	91
・ 時間外勤務	7
・ 自己一致	69
・ 自己指導能力	67
・ 自己存在感	67
・ 資質・能力の三つの柱	32
・ 児童会・生徒会活動	48, 51, 52
・ 児童虐待の防止等に関する法律	62, 66, 資料5
・ 指導計画	11, 41, 42
・ 指導計画の作成（幼稚園）	109, 111
・ 指導計画の事例（幼稚園）	113
・ 指導と評価の一体化	29, 34
・ 児童の権利に関する条約	62
・ 自閉症	87, 88, 資料11
・ 指名の仕方	25
・ 14歳の挑戦・17歳の挑戦	82
・ 授業時数	11
・ 授業設計のポイント	30
・ 授業チェックシート	22, 資料4
・ 受容	69
・ 生涯学習	98
・ 障害者差別解消法	95
・ 障害のある児童生徒の就学	94
・ 情報活用能力	102
・ 情報教育	102
・ 情報モラル教育	103
・ 職員会議	13
・ 職員団体	7
・ 職場体験	82
・ 職務上の義務	5
・ 初任者研修制度	3
・ 自立活動	87, 92
・ 進路相談	82
・ スクールカウンセラー	72, 74
・ スクールソーシャルワーカー	72, 74
・ 生活単元学習	91
・ 生成AI	103
・ 生徒指導の重層的支援構造 （2軸3類4層構造）	68
・ 性犯罪・性暴力	78
・ 性非行	77
・ 総合的な学習〈探究〉の時間の評価	46
・ 総合的な学習〈探究〉の時間の目標	44

## \*\*\*\*\* た行 \*\*\*\*\*

・ 体罰	70, 資料8
・ 体力の向上	53
・ 多文化共生	100
・ 注意欠陥多動性障害（ADHD）	87, 資料11
・ 中堅教諭等資質向上研修	4
・ 懲戒（児童生徒）	70, 資料8
・ 懲戒処分（教職員）	6, 資料1
・ 通級指導教室	4, 85, 86, 88
・ 通級による指導	87, 88, 92, 資料11
・ 転出（転学）に伴う事務	19
・ 転入（転入学）に伴う事務	19
・ 道徳科における評価	38
・ 道徳科の指導	36
・ 道徳教育の進め方	35
・ 道徳教育の目標	35
・ 道徳的価値	36
・ 特別活動の特質と教育的意義	48
・ 特別活動の評価	52
・ 特別休暇	7, 資料2
・ 特別支援学級における指導	87
・ 特別支援学校における指導	89
・ 特別支援学校の教育課程	89
・ 特別支援学校のセンター機能	93
・ 特別支援教育コーディネーター	85
・ 特別支援教育とは	83
・ 特別の教育課程	87

## \*\*\*\*\* な行 \*\*\*\*\*

・ 日常生活の指導（特別支援教育）	91
・ ネット上のいじめ	78
・ ノート指導	27

## \*\*\*\*\* は行 \*\*\*\*\*

・ 発言の取り上げ方	25
・ 発達障害	83
・ 発問	24
・ 話し合い	24
・ 板書	23, 資料4
・ PDCA	11, 22, 32
・ 評価規準	29, 30, 34, 43, 46
・ 評価の観点	43, 46, 52
・ 表簿	18
・ 福利厚生	9
・ 不登校	65, 70, 71, 72, 73
・ プログラミング教育	104
・ 文書管理	13
・ 保健管理	53, 55
・ 保健教育	53, 55
・ 保健に関する指導	53
・ ボランティア活動	45, 51, 80

## \*\*\*\*\* ま行 \*\*\*\*\*

・ 身分上の義務	5
・ 三つの観点	32

## \*\*\*\*\* や行 \*\*\*\*\*

・ 薬物乱用	77
・ 幼児期の教育と小学校教育の接続	116

## \*\*\*\*\* わ行 \*\*\*\*\*

・ ワークシートの活用	28
・ 若手教員研修	4

## 令和8年度 教員研修ハンドブック

発行 富山県教育委員会  
編集 富山県総合教育センター  
〒930-0866 富山県富山市高田 525  
TEL 076(444)6161  
発行日 令和8年3月9日

※ この教員研修ハンドブックは、富山県総合教育センターの  
ホームページからダウンロードできます。

URL <https://www.center.tym.ed.jp/category/siryoku/handbook>

